



# 男女共同参画センターの業務及び運営に関する 実態調査結果について (後半)

令和6年5月9日  
内閣府男女共同参画局

# 男女共同参画センターの業務及び運営に関する実態調査

## 概 要

### 【目 的】

男女共同参画センターの業務及び運営に関する実態を把握し、ガイドラインの内容の検討にいかすことを目的として実施。

※男女共同参画センターは、地方公共団体が条例等を制定し、自治事務として設置・運営している。

### 【調査時期】

令和5年12月22日（金）～令和6年1月31日（水）

### 【調査対象】

「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査（令和5年度）」において、「男女共同参画・女性のための総合的な施設」について「有」と回答した地方公共団体の男女共同参画センター（355センター）

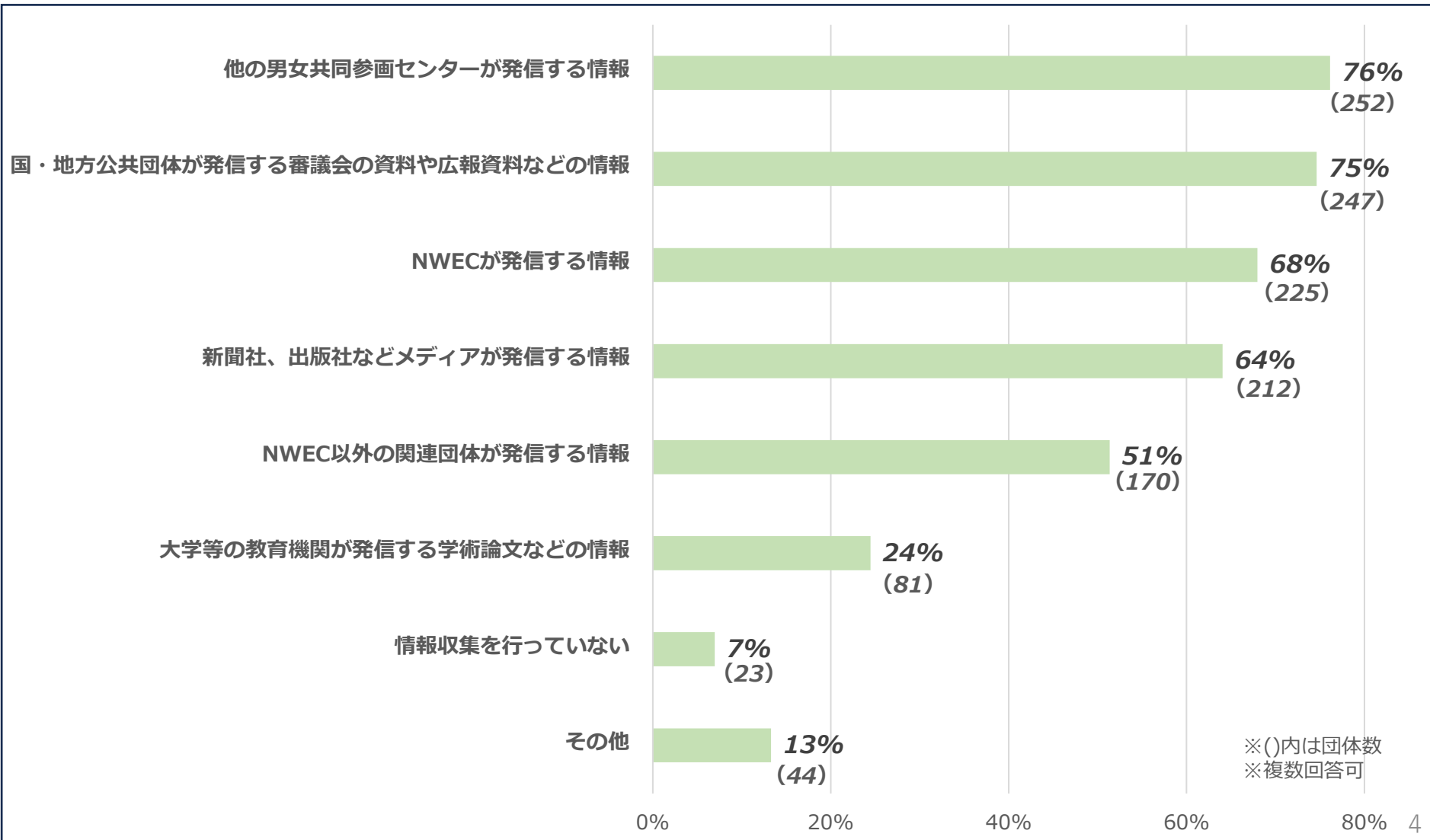
### 【回答数】

総回答数：331センター（回答率：93.2%）

# 情報収集・提供

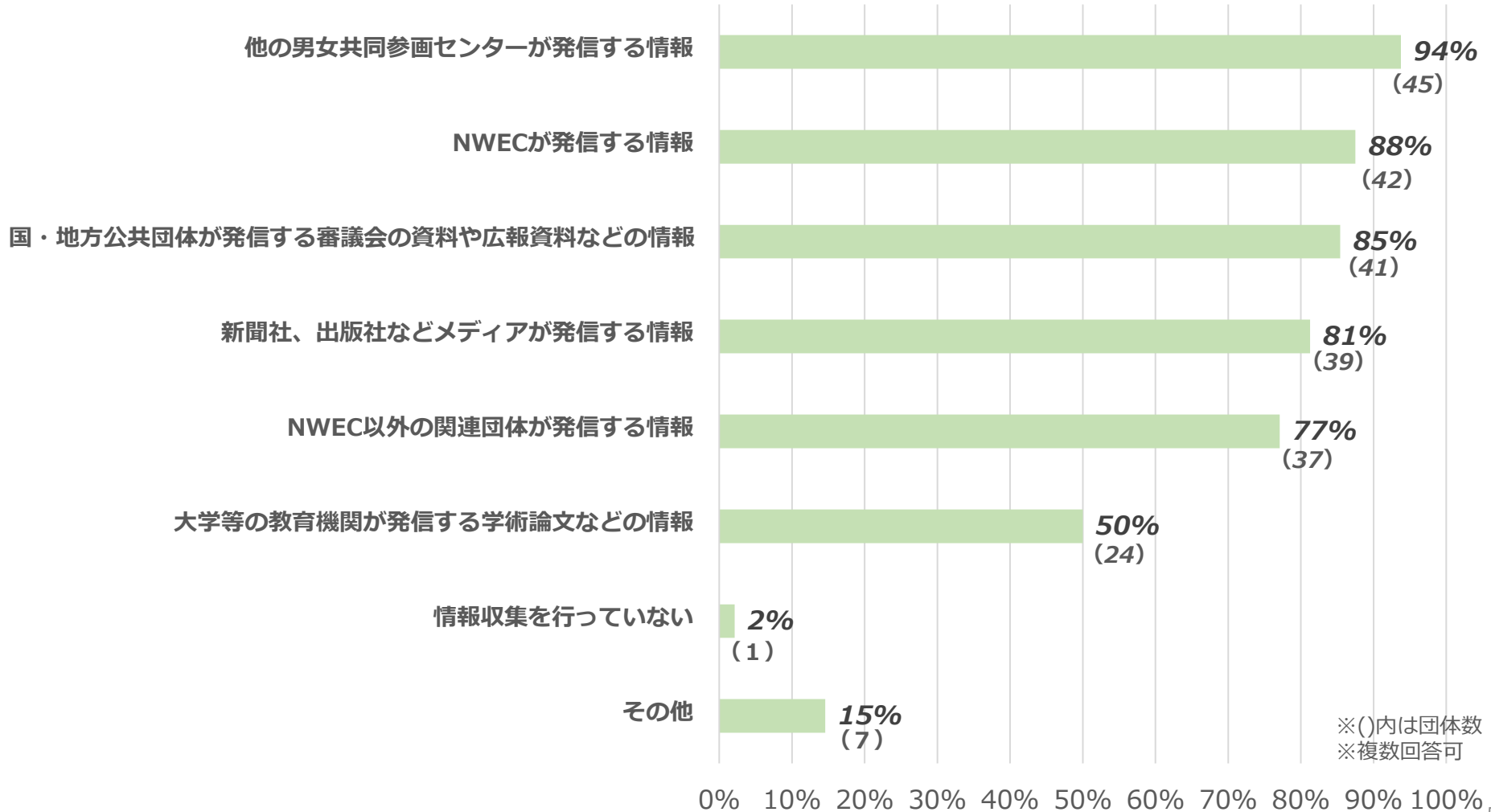
# 収集している図書・情報（全国）

- 約8割のセンターが他のセンターや国・地方公共団体が発信する情報を収集している。
- 約7割のセンターが（独）国立女性教育会館（以下、「NWEC」）が発信する情報を収集している。



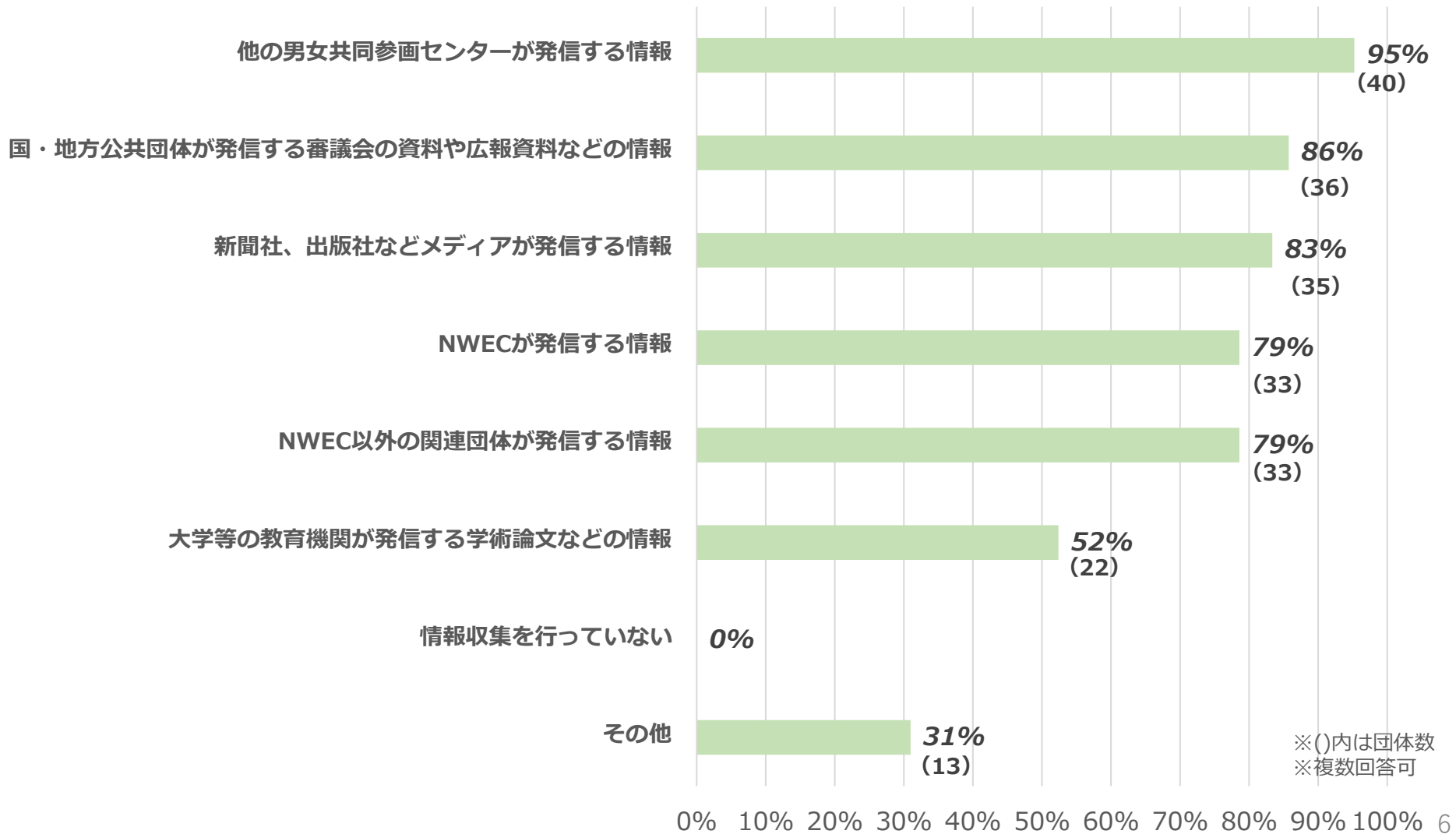
# 収集している図書・情報（都道府県）

- 約9割のセンターが他のセンターや国・地方公共団体が発信する情報、NWECが発信する情報を収集している。
- 半数のセンターが学术论文などの情報を収集している。



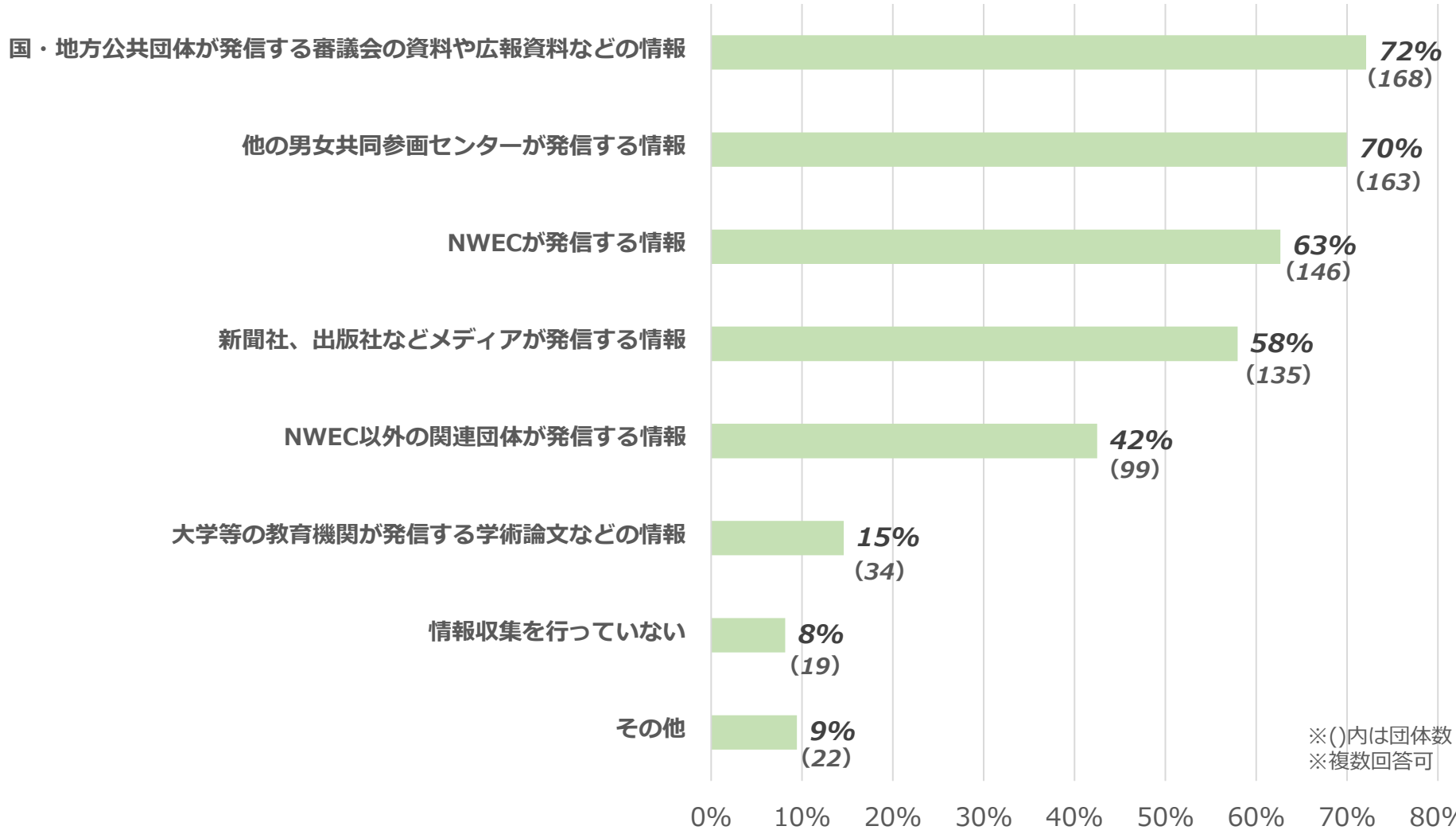
# 収集している図書・情報（政令市・特別区）

- 政令市・特別区においては、全てのセンターが情報収集を行っている。
- ほとんどのセンターが他のセンターが発信する情報を収集している。
- 約半数のセンターが学術論文などの情報を収集している。



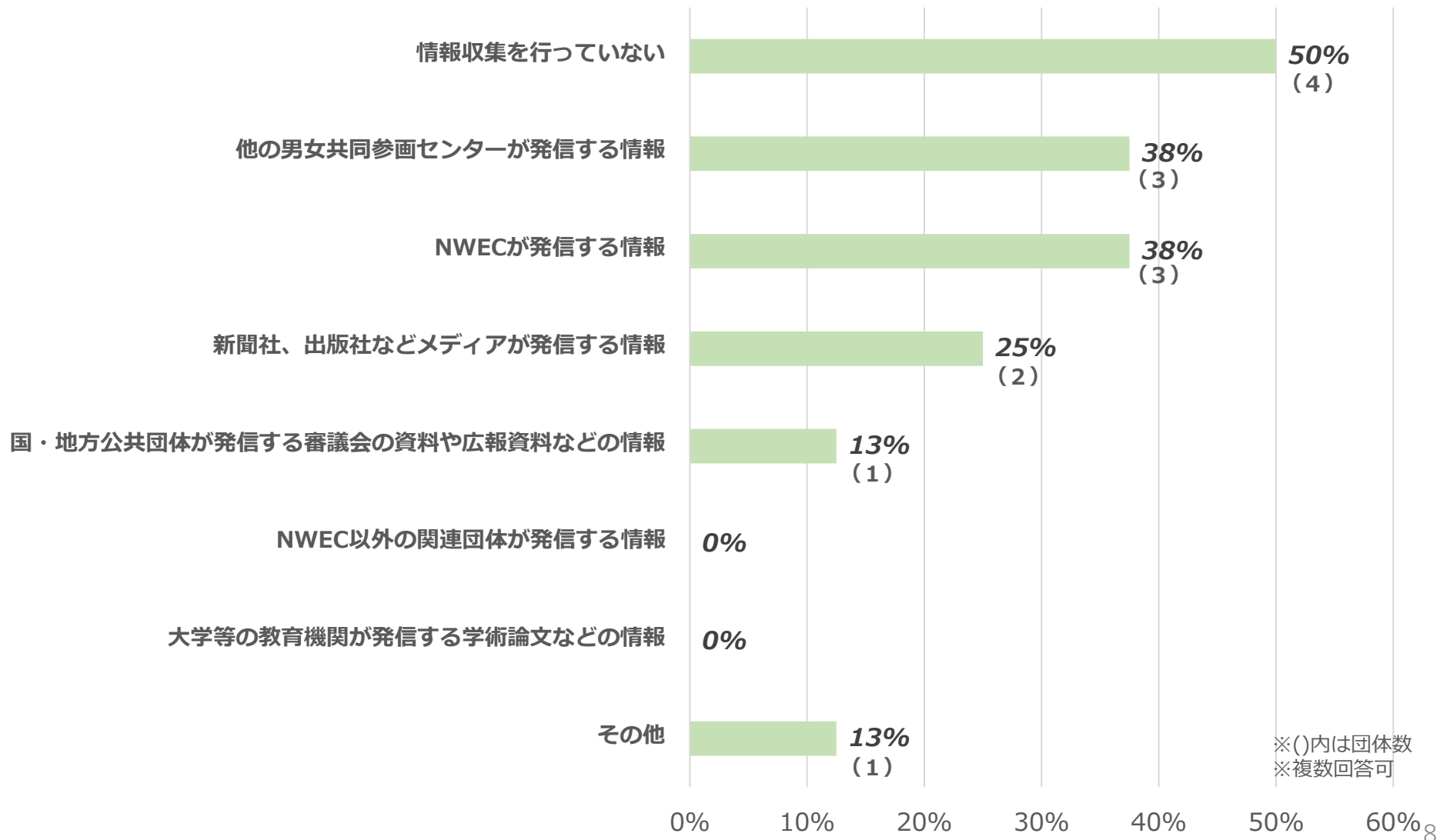
# 収集している図書・情報（市）

- 約7割のセンターが国・地方公共団体が発信する審議会の資料や広報資料などの情報、他のセンターが発信する情報を収集している。
- 約6割のセンターがNWECが発信する情報を収集している。
- 約2割のセンターが学術論文などの情報を収集している。



# 収集している図書・情報（町村）

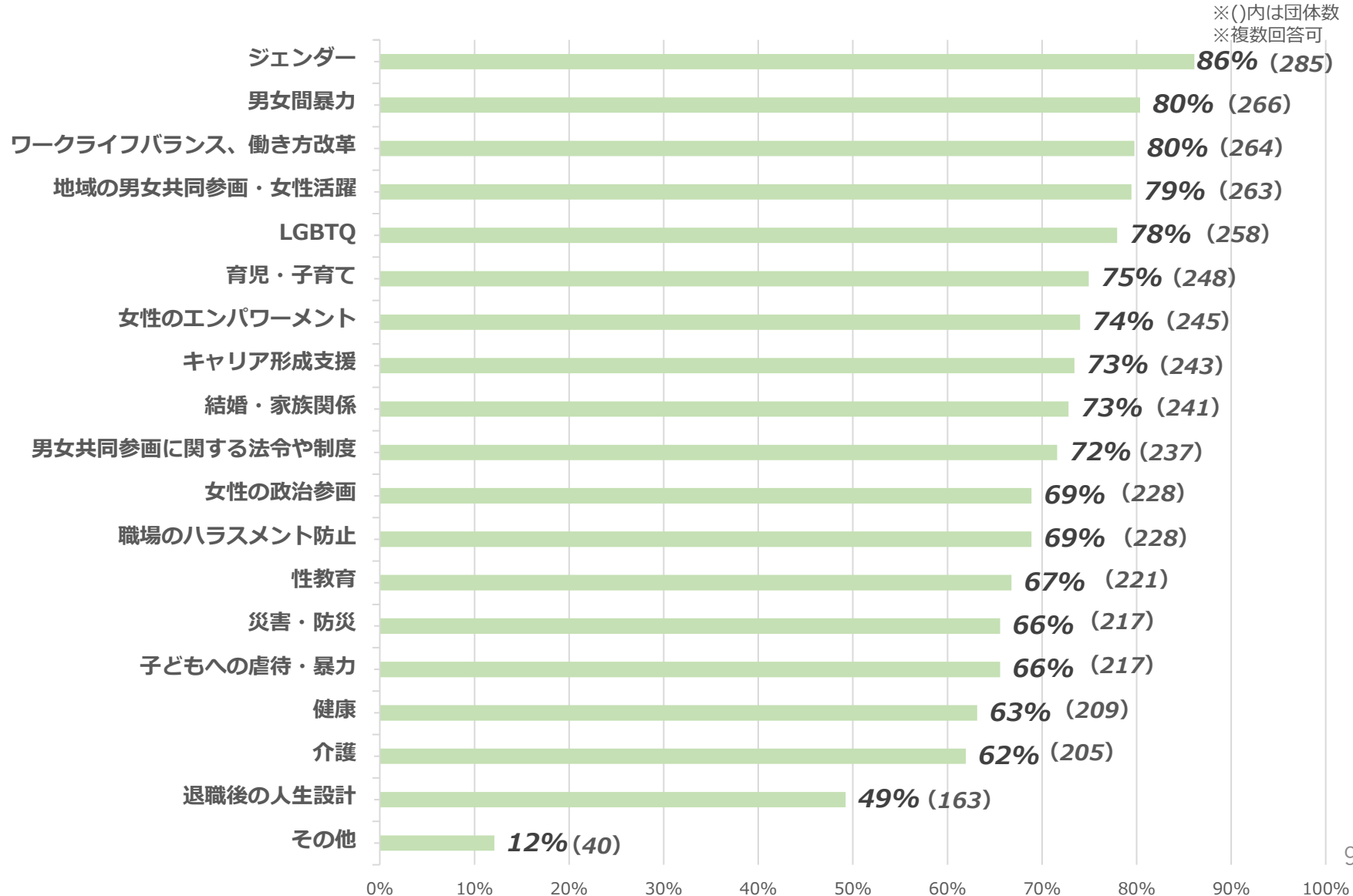
○町村においては、8センターのうち4センターが情報収集を行っている。





# 収集している図書・情報の内容（全国）

○ 8割以上のセンターがジェンダー、男女間暴力、ワークライフバランス、働き方改革に関する図書・情報を収集している。



# 収集している図書・情報の内容（都道府県）

○都道府県においては、ほとんどのセンターが幅広い分野の図書・情報を収集している。



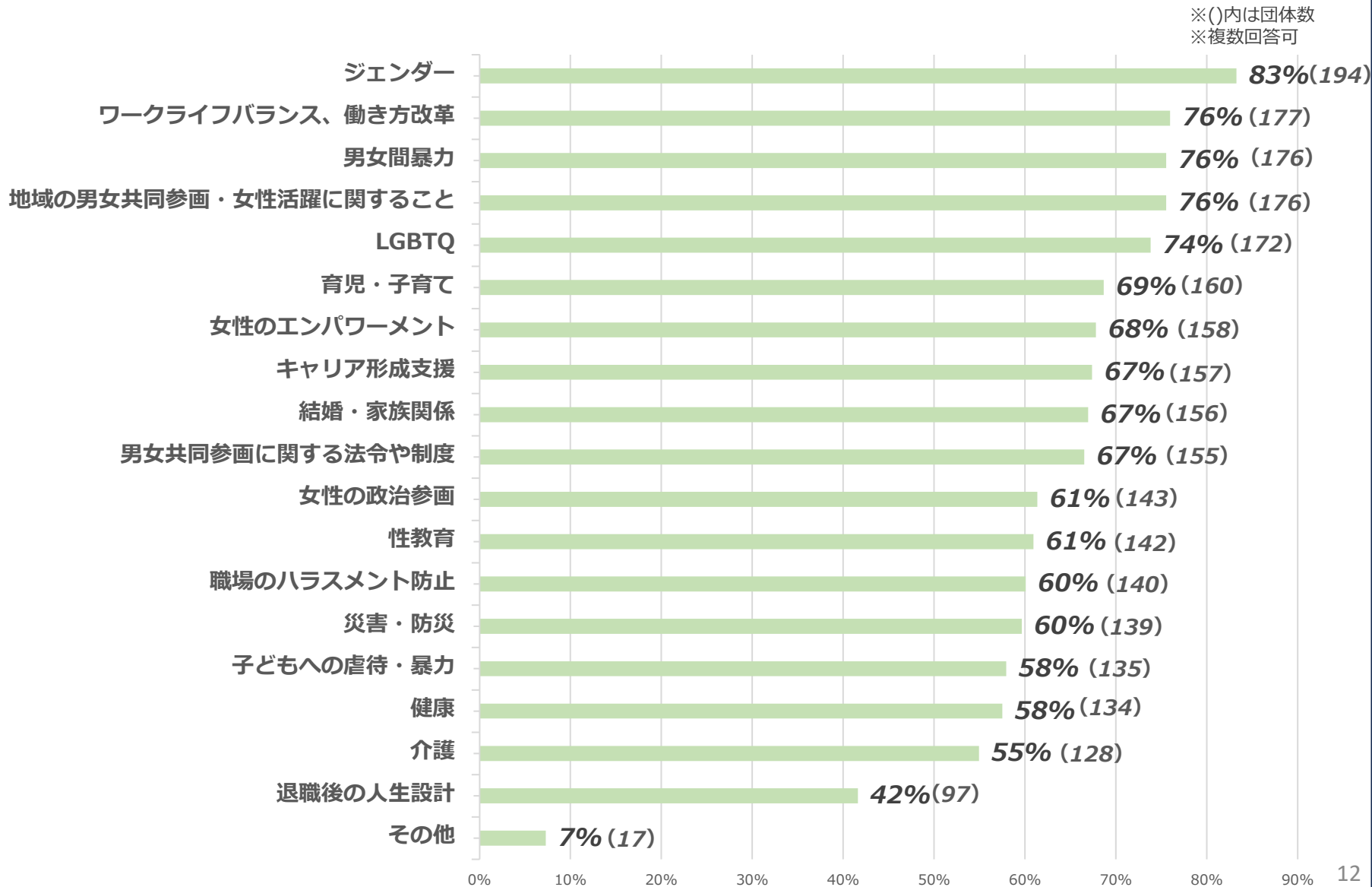
# 収集している図書・情報の内容（政令市・特別区）

○政令市・特別区においても、ほとんどのセンターが幅広い分野の図書・情報を収集している。



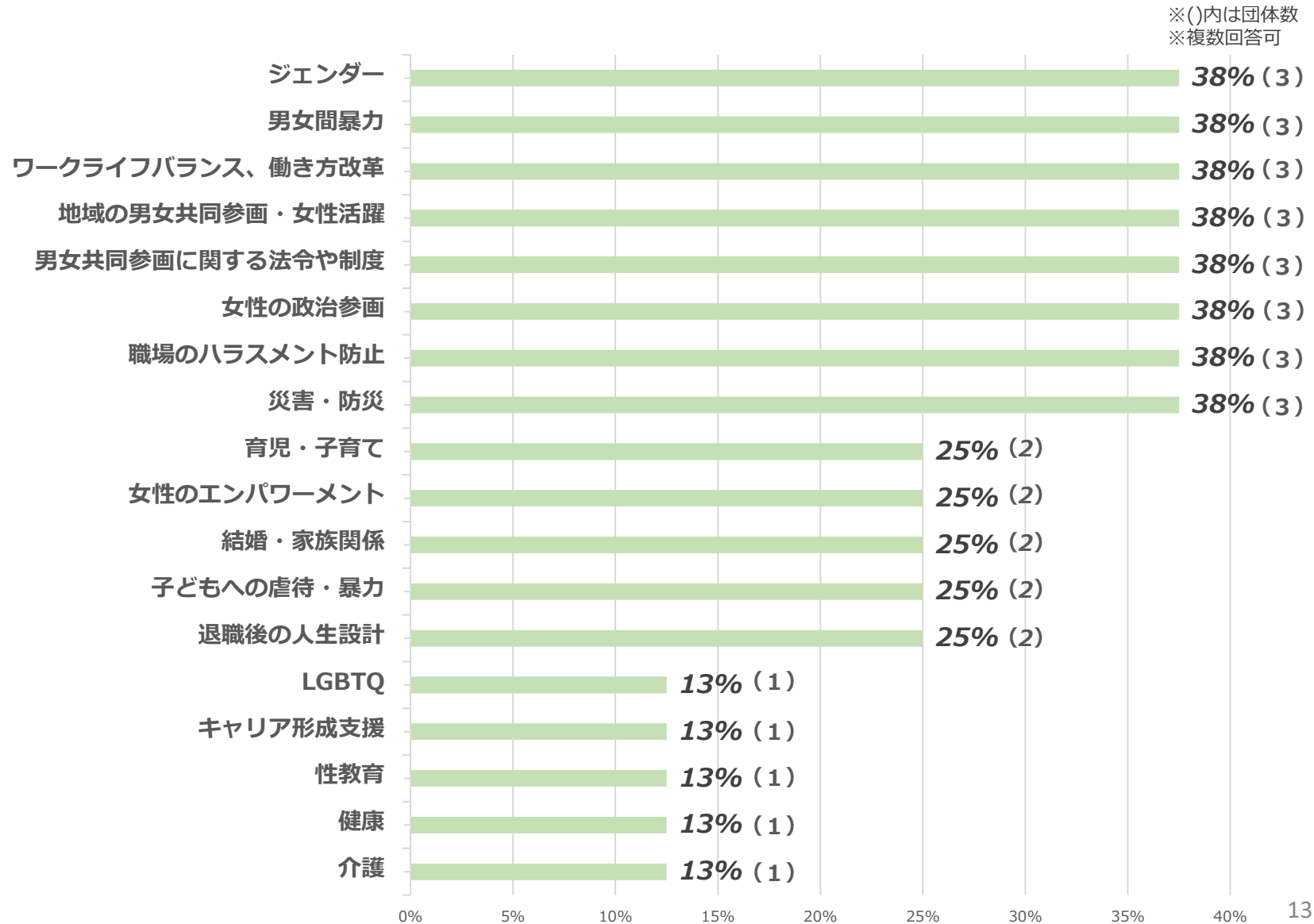
# 収集している図書・情報の内容（市）

○市においては、多くのセンターが幅広い分野の図書・情報を収集しているが、都道府県や政令市・特別区と比べれば、分野によってその割合に一定の差がみられる。



# 収集している図書・情報の内容（町村）

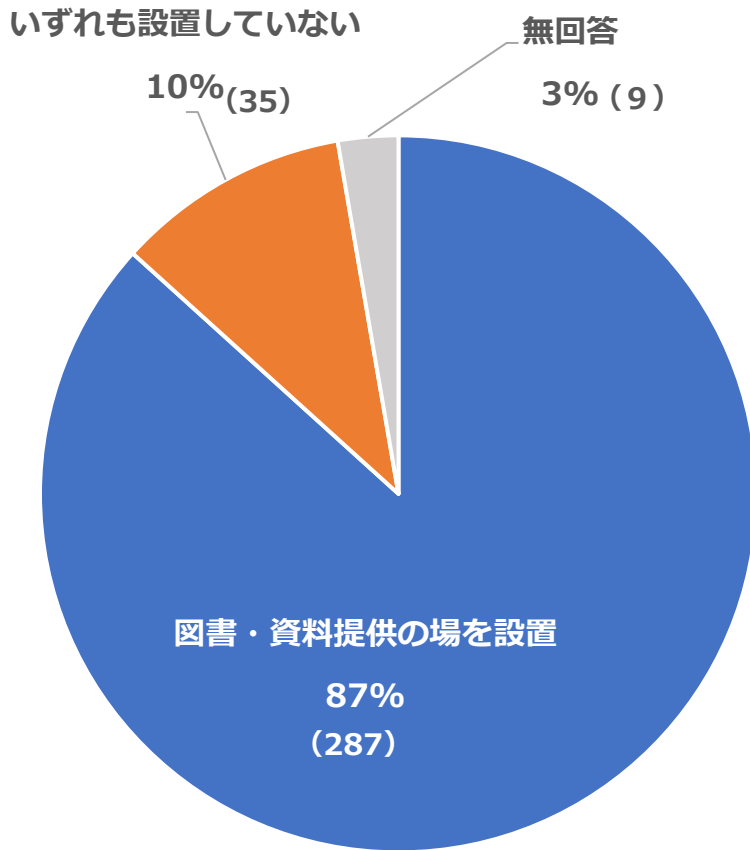
○町村においては、情報収集を行っている4センターのうち3センターがジェンダーや男女間暴力等に関する情報を収集している。



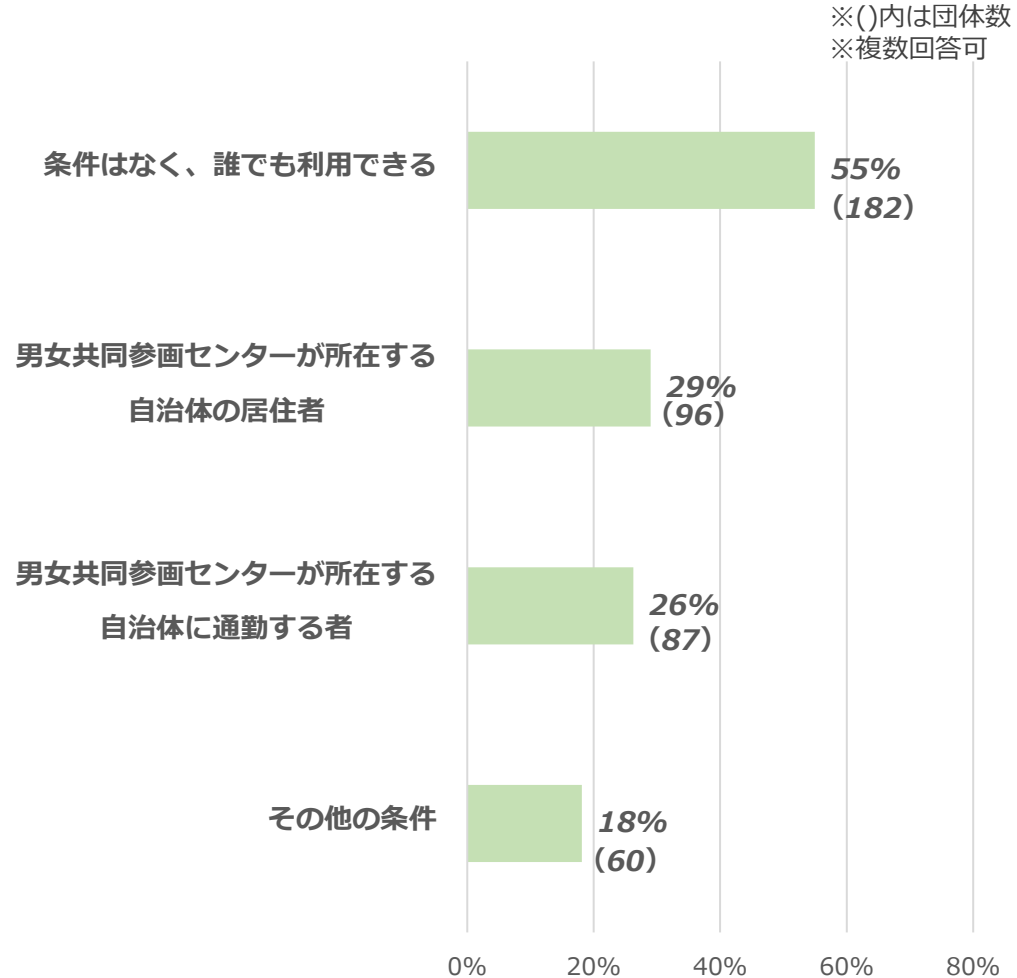
# 図書・資料の提供の場（全国）

- 約9割のセンターが図書室、図書コーナーなどの図書・資料を提供する場を設けている。
- 図書・資料の利用については、対象者に制限を設けているセンターが一定数ある。

## 図書・資料提供の場※の設置有無



## 図書・資料を利用することができる対象者



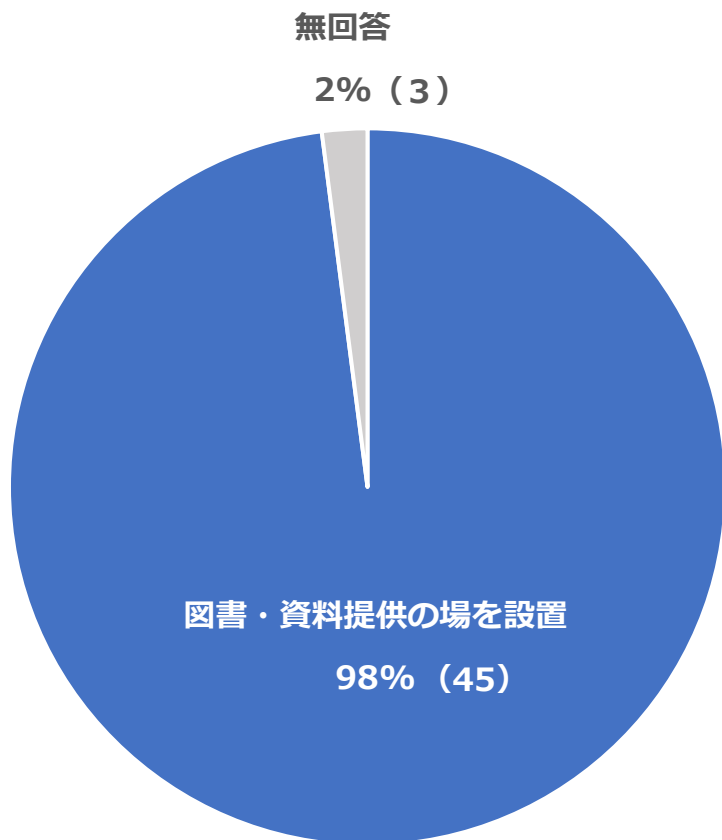
※図書室、図書コーナー、情報コーナー、視聴覚コーナーなど

# 図書・資料の提供の場（都道府県）

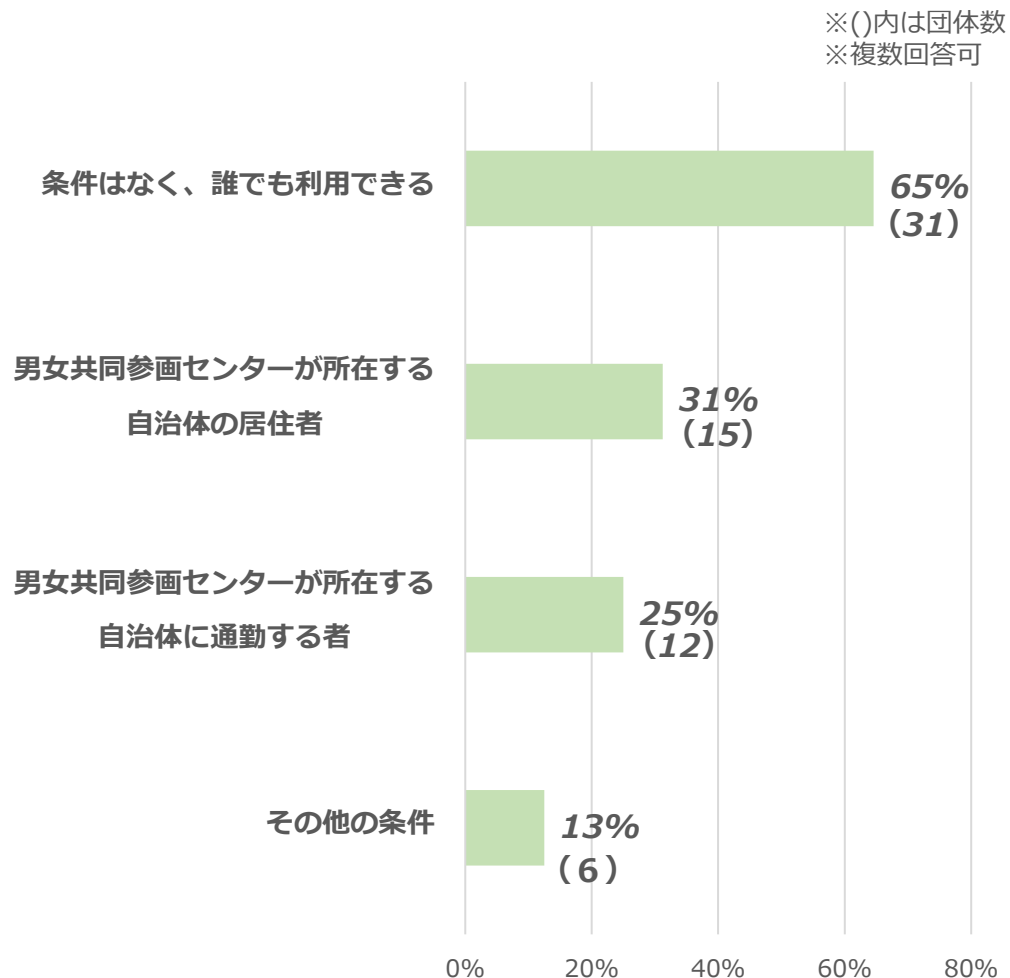
○都道府県においては、ほとんどのセンターが図書・資料の提供の場を設けている。

○図書・資料を誰でも利用することができるセンターは約7割。

## 図書・資料提供の場※の設置有無



## 図書・資料を利用することができる対象者

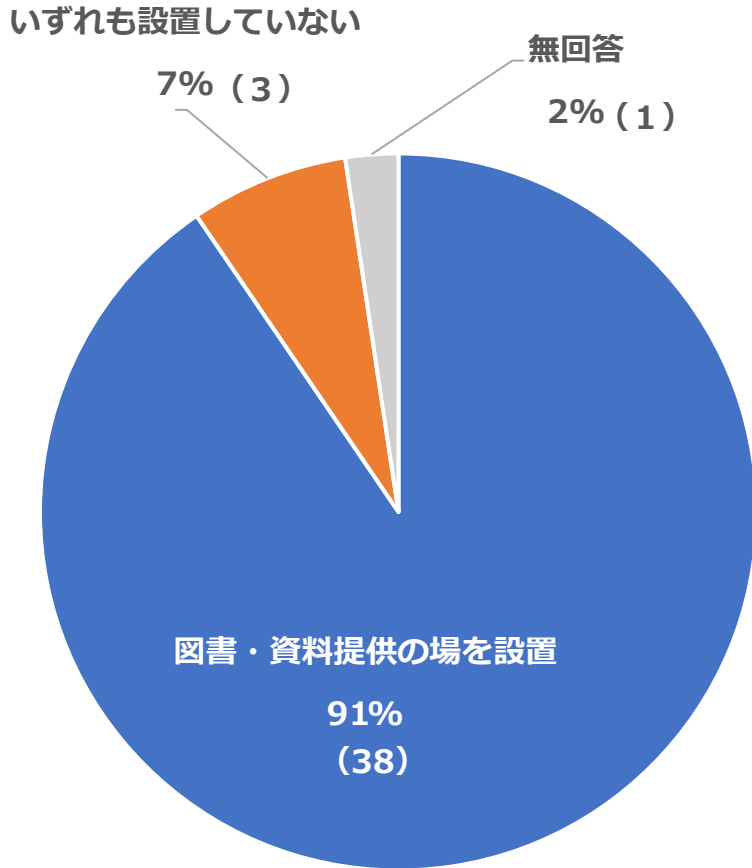


※図書室、図書コーナー、情報コーナー、視聴覚コーナーなど

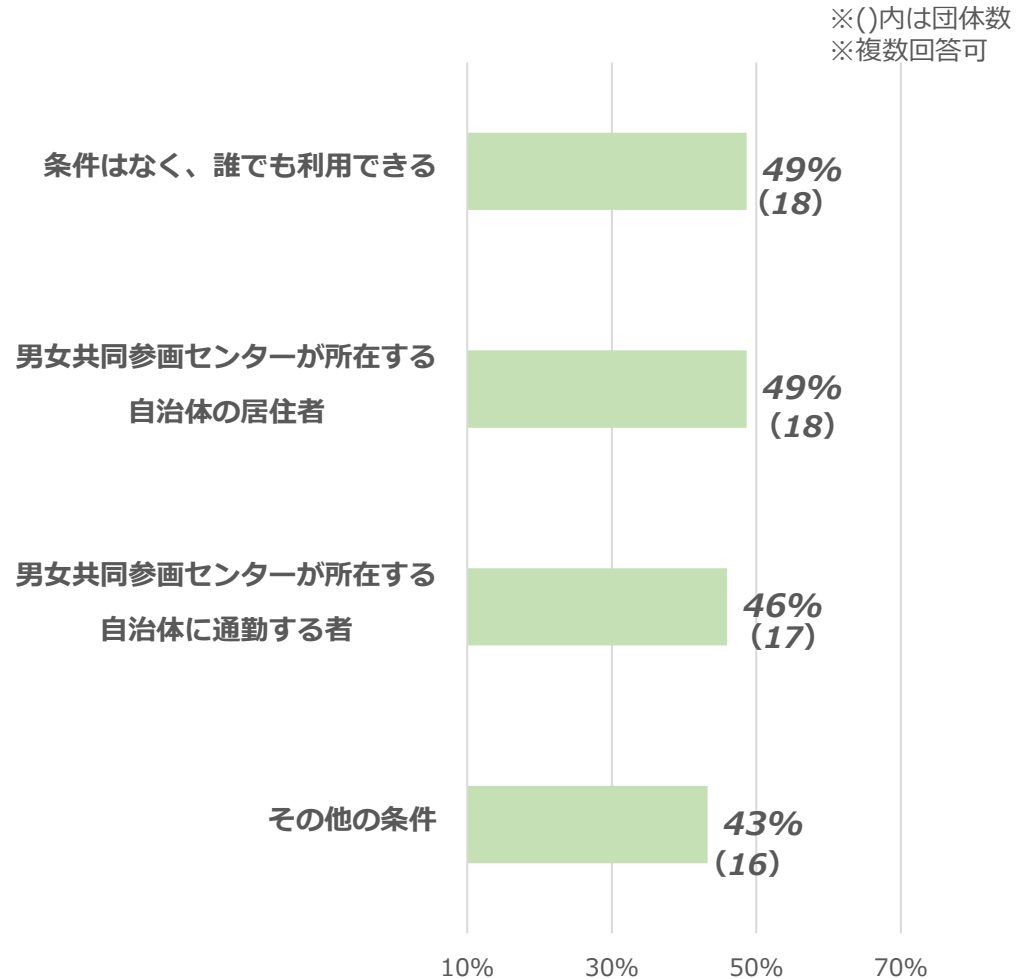
# 図書・資料の提供の場（政令市・特別区）

- 政令市・特別区においては、約9割のセンターが図書・資料の提供の場を設けている。
- 図書・資料を誰でも利用することができるセンターは半数以下。

## 図書・資料提供の場※の設置有無



## 図書・資料を利用することができる対象者



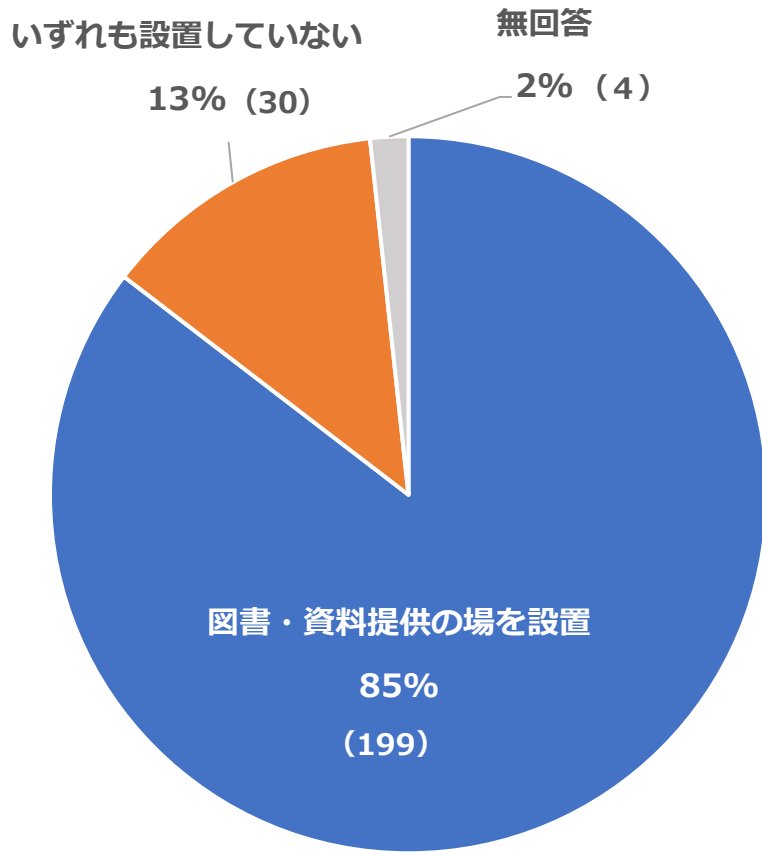
※図書室、図書コーナー、情報コーナー、視聴覚コーナーなど



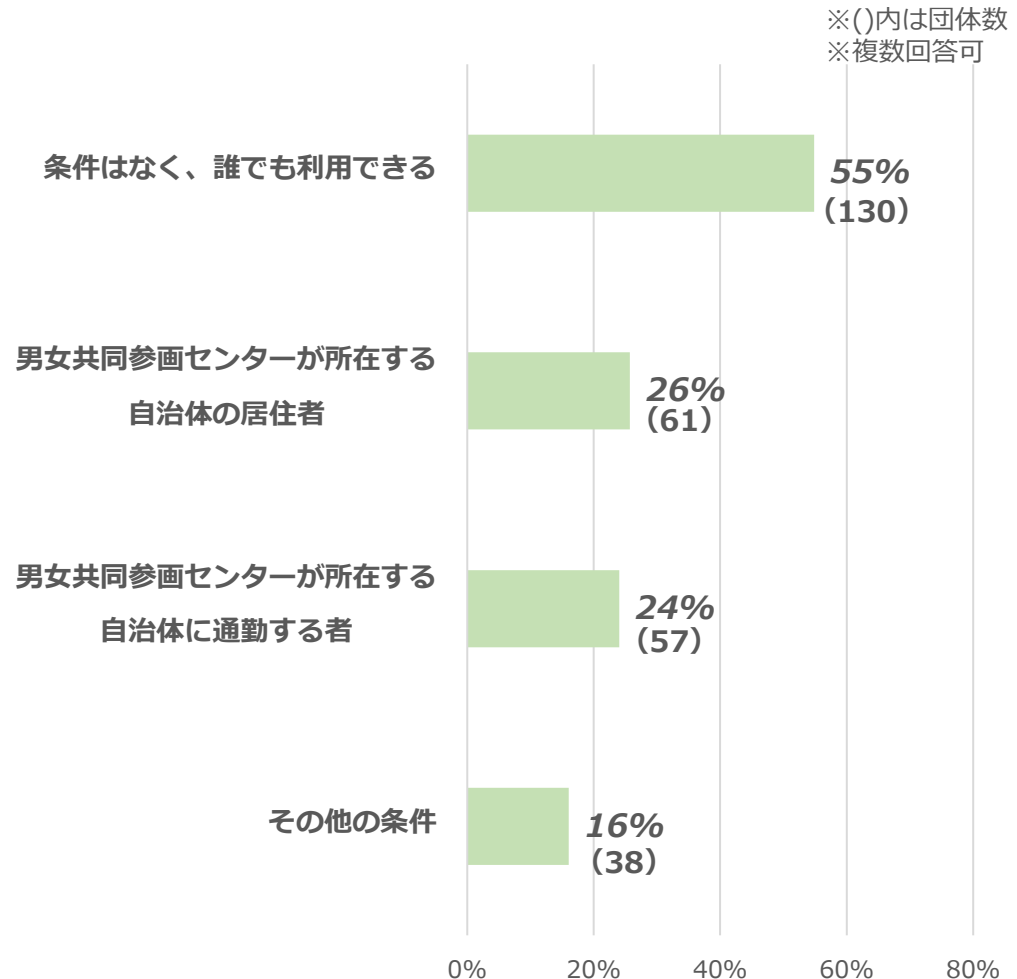
# 図書・資料の提供の場（市）

- 市においては、約9割のセンターが図書・資料の提供の場を設けている。
- 図書・資料を誰でも利用することができるセンターは半数以上。

## 図書・資料提供の場※の設置有無



## 図書・資料を利用することができる対象者



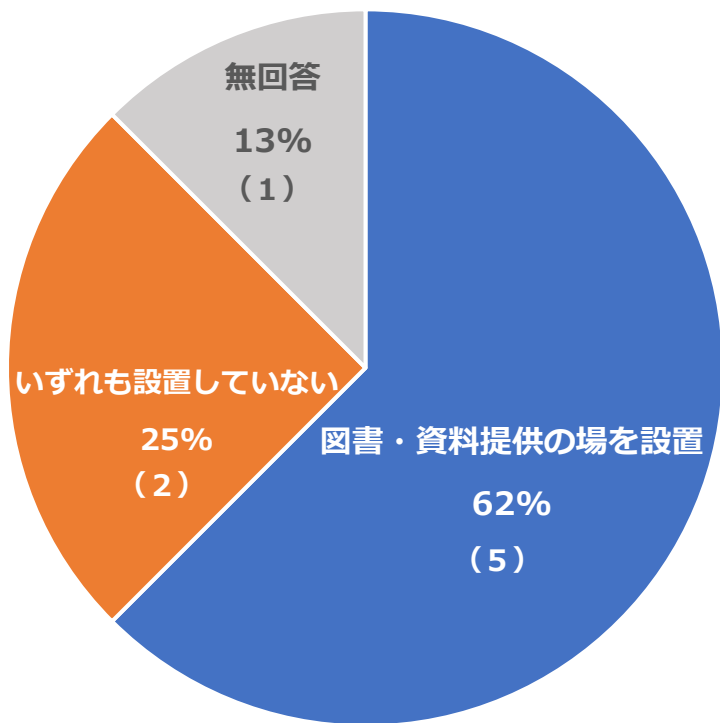
※図書室、図書コーナー、情報コーナー、視聴覚コーナーなど

# 図書・資料の提供の場（町村）

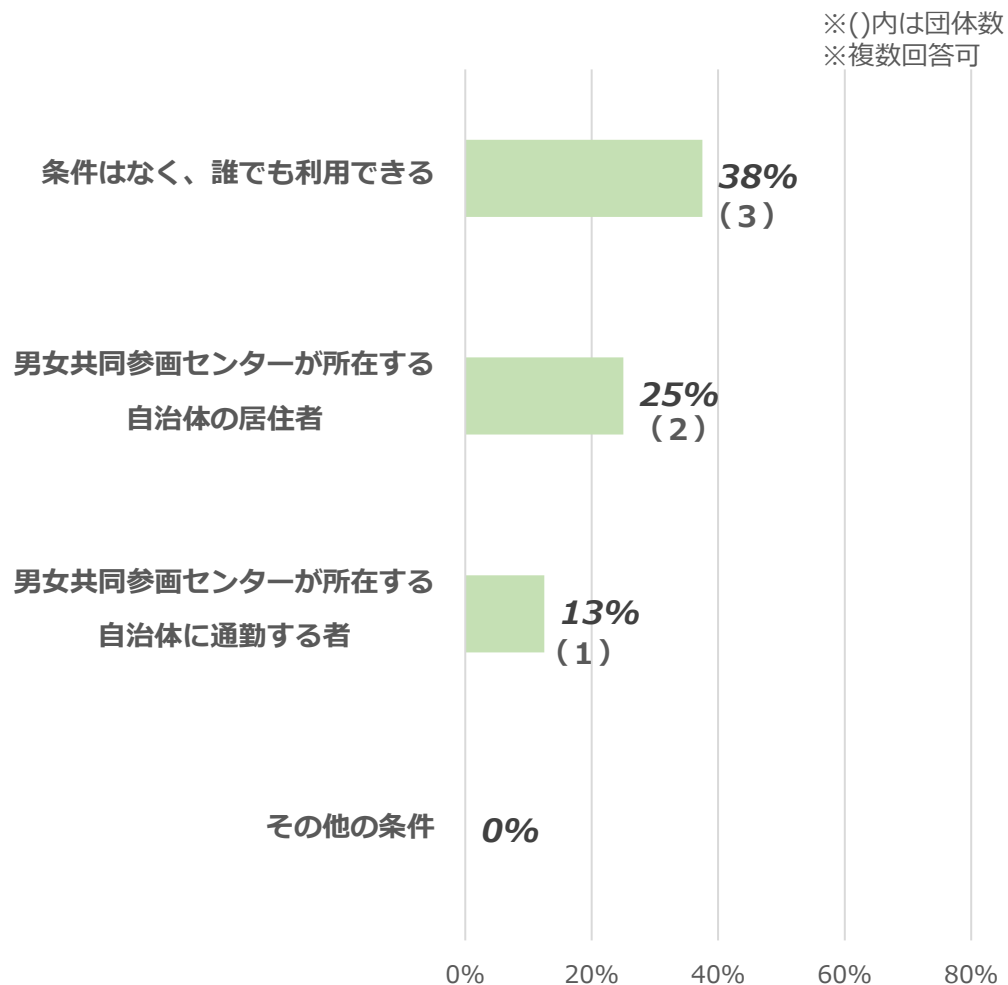
○町村においては、5センターが図書・資料の提供の場を設けている。

○3センターは誰でも利用することができる。

## 図書・資料提供の場※の設置有無



## 図書・資料を利用することができる対象者

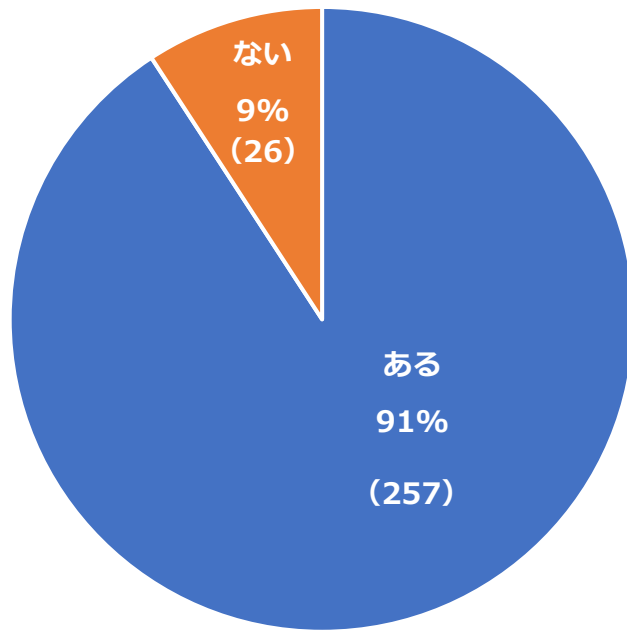


※図書室、図書コーナー、情報コーナー、視聴覚コーナーなど

# 図書の貸出サービスと蔵書数（全国）

- 約9割のセンターが図書の貸出サービスを行っている。
- 約7割のセンターが3000冊未満の図書を蔵書している。
- 約2割のセンターが1万冊以上の図書を蔵書しており、蔵書スペースの確保が課題となっている。

図書貸出サービスの有無

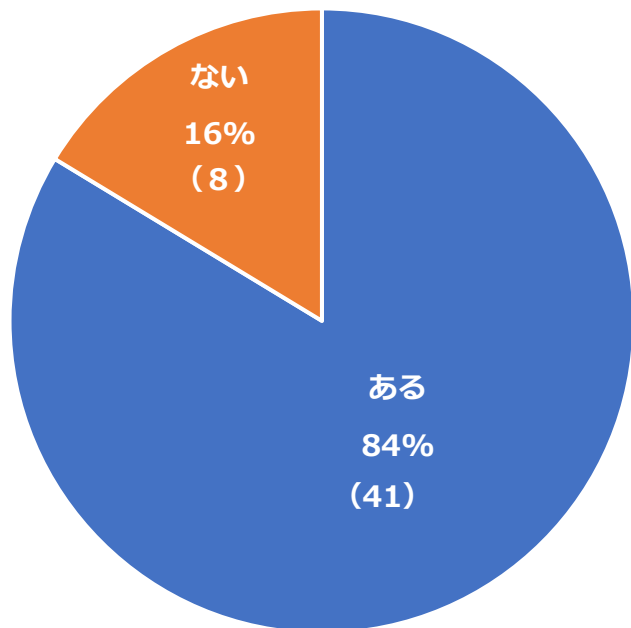


蔵書数	センター数	割合
100冊未満	30	11%
100～250冊未満	25	9%
250～500冊未満	23	8%
500～750冊未満	19	7%
750～1000冊未満	18	6%
1000～2000冊未満	44	16%
2000～3000冊未満	30	11%
3000～4000冊未満	15	5%
4000～5000冊未満	12	4%
5000～6000冊未満	5	2%
6000～7000冊未満	2	1%
7000～8000冊未満	9	3%
8000～9000冊未満	4	1%
9000～1万冊未満	2	1%
1万～2万冊未満	15	5%
2万～3万冊未満	7	3%
3万～4万冊未満	9	3%
4万～5万冊未満	4	1%
5万冊以上	7	3%

# 図書の貸出サービスと蔵書数（都道府県）

- 都道府県において、約8割のセンターが図書の貸出サービスを行っている。
- 蔵書数については、1000冊以上3000冊未満のセンターが多く、1万冊以上2万冊未満、3万冊以上4万冊未満のセンターも1割ずつ存在。5万冊以上所蔵しているセンターもある。

図書貸出サービスの有無

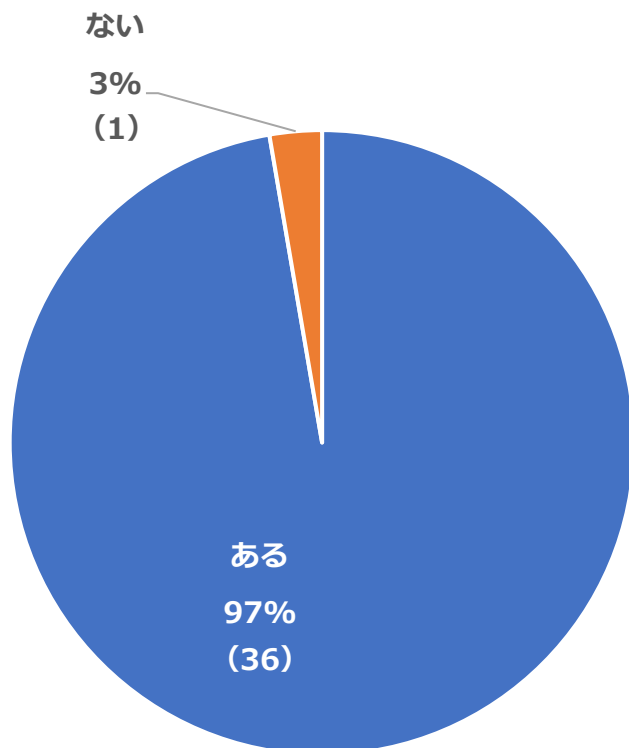


蔵書数	センター数	割合
100冊未満	1	2%
100～250冊未満	0	0%
250～500冊未満	0	0%
500～750冊未満	1	2%
750～1000冊未満	2	4%
1000～2000冊未満	7	16%
2000～3000冊未満	7	16%
3000～4000冊未満	2	4%
4000～5000冊未満	2	4%
5000～6000冊未満	2	4%
6000～7000冊未満	0	0%
7000～8000冊未満	2	4%
8000～9000冊未満	2	4%
9000～1万冊未満	0	0%
1万～2万冊未満	5	11%
2万～3万冊未満	2	4%
3万～4万冊未満	5	11%
4万～5万冊未満	1	2%
5万冊以上	4	9%

# 図書の貸出サービスと蔵書数（政令市・特別区）

- 政令市・特別区において、ほとんどのセンターが図書の貸出サービスを行っている。
- 1万冊以上2万冊未満の図書を蔵書しているセンターも多い。

図書貸出サービスの有無

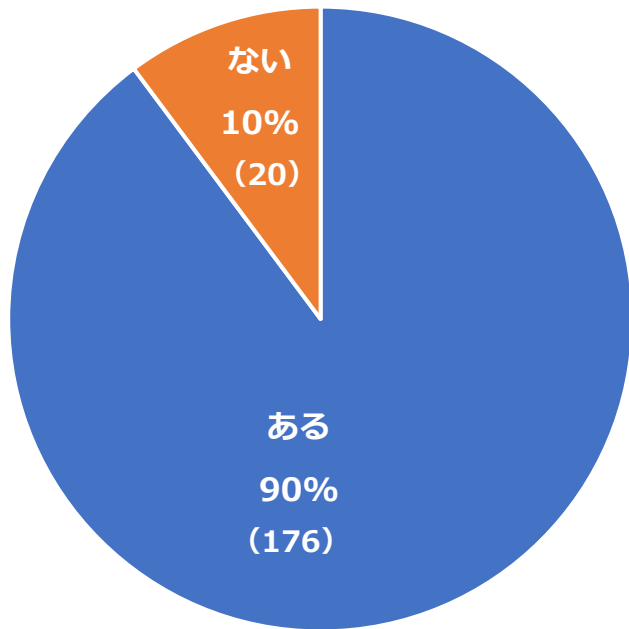


蔵書数	センター数	割合
100冊未満	0	0%
100～250冊未満	0	0%
250～500冊未満	0	0%
500～750冊未満	0	0%
750～1000冊未満	1	3%
1000～2000冊未満	3	8%
2000～3000冊未満	4	11%
3000～4000冊未満	6	16%
4000～5000冊未満	3	8%
5000～6000冊未満	0	0%
6000～7000冊未満	1	3%
7000～8000冊未満	2	5%
8000～9000冊未満	1	3%
9000～1万冊未満	0	0%
1万～2万冊未満	6	16%
2万～3万冊未満	2	5%
3万～4万冊未満	3	8%
4万～5万冊未満	3	8%
5万冊以上	2	5%

# 図書の貸出サービスと蔵書数（市）

- 市においては、9割のセンターが図書の貸出サービスを行っている。
- 3000冊未満を蔵書しているセンターが約8割。

図書貸出サービスの有無

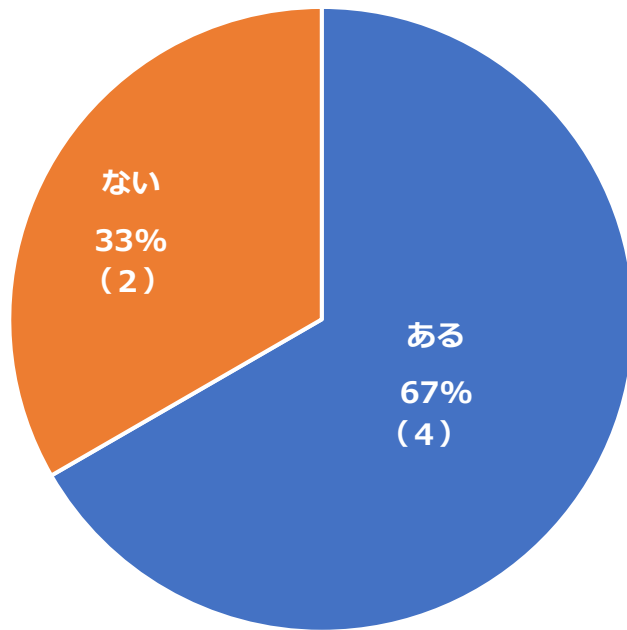


蔵書数	センター数	割合
100冊未満	27	14%
100～250冊未満	25	13%
250～500冊未満	22	11%
500～750冊未満	16	8%
750～1000冊未満	15	8%
1000～2000冊未満	34	18%
2000～3000冊未満	19	10%
3000～4000冊未満	7	4%
4000～5000冊未満	7	4%
5000～6000冊未満	3	2%
6000～7000冊未満	1	1%
7000～8000冊未満	5	3%
8000～9000冊未満	1	1%
9000～1万冊未満	2	1%
1万～2万冊未満	4	2%
2万～3万冊未満	3	2%
3万～4万冊未満	1	1%
4万～5万冊未満	0	0%
5万冊以上	1	1%

# 図書の貸出サービスと蔵書数（町村）

- 町村において、本設問に回答した6センターのうち4センターにおいて図書の貸出サービスを行っている。
- 2センターが100冊未満、1センターが250冊以上500冊未満、2センターが500冊以上750冊未満の図書を蔵書している。

図書貸出サービスの有無



蔵書数	センター数	割合
100冊未満	2	40%
100～250冊未満	0	0%
250～500冊未満	1	20%
500～750冊未満	2	40%
750～1000冊未満	0	0%
1000～2000冊未満	0	0%
2000～3000冊未満	0	0%
3000～4000冊未満	0	0%
4000～5000冊未満	0	0%
5000～6000冊未満	0	0%
6000～7000冊未満	0	0%
7000～8000冊未満	0	0%
8000～9000冊未満	0	0%
9000～1万冊未満	0	0%
1万～2万冊未満	0	0%
2万～3万冊未満	0	0%
3万～4万冊未満	0	0%
4万～5万冊未満	0	0%
5万冊以上	0	0%

## 【図書・資料・情報の収集、提供に関する業務運営上の課題】

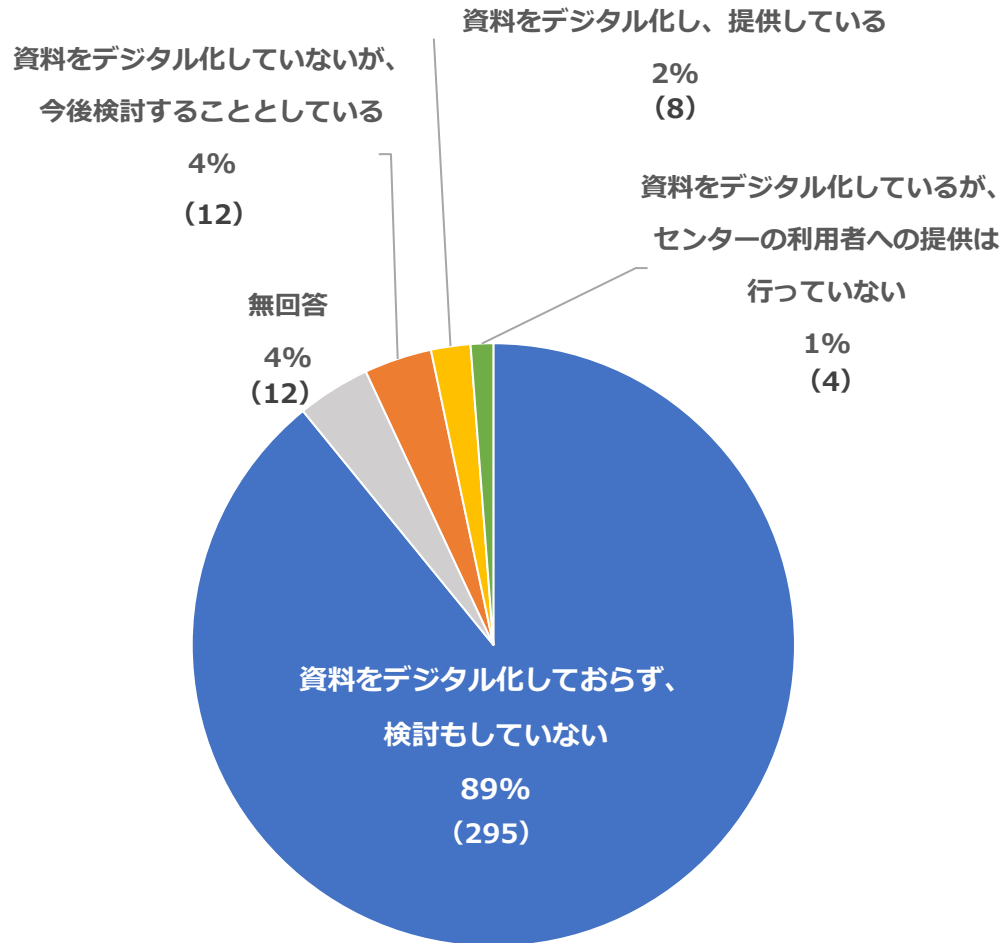
- 新規の利用者が増えない（都道府県、市）
- 新聞閲覧のみの利用者が多い（市）
- 資料の収集スペースが限られている（都道府県、特別区、市）
- 図書購入の予算がない（都道府県、特別区、市）
- デジタル化が進まない（都道府県、特別区、市）



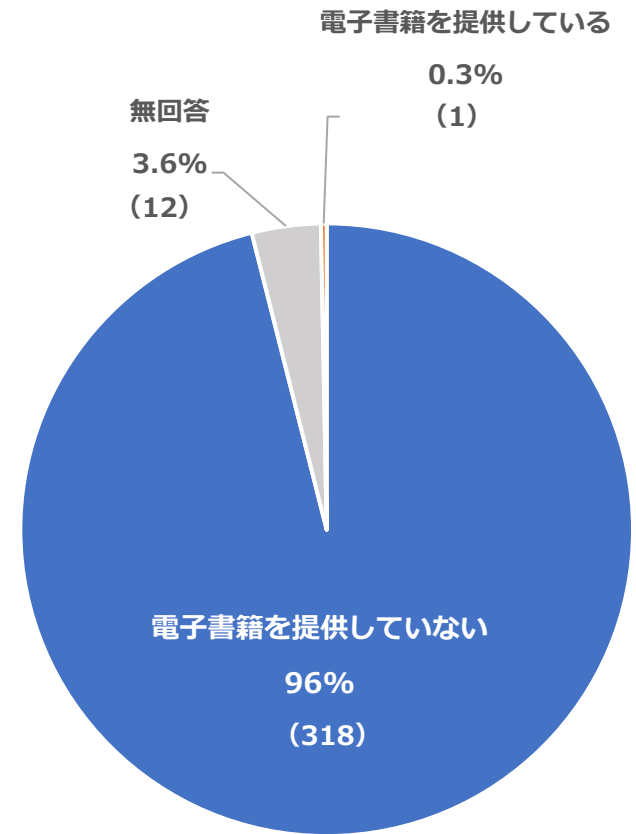
# デジタル化した資料・電子書籍の提供（全国）

○約9割のセンターにおいて図書や資料のデジタル化が進んでいないが、一部のセンターではデジタル化した資料や電子書籍の提供が行われている。

## デジタル化した資料（電子書籍を除く）の提供



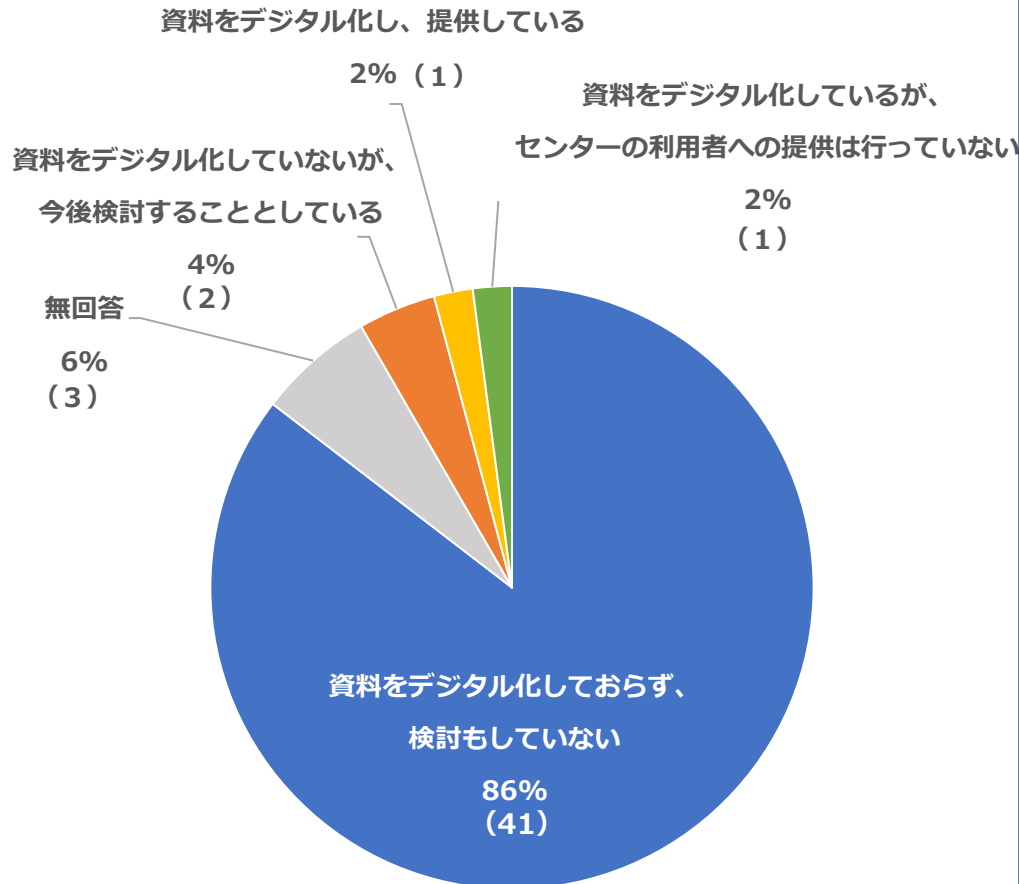
## 電子書籍の提供



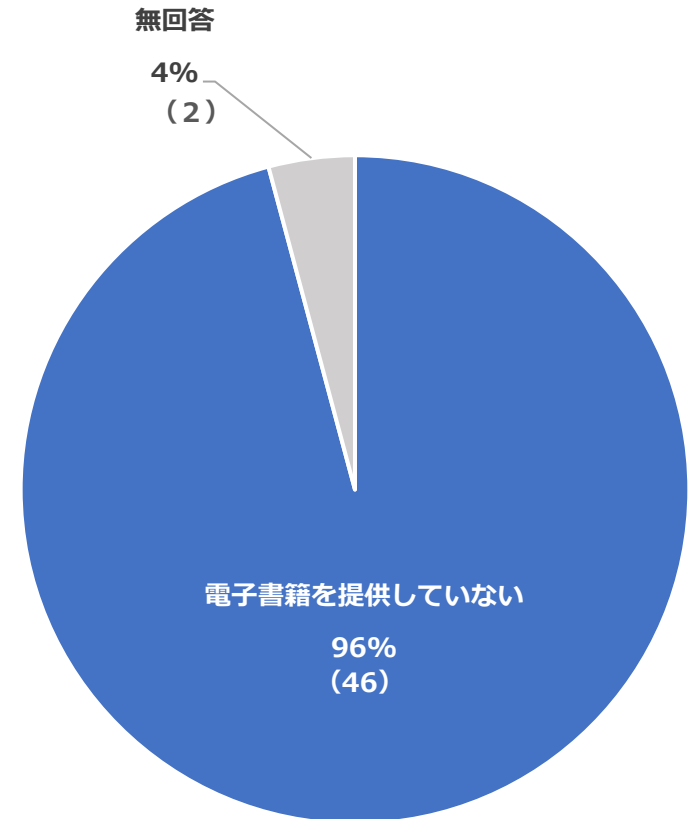
# デジタル化した資料・電子書籍の提供（都道府県）

- 都道府県においては、約9割のセンターで資料のデジタル化や検討は行われていないが、1センターがデジタル化した資料を提供しており、また、2センターはデジタル化を検討している。
- 電子書籍については、本設問に回答した全てのセンターが提供していない。

## デジタル化した資料（電子書籍を除く）の提供



## 電子書籍の提供



# デジタル化した資料・電子書籍の提供（政令市・特別区）

- 政令市・特別区においては、約8割のセンターで資料のデジタル化や検討は行われていないが、4センターが今後デジタル化を検討すると回答している。
- 電子書籍については、本設問に回答した全てのセンターが提供していない。

## デジタル化した資料（電子書籍を除く）の提供

資料をデジタル化しているが、  
センターの利用者への提供は行っていない

5% (2)

無回答

2% (1)

資料をデジタル化していないが、  
今後検討することとしている

10% (4)

資料をデジタル化しておらず、  
検討もしていない

83%  
(35)

## 電子書籍の提供

無回答

3%  
(1)

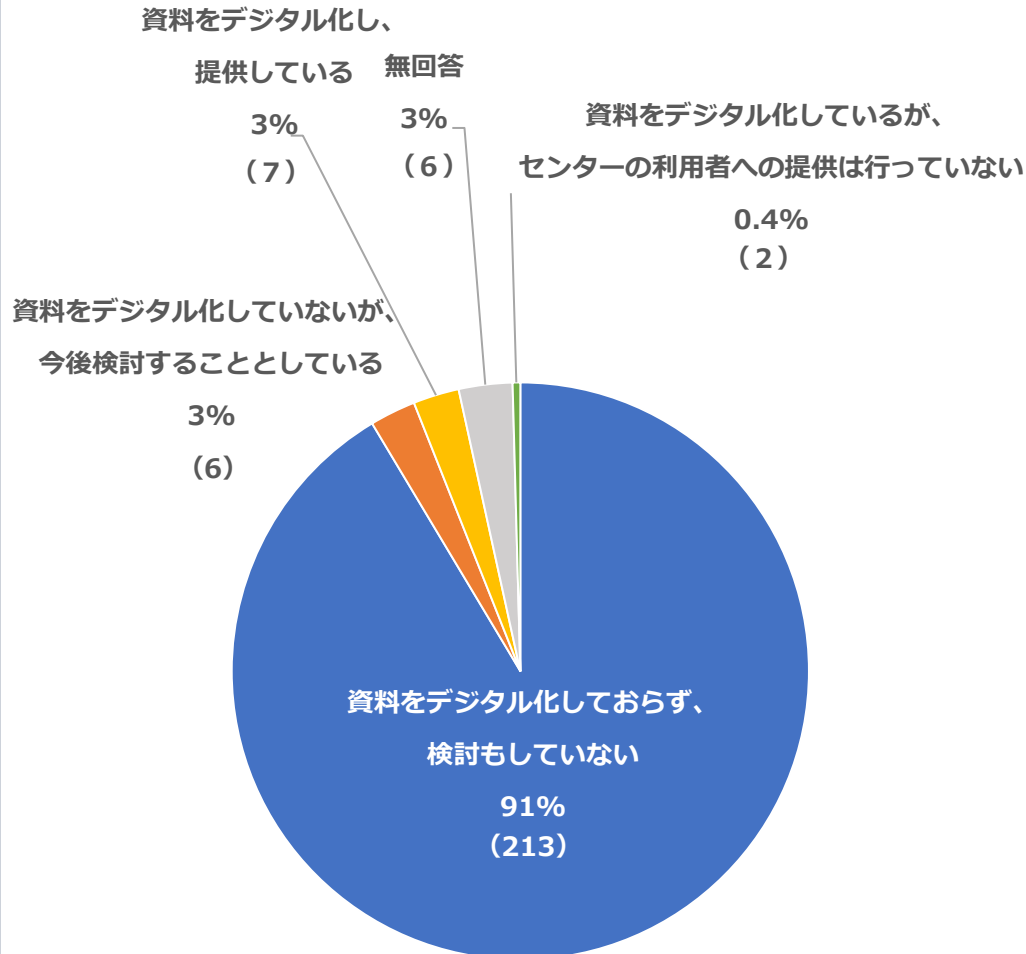
電子書籍を提供していない

97%  
(40)

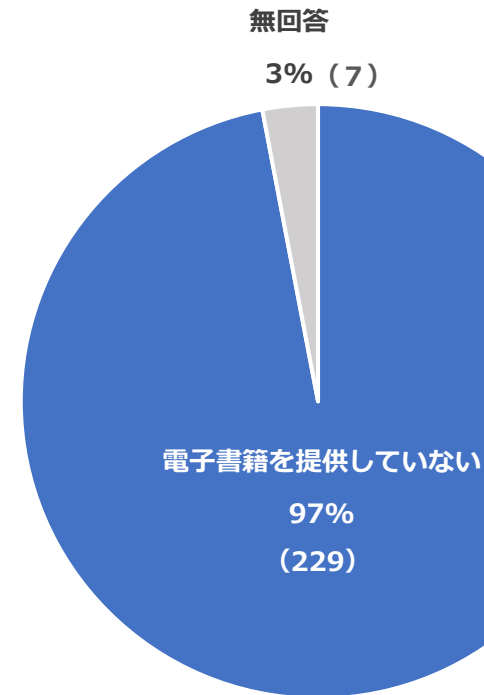
# デジタル化した資料・電子書籍の提供（市）

- 市においては、約9割のセンターで資料のデジタル化やその検討は行われていないが、6センターは今後デジタル化を検討すると回答している。
- 電子書籍については、本設問に回答した全てのセンターが提供していない。

## デジタル化した資料（電子書籍を除く）の提供



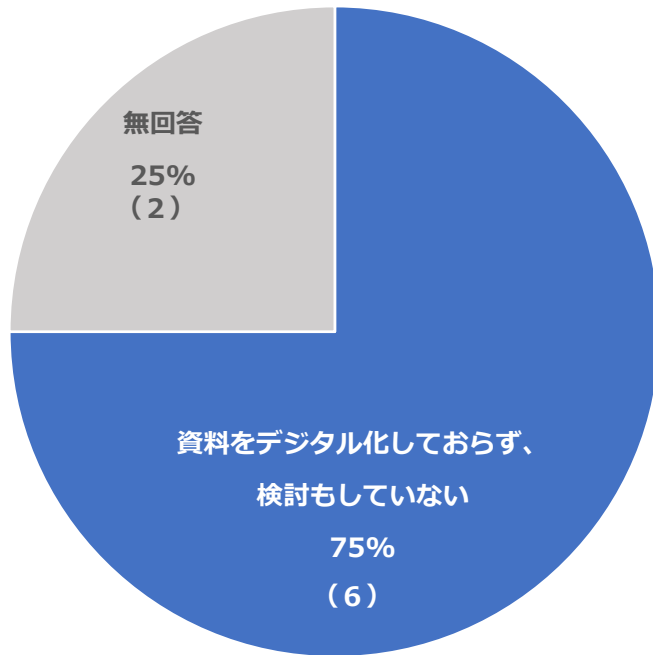
## 電子書籍の提供



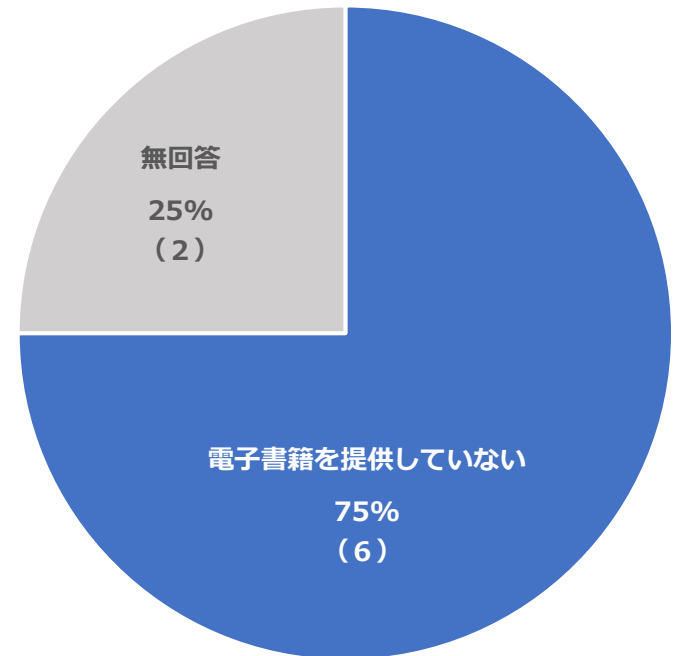
# デジタル化した資料・電子書籍の提供（町村）

○町村においては、本設問に回答した全てのセンターが、資料のデジタル化やその検討は行っておらず、電子書籍の提供も行っていない。

## デジタル化した資料（電子書籍を除く）の提供



## 電子書籍の提供

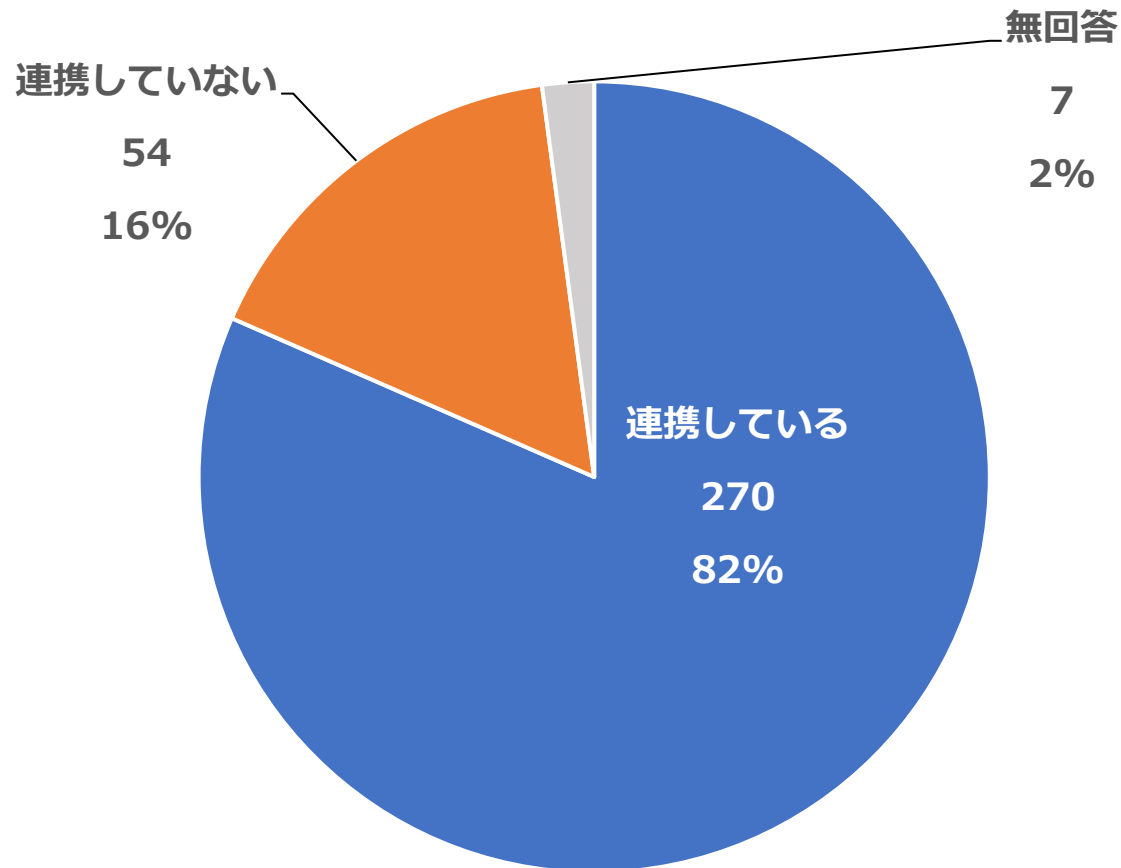


# 関係機関との連携

# センター外の関係機関・団体との連携（全国）

○約8割のセンターが外部の関係機関・団体と連携して活動している。

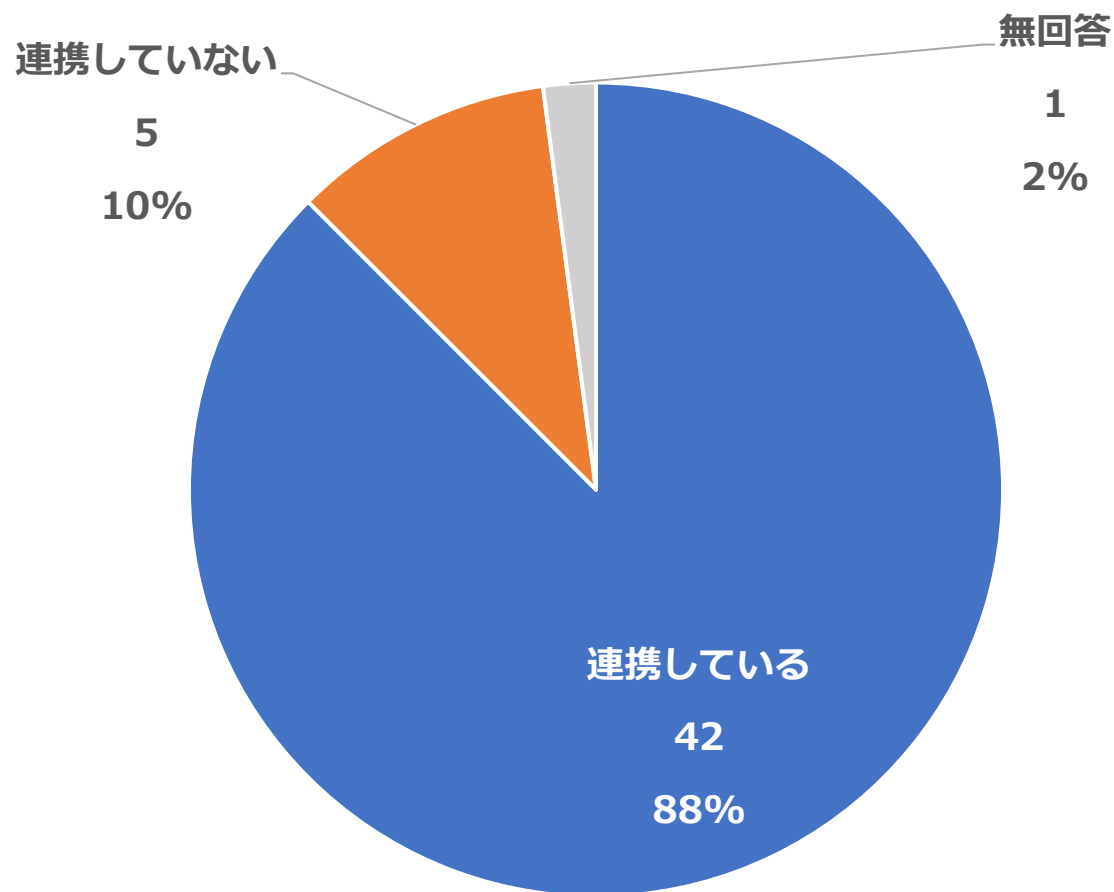
Q：センター外の関係機関・団体等と事業を共同して実施するなどの連携を行っていますか。



# センター外の関係機関・団体との連携（都道府県）

○都道府県においては、約9割のセンターが外部の関係機関・団体と連携して活動している。

Q：センター外の関係機関・団体等と事業を共同して実施するなどの連携を行っていますか。

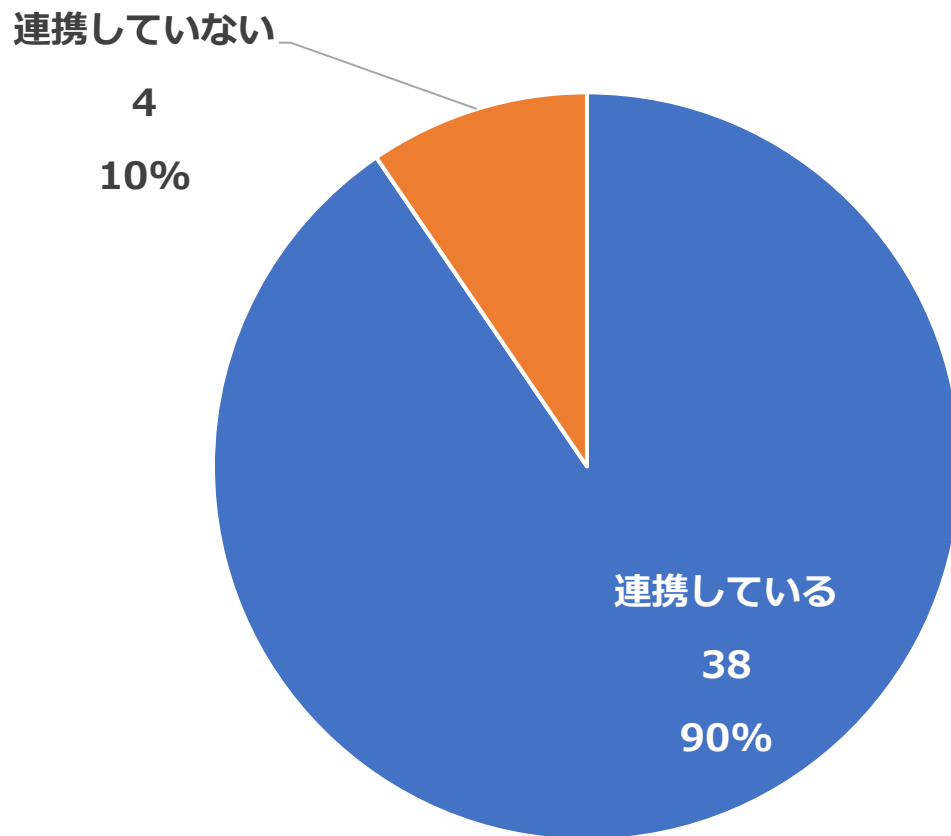




# センター外の関係機関・団体との連携（政令市・特別区）

○政令市・特別区においては、9割のセンターが外部の関係機関・団体と連携して活動している。

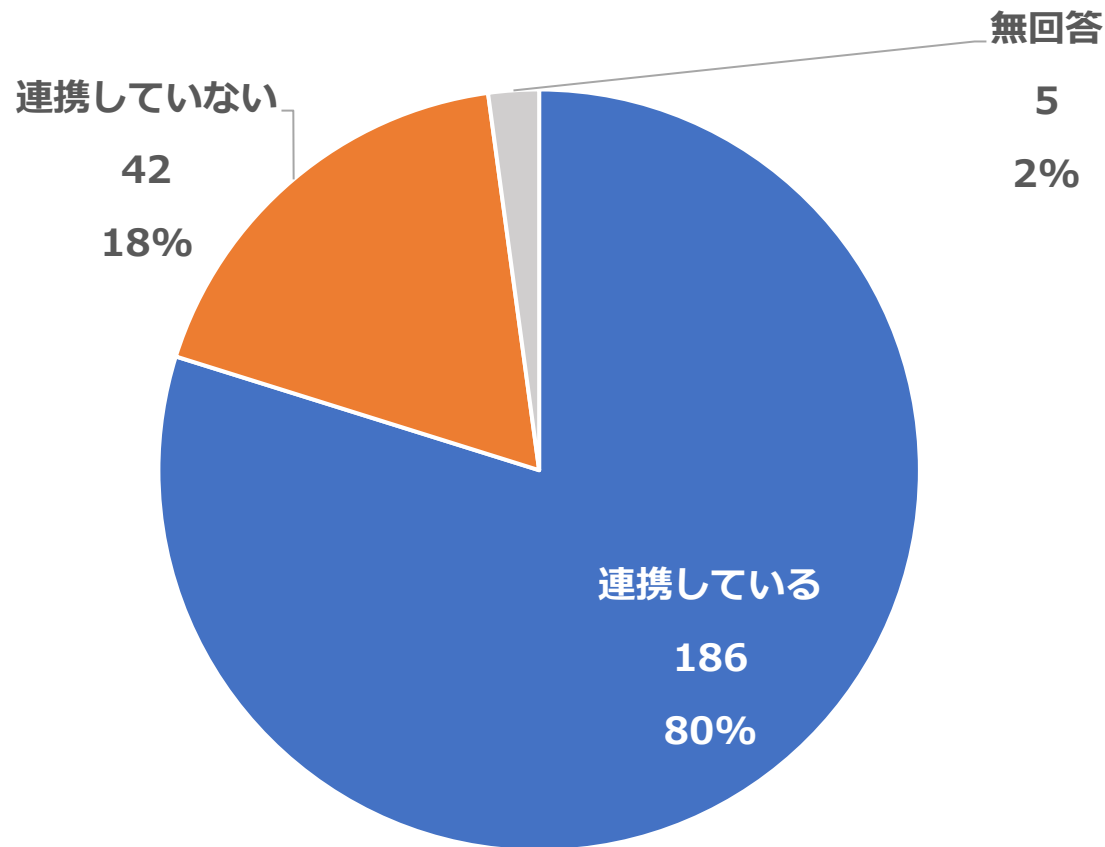
Q：センター外の関係機関・団体等と事業を共同して実施するなどの連携を行っていますか。



# センター外の関係機関・団体との連携（市）

○市においては、8割のセンターが外部の関係機関・団体と連携して活動している。

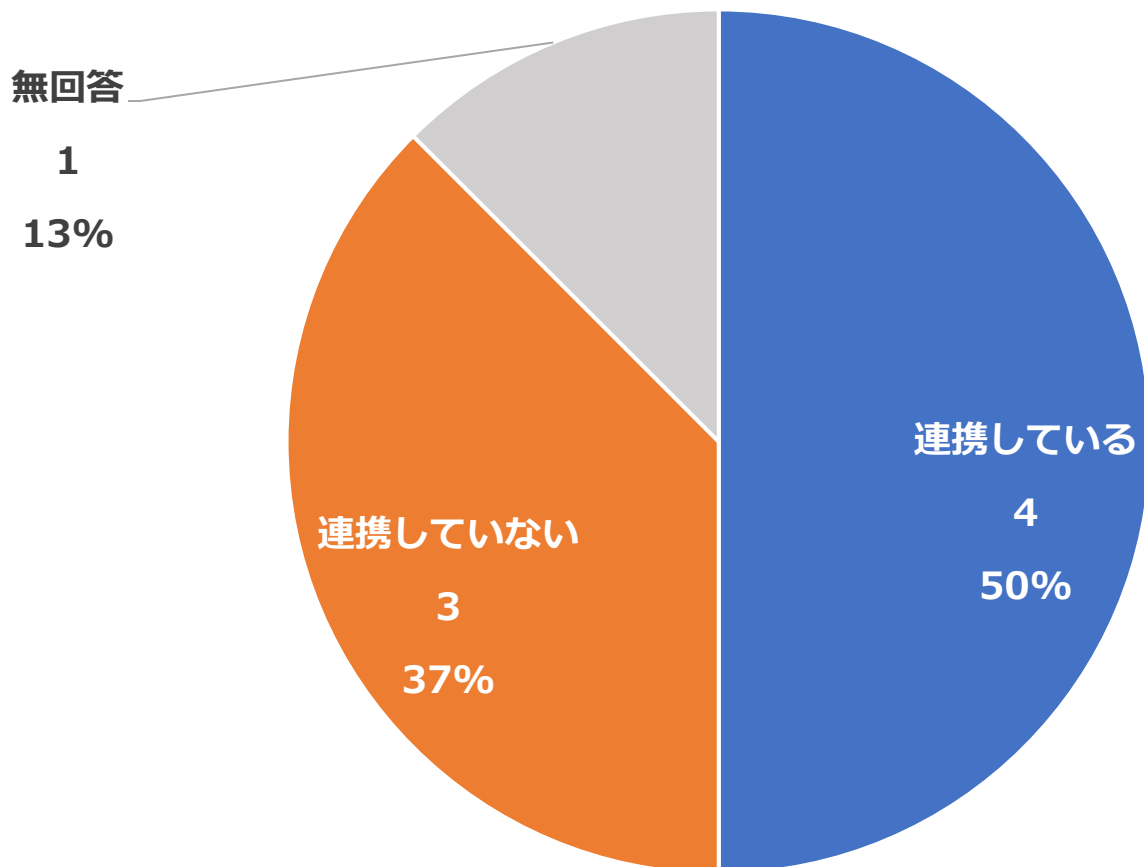
Q：センター外の関係機関・団体等と事業を共同して実施するなどの連携を行っていますか。



# センター外の関係機関・団体との連携（町村）

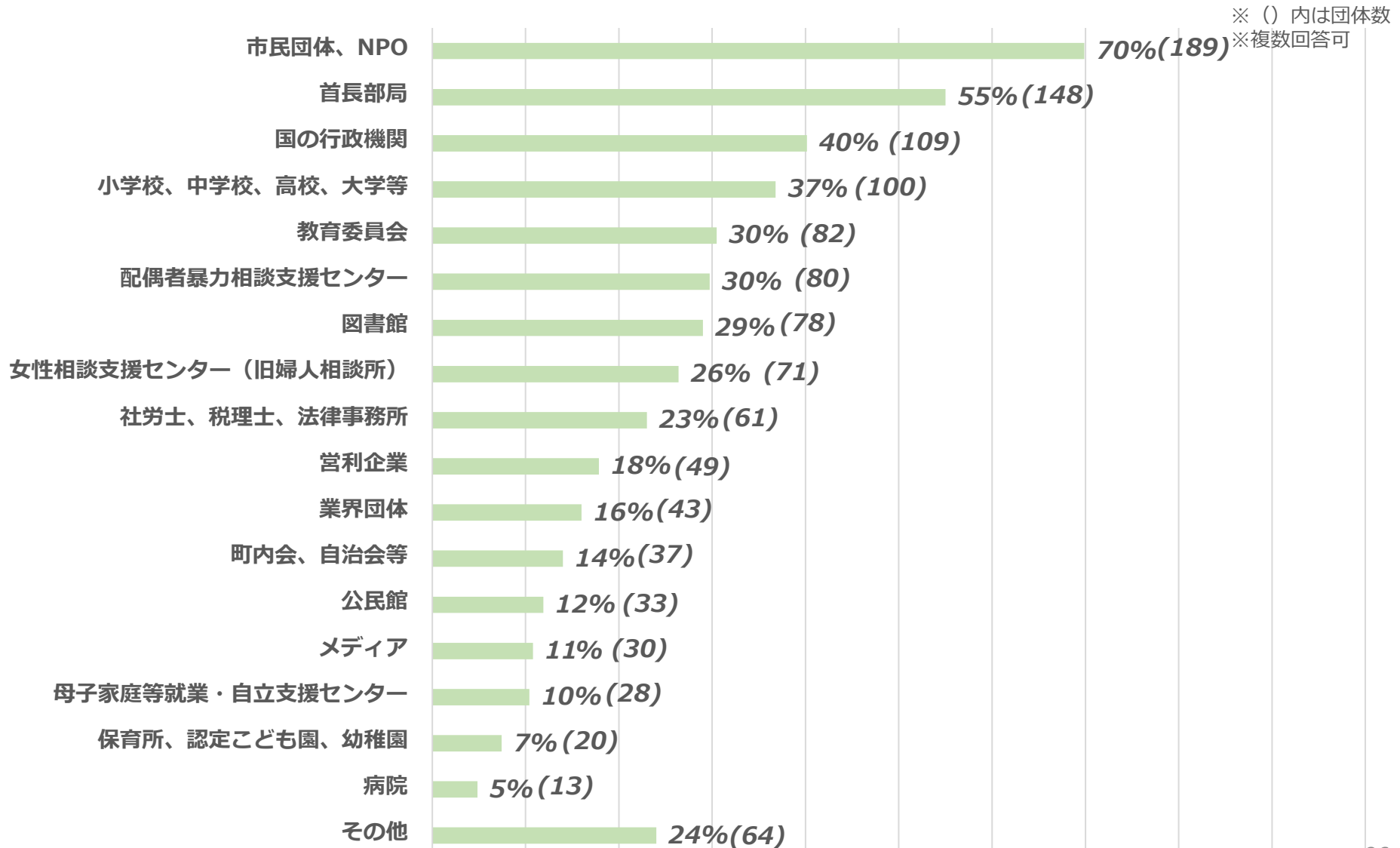
○町村においては、4センターが外部の関係機関・団体と連携して活動している。

Q：センター外の関係機関・団体等と事業を共同して実施するなどの連携を行っていますか。



# 連携している外部の関係機関・団体（全国）

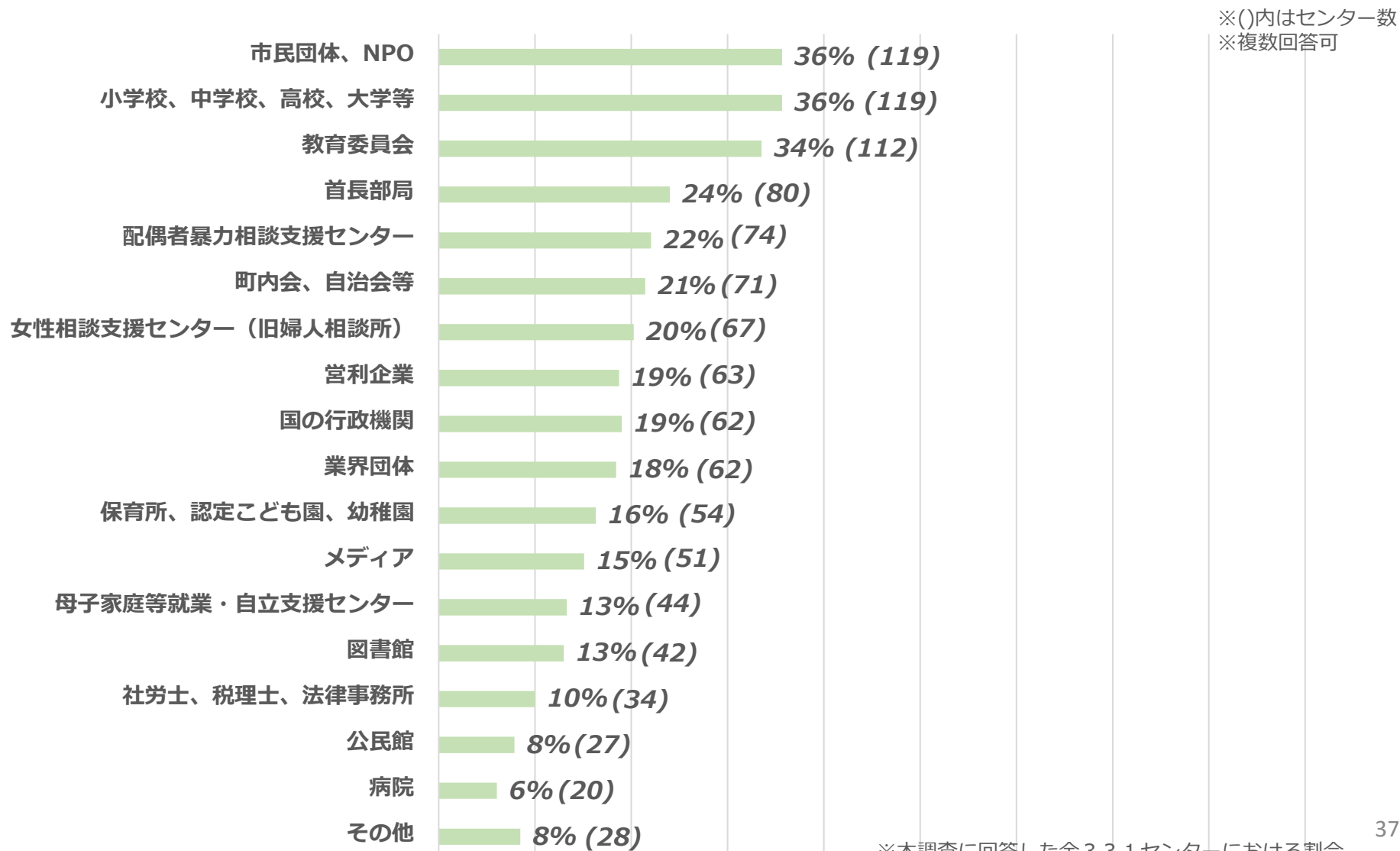
- 7割のセンターが「市民団体、NPO」と連携している。
- 「営利企業」、「業界団体」、「町内会、自治会等」との連携は2割以下にとどまる。



※外部の関係機関・団体と連携していると回答した270センターにおける割合。

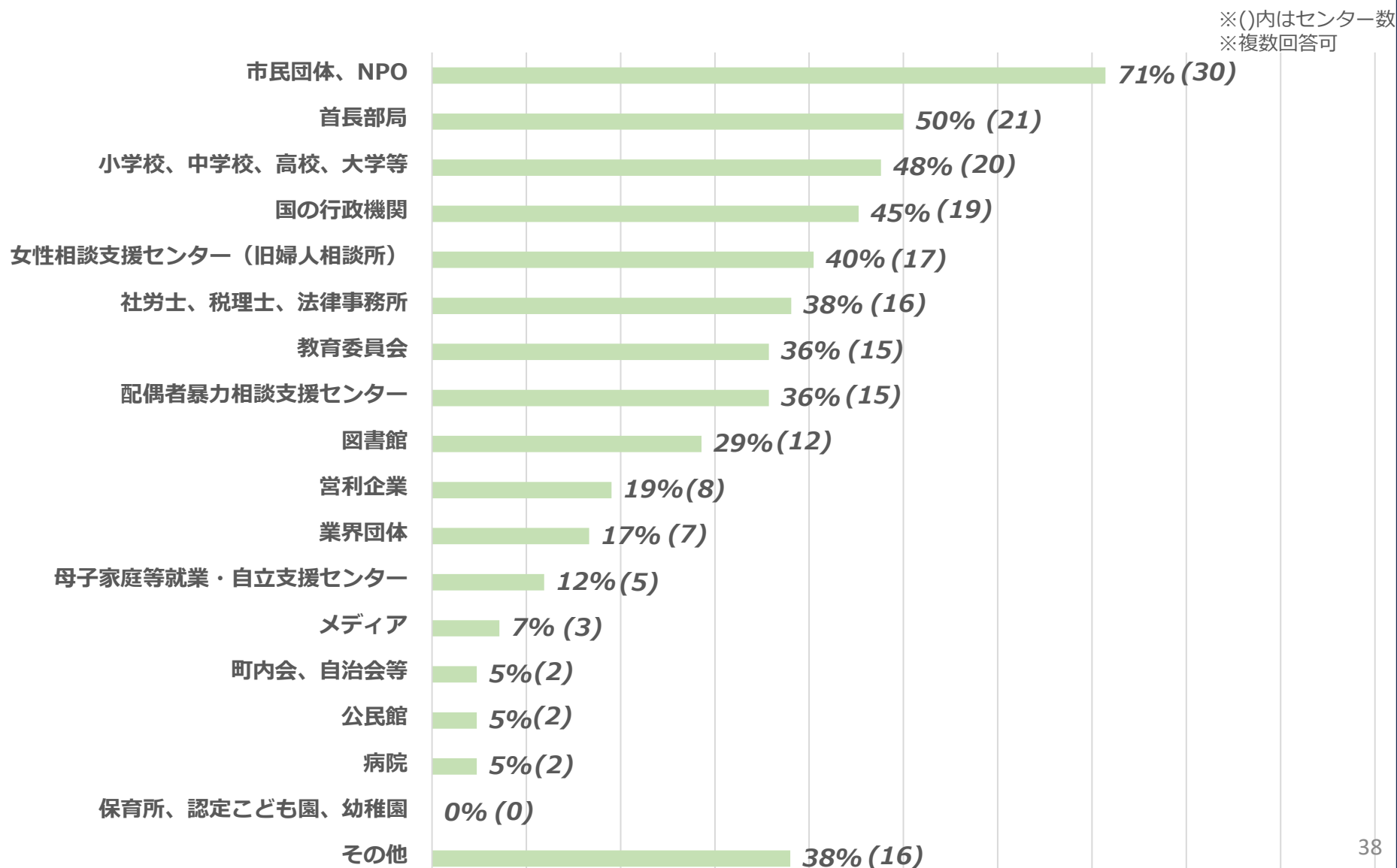
# センターが今後連携・連携強化が必要と考えている外部の関係機関・団体（全国）

- 今後の連携や連携強化したい関係機関については、「市民団体、NPO」のほか、「小学校、中学校、高校、大学等」も最多。
- 現に連携しているセンターが少ない「営利企業」「業界団体」について、今後の連携や連携強化を必要と考えている割合も2割程度。



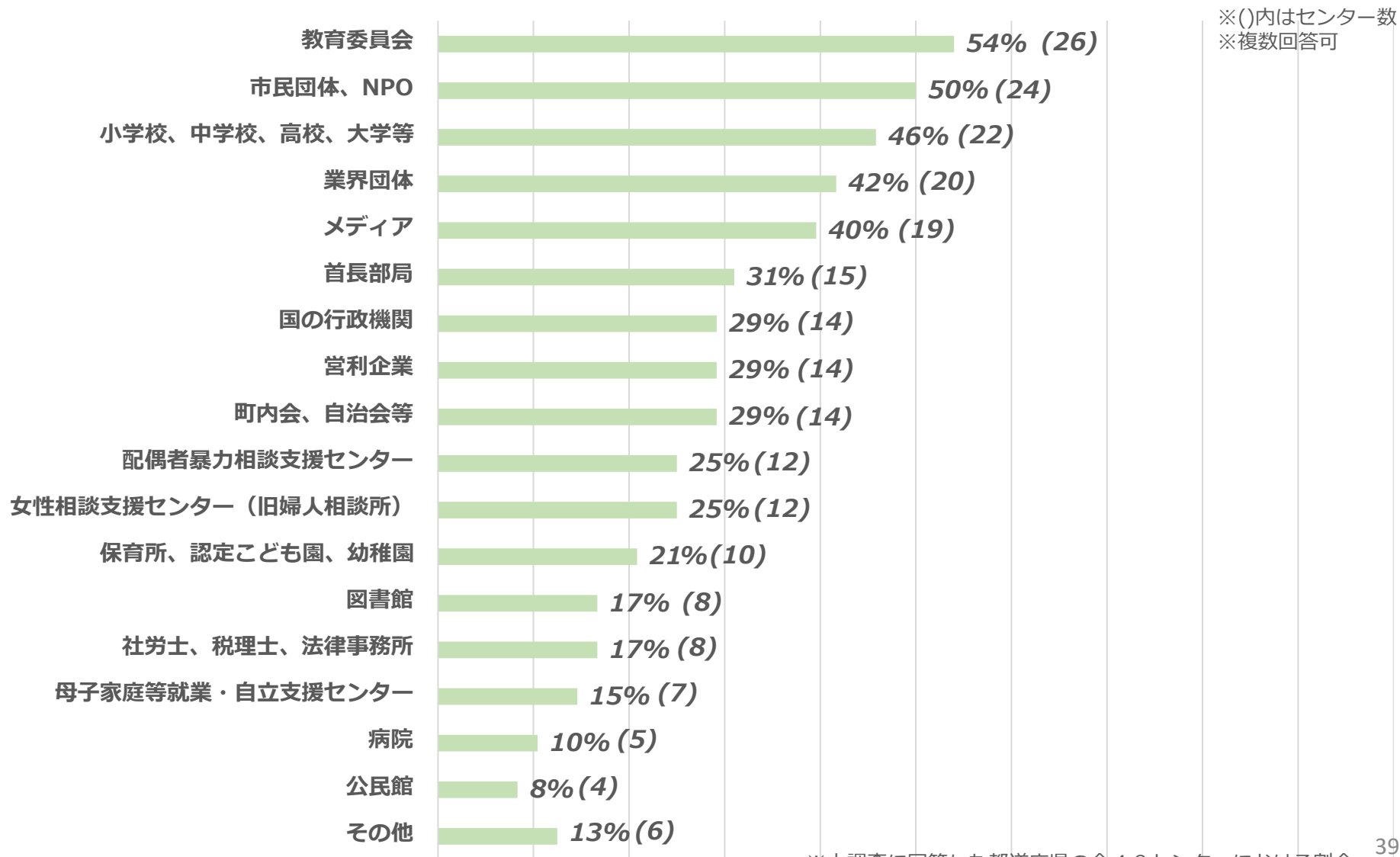
# 連携している外部の関係機関・団体（都道府県）

- 都道府県においては、約7割のセンターが「市民団体、NPO」と連携している。
- 「営利企業」「業界団体」等は2割以下。



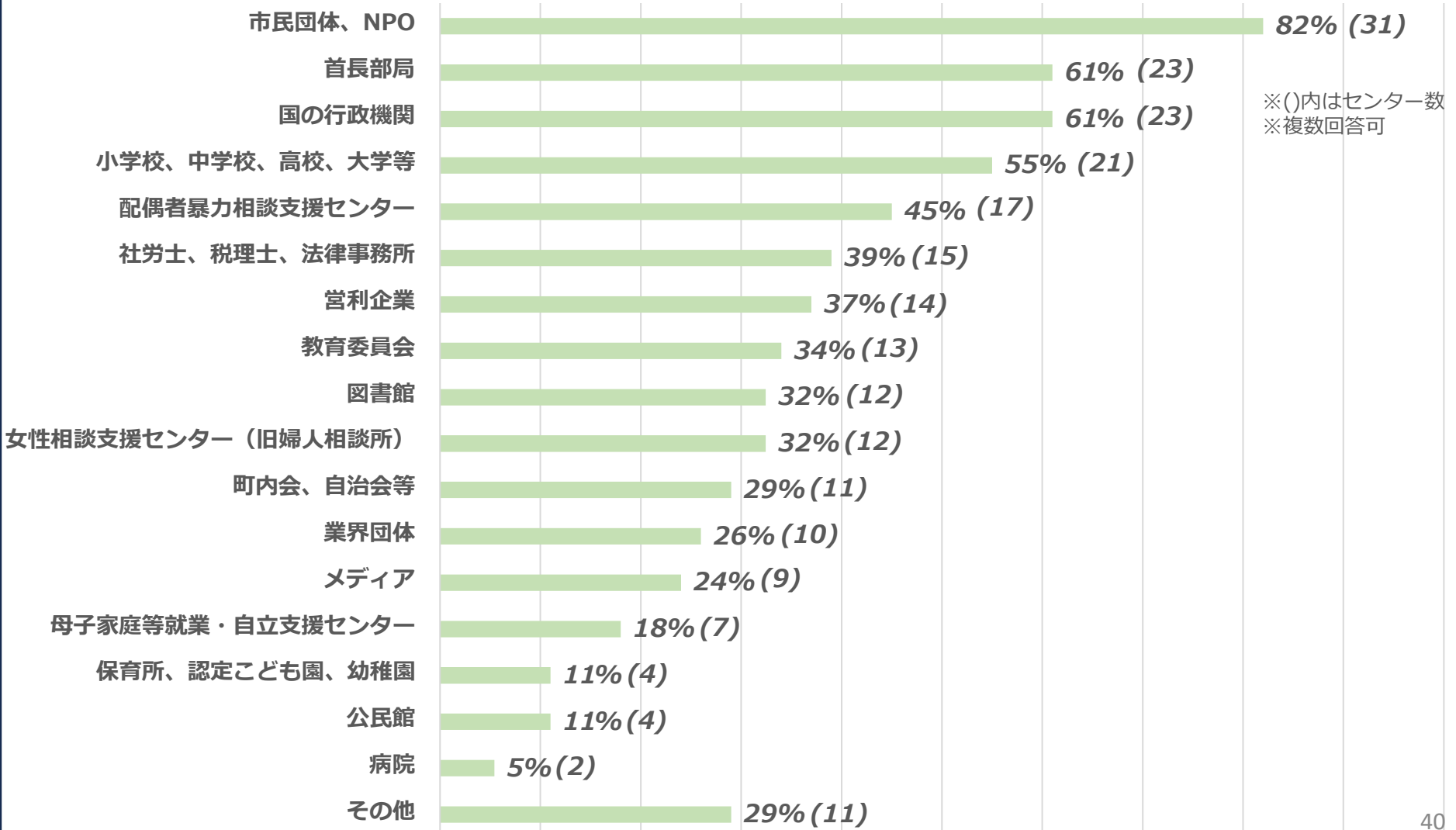
# センターが今後連携・連携強化が必要と考えている外部の関係機関・団体（都道府県）

- 5割以上のセンターが「教育委員会」との連携強化を必要と考えている。
- 政令市・特別区、市、町村と比較すると、都道府県のセンターでは「業界団体」「メディア」との連携強化が必要と考えるセンターが多い。



# 連携先している外部の関係機関・団体（政令市・特別区）

- 政令市・特別区においては、約8割のセンターが「市民団体、NPO」と連携している。
- 都道府県、市、町村と比較すると、「営利企業」と連携しているセンターが多い。



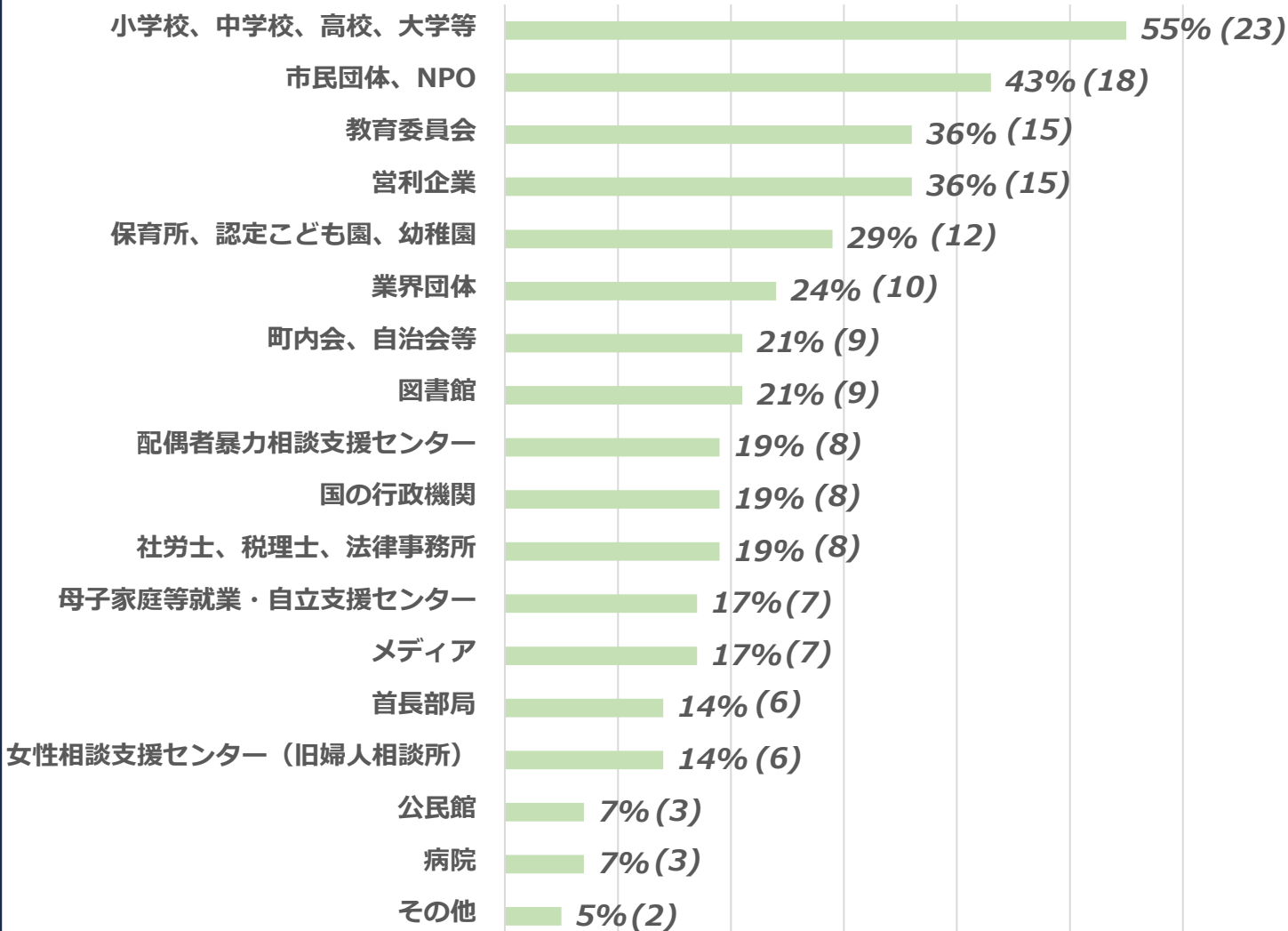
※外部の関係機関・団体と連携していると回答した政令市・特別区の38センターにおける割合。



# センターが今後連携・連携強化が必要と考えている外部の関係機関・団体（政令市・特別区）

- 「小学校、中学校、高校、大学等」、「教育委員会」「市民団体、NPO」との連携強化を必要と考えているセンターが多い。
- 都道府県や市、町村と比較すると、「営利企業」との連携強化を必要と考えているセンターは約4割と多くなる。

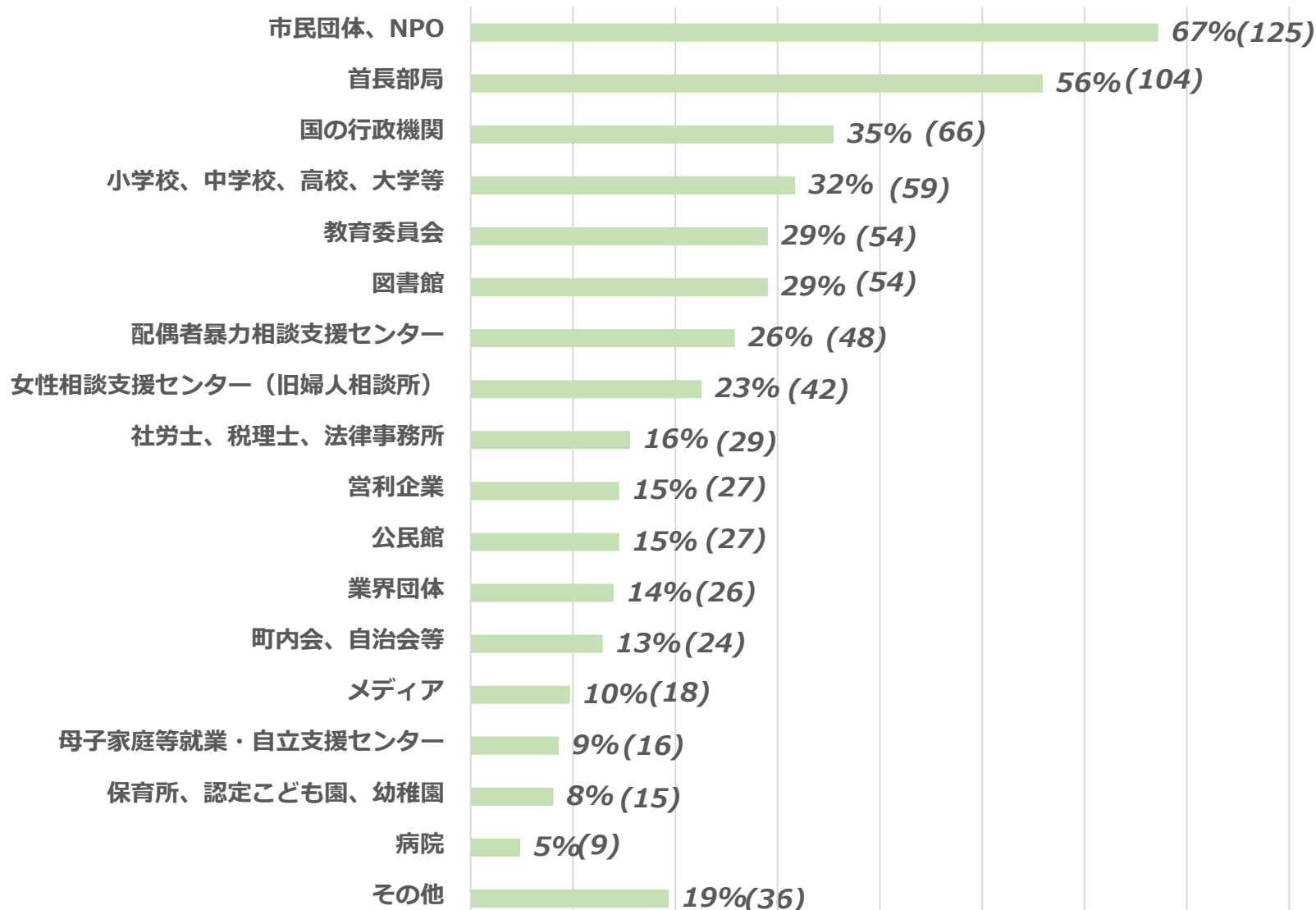
※()内はセンター数  
※複数回答可



# 連携している外部の関係機関・団体（市）

- 市においては、「市民団体、NPO」「首長部局」と連携しているセンターが多い。
- 「営利企業」「業界団体」「町内会、自治会等」と連携しているセンターは2割以下。

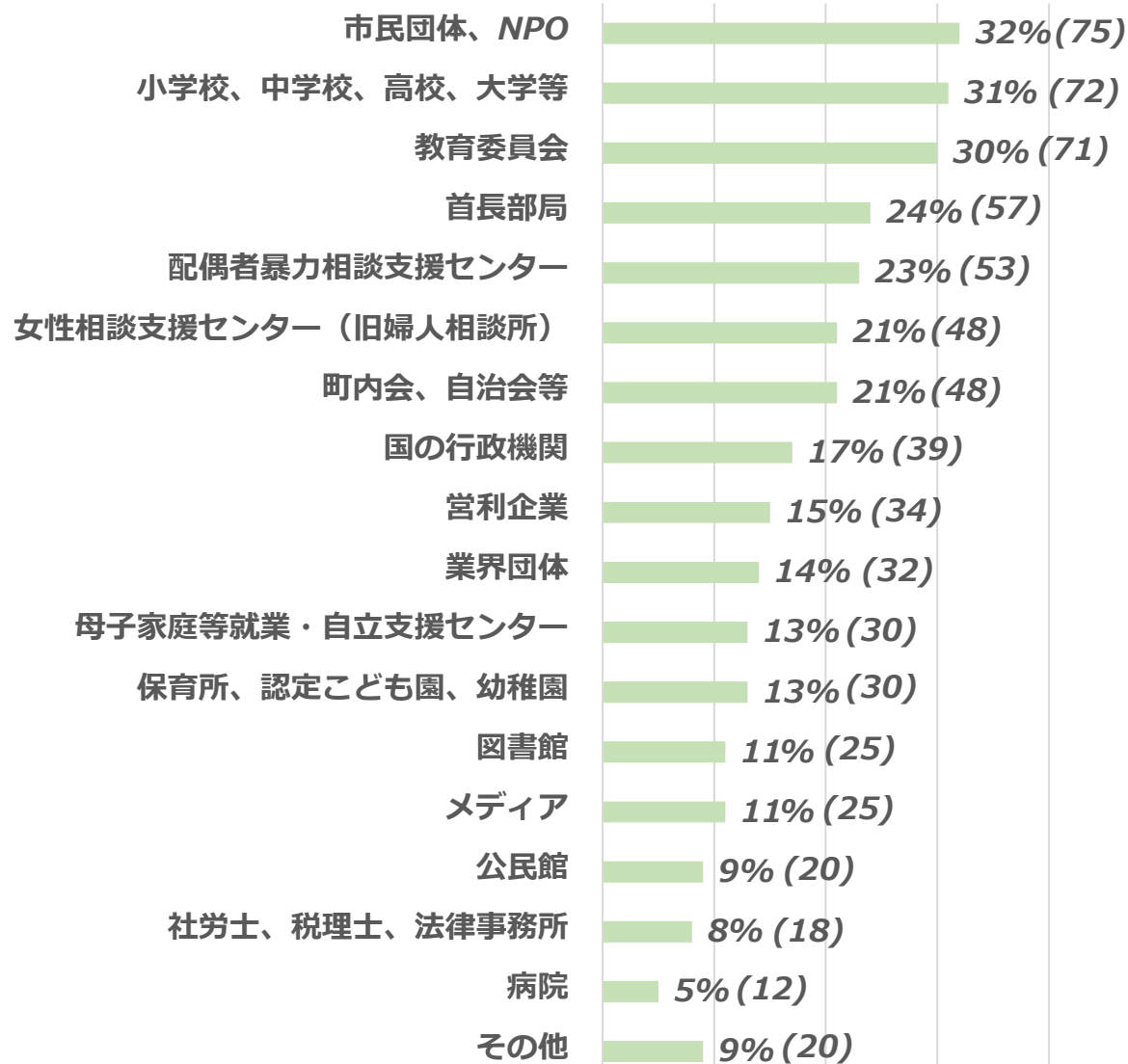
※()内はセンター数  
※複数回答可



※外部の関係機関・団体と連携していると回答した市の186センターにおける割合。

# センターが今後連携・連携強化が必要と考えている外部の関係機関・団体（市）

- 約3割のセンターが「市民団体、NPO」、「小学校、中学校、高校、大学等」や「教育委員会」との連携強化を必要と考えている。
- 「町内会、自治会等」と連携強化が必要と考えるセンター数は、現に連携しているセンター数の2倍になる。

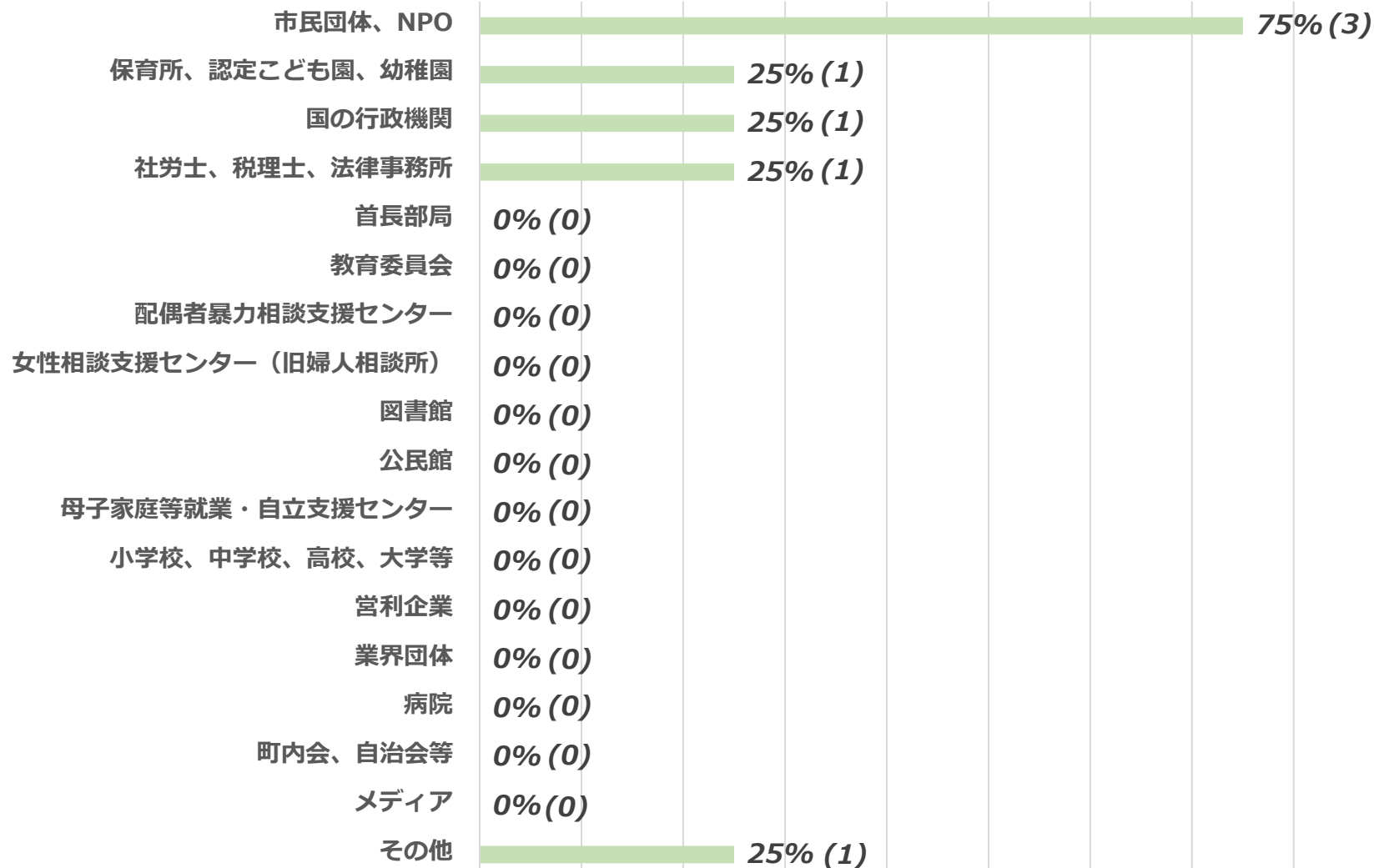


※( )内はセンター数  
※複数回答可

# 連携している外部の関係機関・団体（町村）

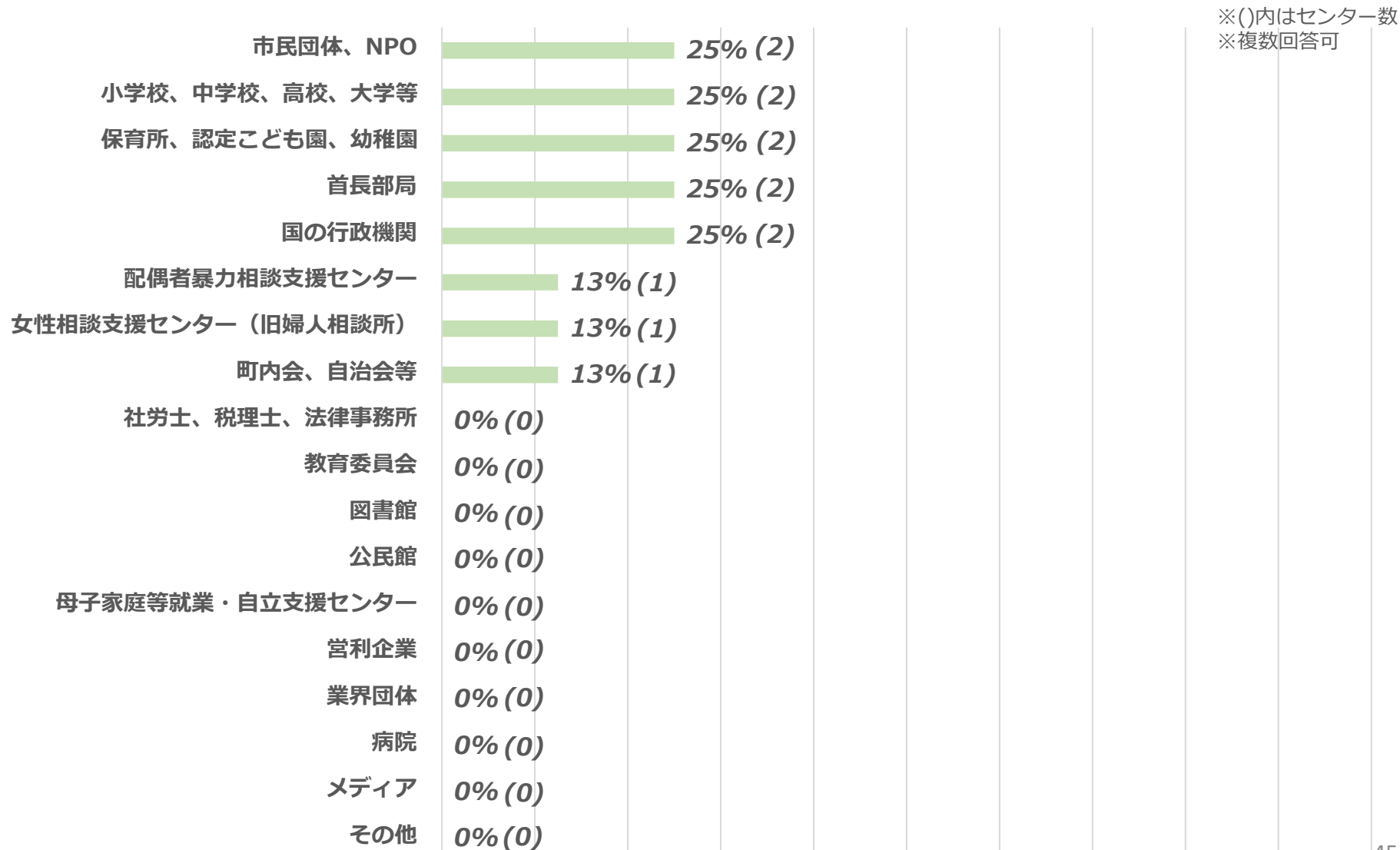
○外部の関係機関・団体と連携していると回答した4センターのうち3センターが、「市民団体、NPO」と連携している。

※()内はセンター数  
※複数回答可



## センターが今後連携・連携強化が必要と考えている外部の関係機関・団体（町村）

○現に連携しているセンターはなかったものの、「小学校、中学校、高校、大学等」、「保育所、認定こども園、幼稚園」、「首長部局」「国の行政機関」等との今後の連携を必要と考えているセンターがある。



## 【企業等との連携】

- 連携することに賛同し、手を挙げてくれる企業及び団体があるかどうか。
- イクボスセミナーへの民間企業参加率が低い。
- 女性活躍推進や男女共同参画推進の必要性の共有が希薄であり、企業や団体等に積極的にアプローチする必要がある。
- 事業所に浸透させるため講演会のチラシを送付するが、参加できる事業所はいつも同じである。
- 経済団体や企業との連携がほとんど無い状態のため、関係づくりが必要。

## 【福祉、教育部門との連携】

- 困難女性支援法施行を踏まえ、市町村福祉担当部局や福祉関係団体との連携による対応が必要となる。
- 教育機関に関し、センターと関わりのある教員という「点」でのつながりにとどまっているため、異動等があるとつながりがなくなってしまう。例えばゼミや学科、学校というようにもう少し「面」に広げたい。出前授業などを通し、学校現場とジェンダーの接点を増やしたい。
- 学校側が忙しく、授業内に進出するのが難しい。
- デートDV防止や性教育について講師謝礼などで教育委員会にも協力してほしい。

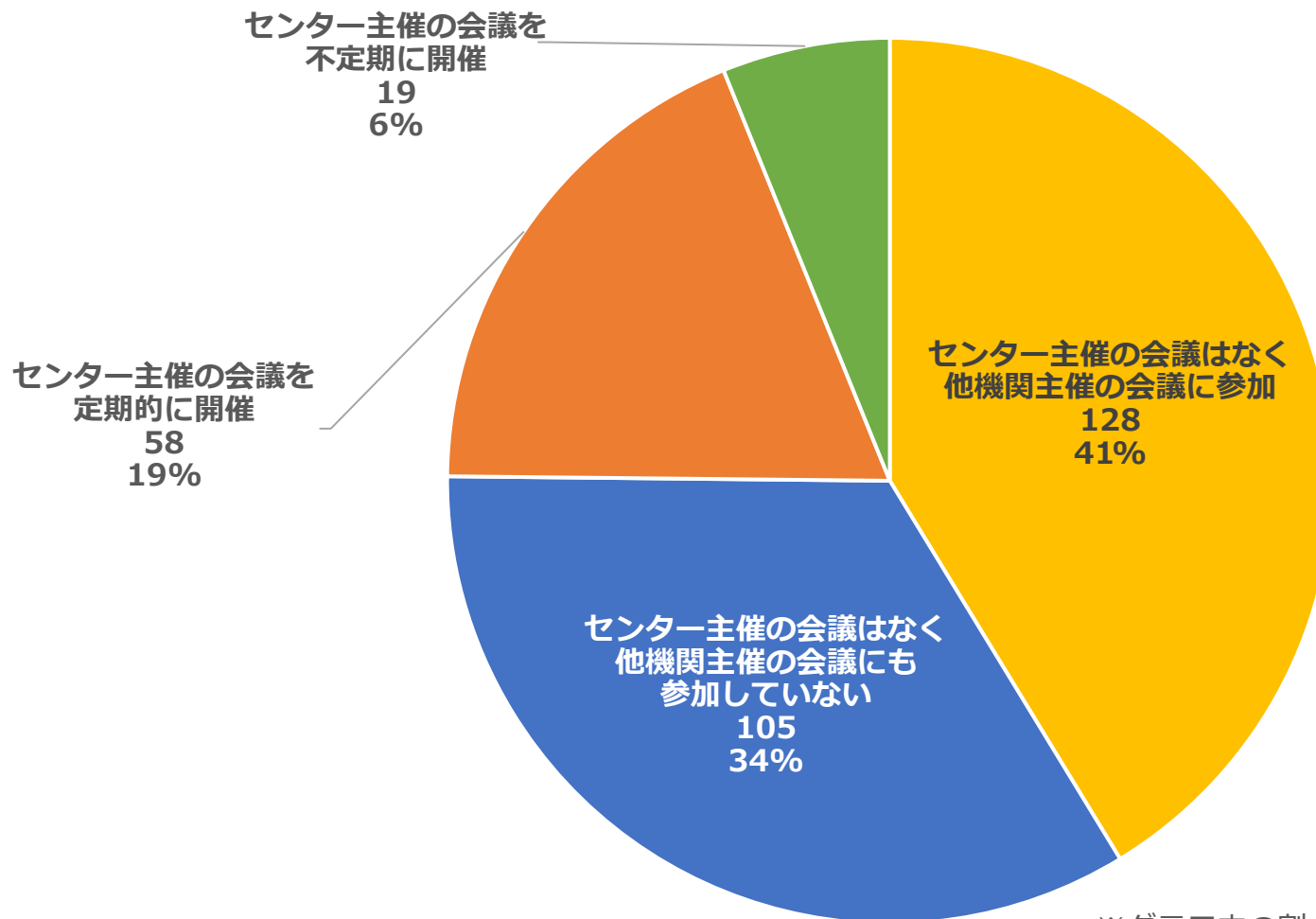
## 【相談対応における連携】

- 常駐する相談員がないため、連携していると相談日以外にDVの相談を受けた際にスムーズな案内ができる。
- 相談者の主訴を捉えて適切な機関へ繋ぐこと。

# 関係機関との連携会議（全国）

- 約4割のセンターが他機関主催の連携会議に参加している。
- 約3割のセンターがセンター主催の連携会議を定期又は不定期に開催している。

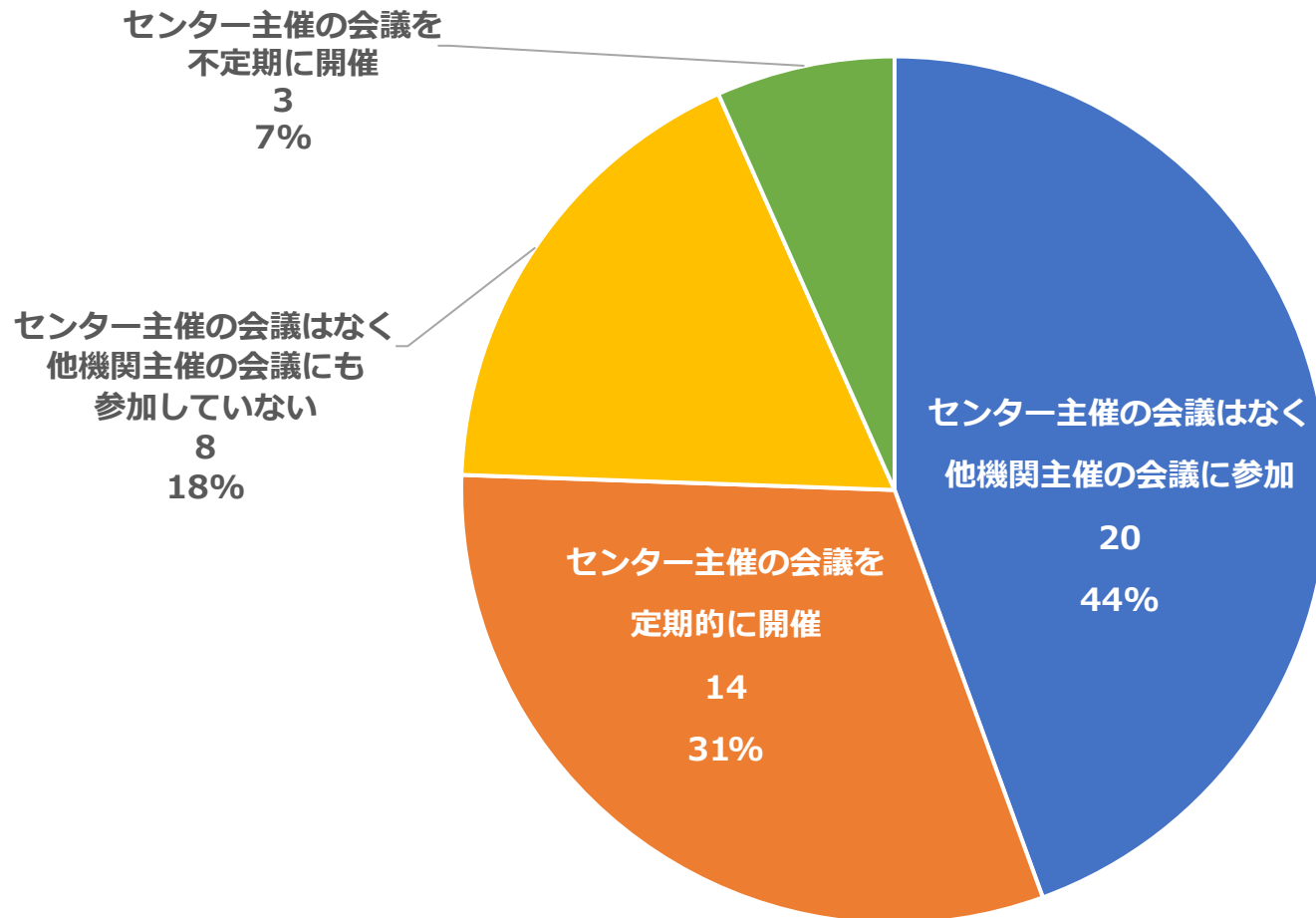
Q：男女共同参画センターにおいて、地域の関係機関との連携会議を主催していますか。



# 関係機関との連携会議（都道府県）

- 都道府県においては、4割以上のセンターが他機関主催の連携会議に参加している。
- 約4割のセンターがセンター主催の連携会議を定期又は不定期に開催している。

Q：男女共同参画センターにおいて、地域の関係機関との連携会議を主催していますか。

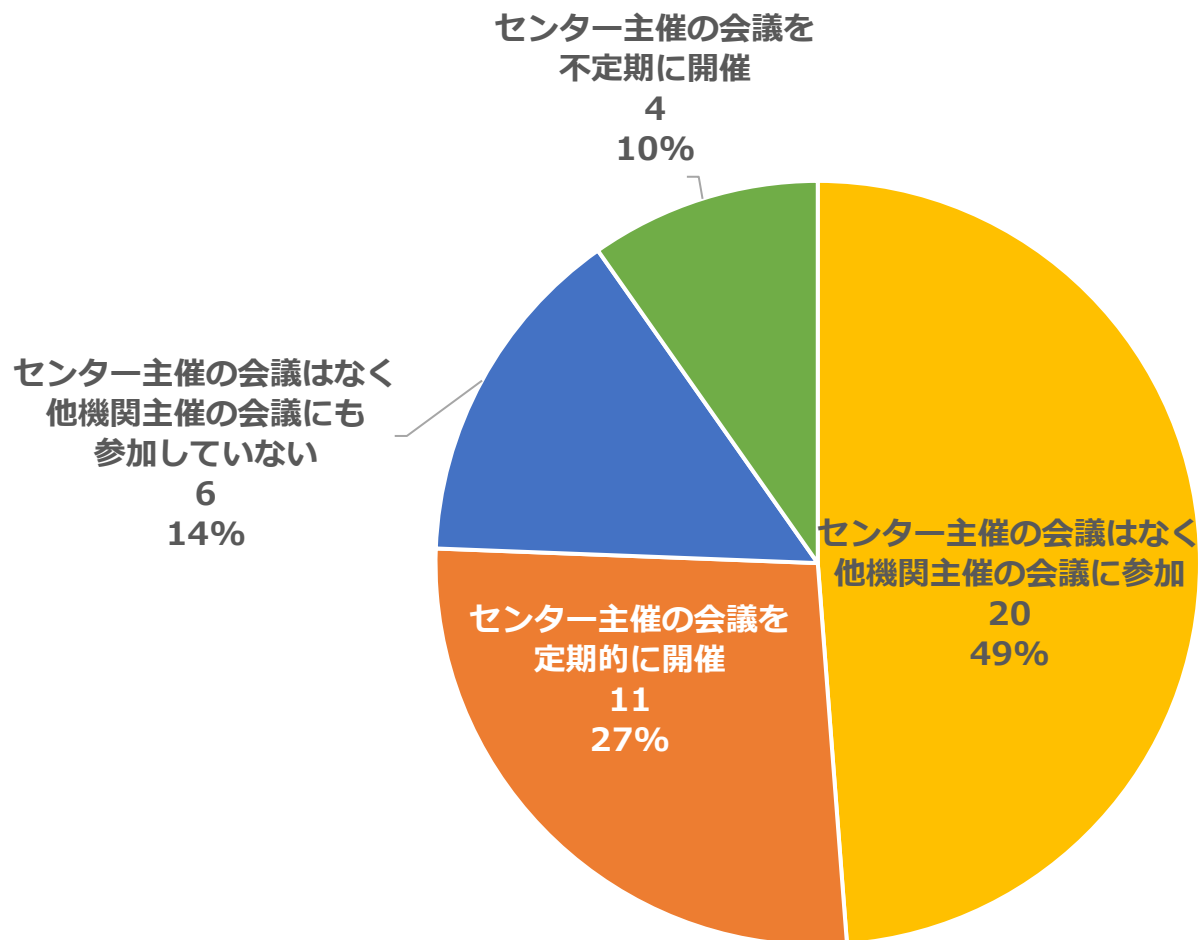




# 関係機関との連携会議（政令市・特別区）

- 政令市・特別区においては、約半数のセンターが他機関主催の連携会議に参加している。
- 約4割のセンターがセンター主催の連携会議を定期又は不定期に開催している。

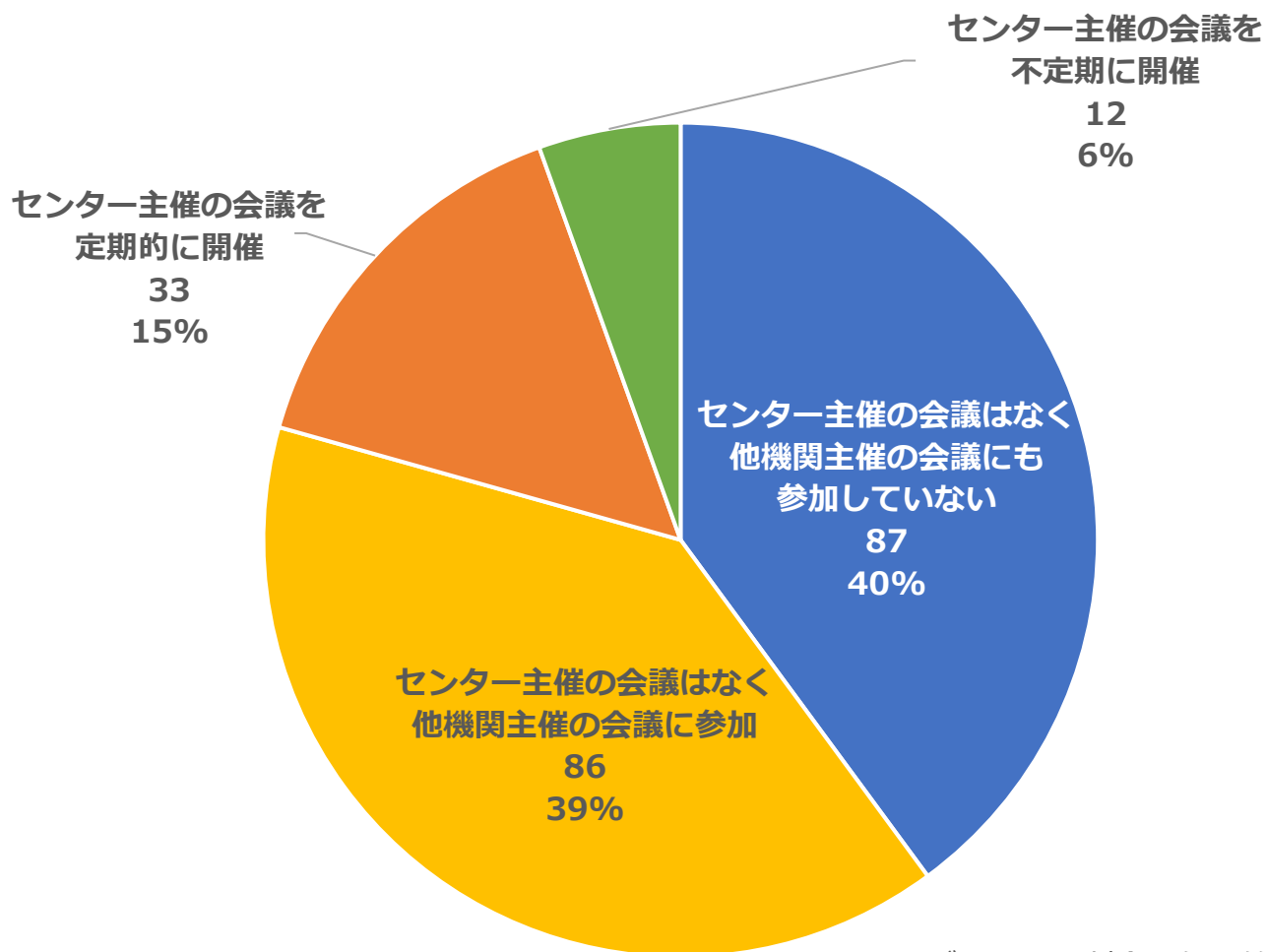
Q：男女共同参画センターにおいて、地域の関係機関との連携会議を主催していますか。



# 関係機関との連携会議（市）

- 市においては、約4割のセンターが他機関主催の連携会議に参加している。
- 約2割のセンターがセンター主催の連携会議を定期又は不定期に開催している。

Q：男女共同参画センターにおいて、地域の関係機関との連携会議を主催していますか。

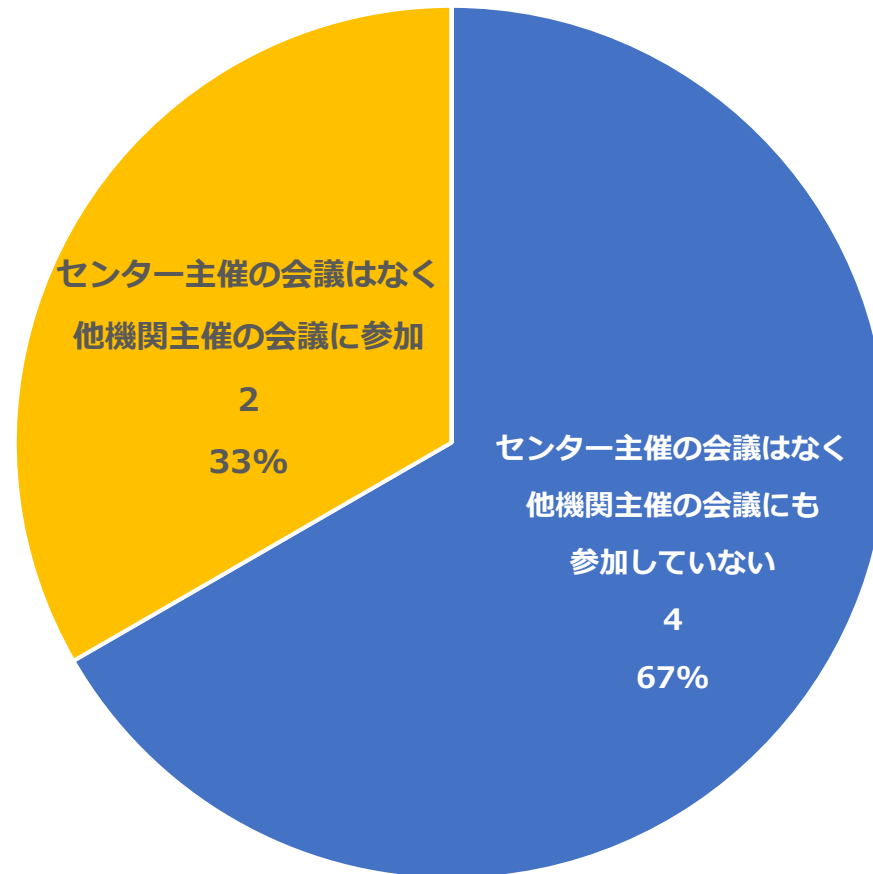


※グラフ中の割合は無回答を除いて算出。 50

# 関係機関との連携会議（町村）

○町村においては、2センターが他機関主催の連携会議に参加している。

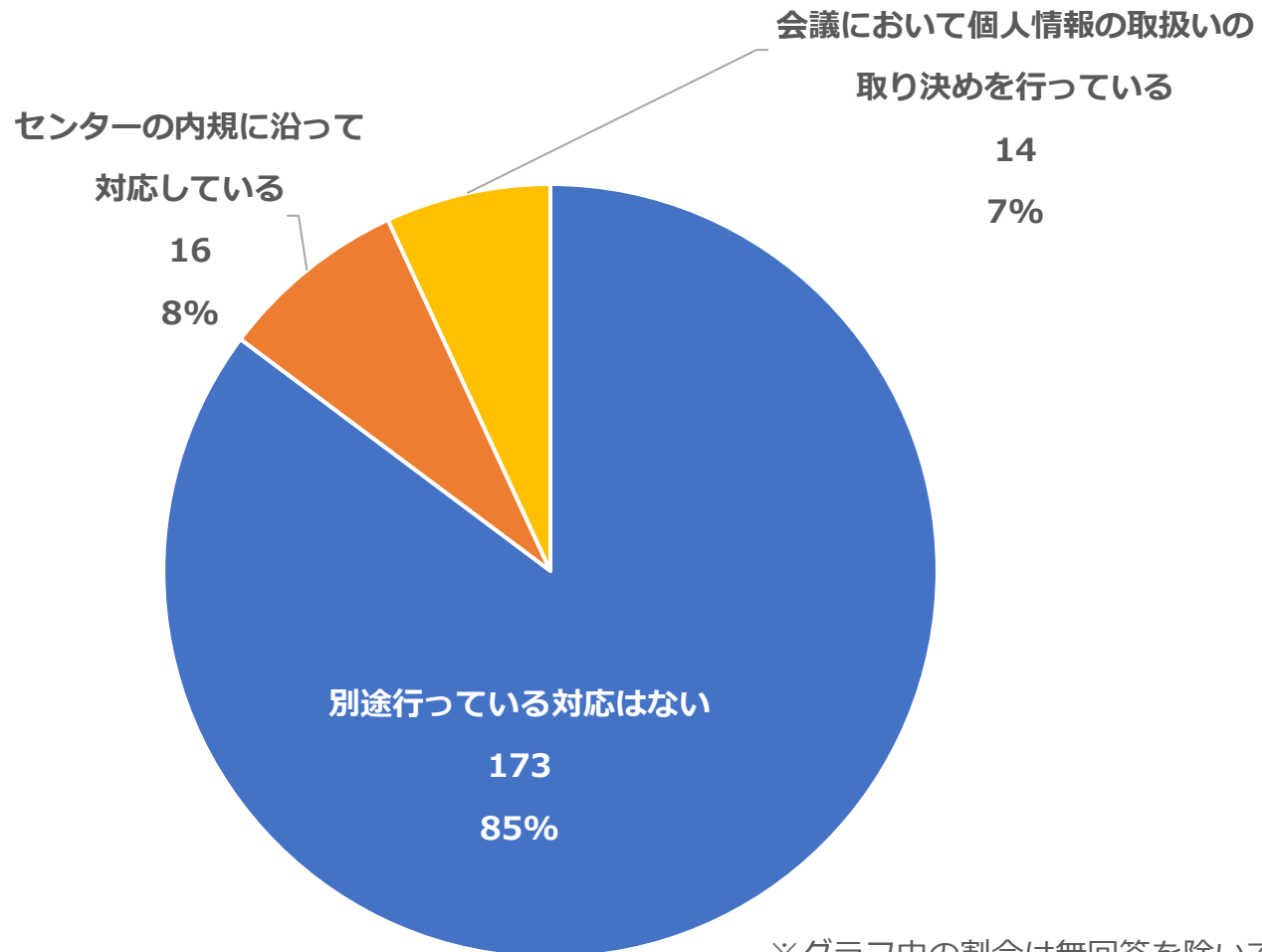
Q：男女共同参画センターにおいて、地域の関係機関との連携会議を主催していますか。



# 関係機関との連携会議における個人情報の取扱い（全国）

○約2割のセンターが関係機関との連携会議における個人情報の取扱いについて、個人情報保護法に上乗せして、会議内の取り決めやセンターの内規に基づき対応している。

Q：関係機関との連携会議における個人情報の取扱いについて、個人情報保護法に上乗せして別途行っている対応はありますか。



# 関係機関との連携会議における個人情報の取扱い（都道府県）

○都道府県においては、約1割のセンターが関係機関との連携会議における個人情報の取扱いについて、個人情報保護法に上乗せして、センターの内規に基づき対応している。

Q：関係機関との連携のための会議における個人情報の取扱いについて、個人情報保護法に上乗せして別途行っている対応はありますか。

男女共同参画センターの  
個人情報の取扱いに関する  
内規に沿って対応している

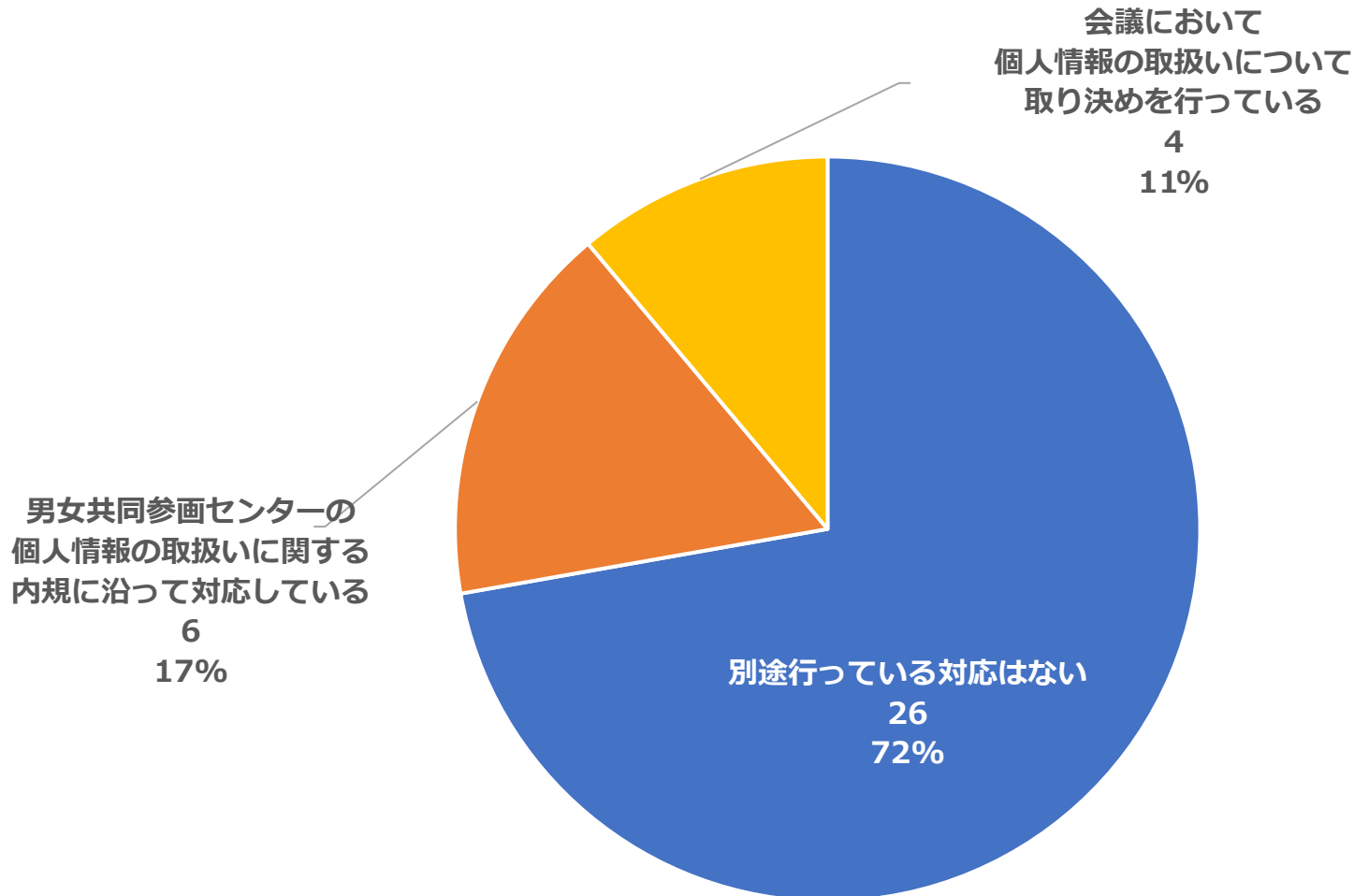
3  
9%

別途行っている対応はない  
32  
91%

# 関係機関との連携会議における個人情報の取扱い（政令市・特別区）

○政令市・特別区においては、約3割のセンターは、関係機関との連携のための会議における個人情報の取扱いについて、個人情報保護法に上乗せして、会議内の取り決めやセンターの内規に基づき対応している。

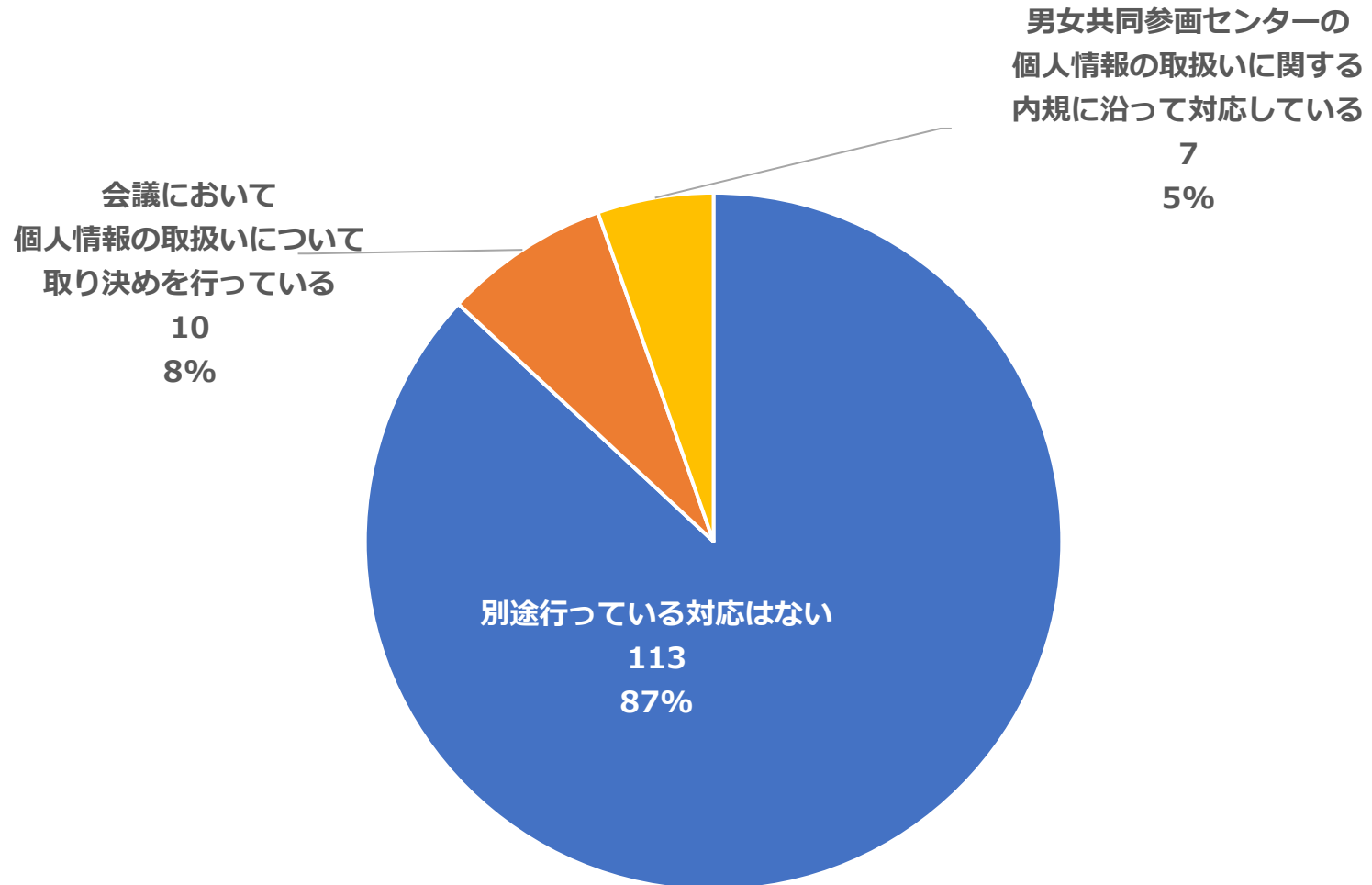
Q：関係機関との連携のための会議における個人情報の取扱いについて、個人情報保護法に上乗せして別途行っている対応はありますか。



# 関係機関との連携会議における個人情報の取扱い（市）

○市においては、約1割のセンターが関係機関との連携会議における個人情報の取扱いについて、個人情報保護法に上乗せして、会議内の取り決めやセンターの内規に基づき対応している。

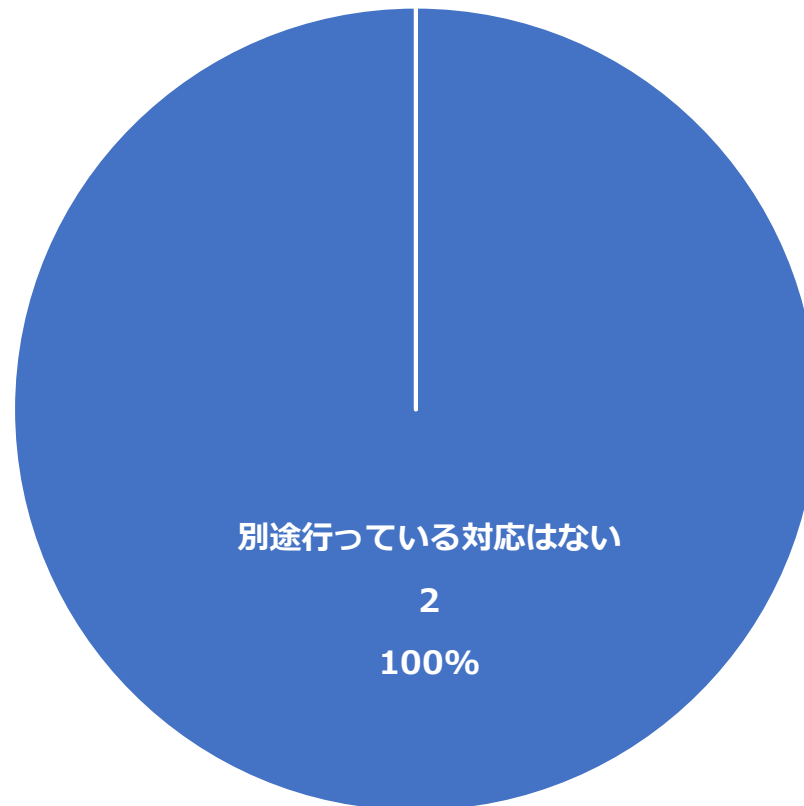
Q：関係機関との連携のための会議における個人情報の取扱いについて、個人情報保護法に上乗せして別途行っている対応はありますか。



# 関係機関との連携会議における個人情報の取扱い（町村）

○町村においては、2センターが個人情報保護法に基づく対応に上乗せして別途行っている対応はないとしている。

Q：関係機関との連携のための会議における個人情報の取扱いについて、個人情報保護法に上乗せして別途行っている対応はありますか。



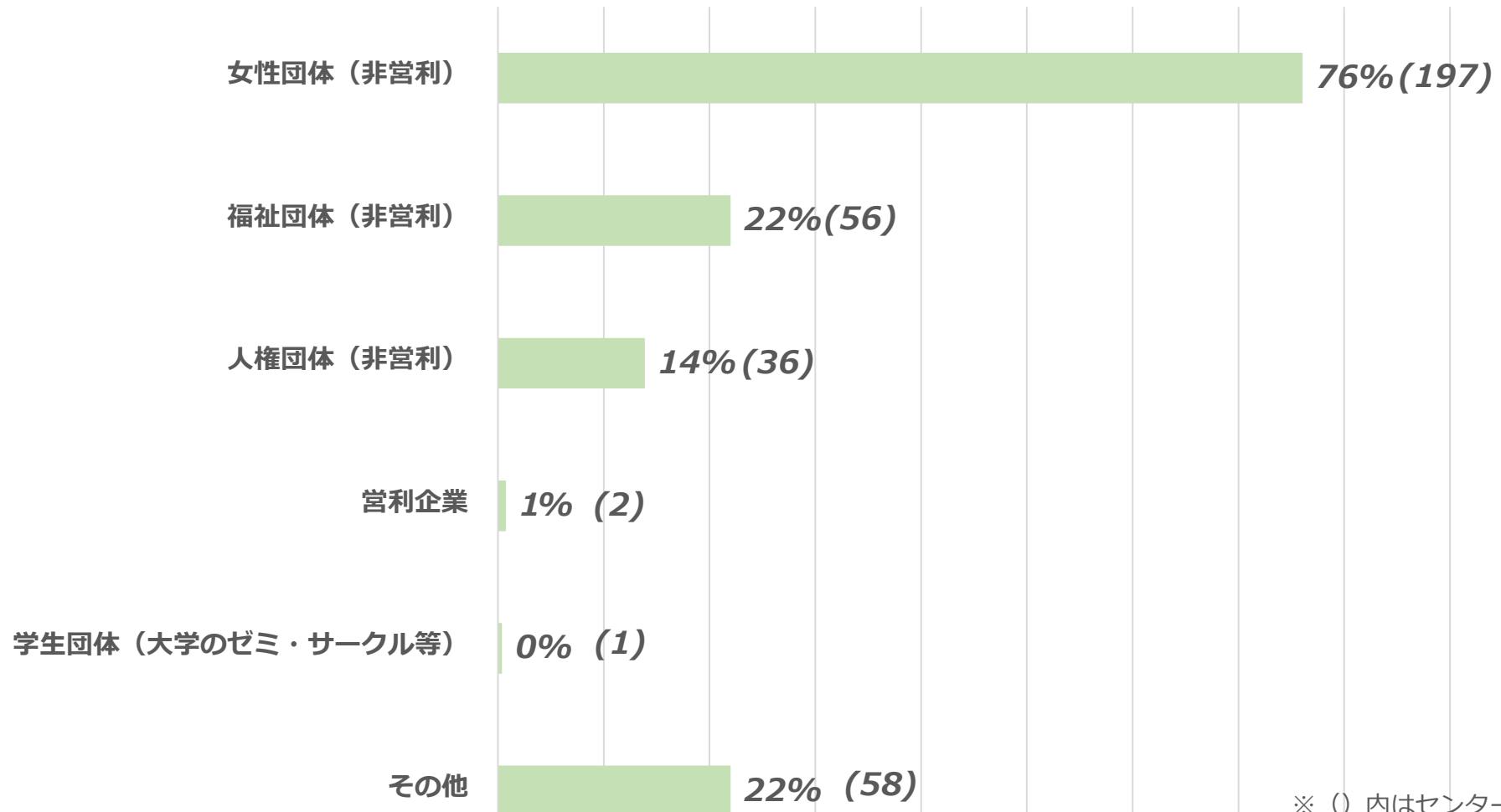


- 関係機関との連携のための会議では、児童虐待防止法、児童福祉法に基づき個人情報を取り扱っている。
- DV被害者支援ネットワークの連絡会議の要領の中で守秘義務を定めている。

# 登録している団体の属性（全国）

- センターの登録団体の属性としては女性団体が最多で、約8割を占める。
- 「その他」の具体的な属性については、町内会、自治会、職能団体等との回答があった。
- 地方公共団体の区分を問わず、同様の傾向であった。

Q：登録している団体の属性について、多いものを2つまで選んで御回答ください。

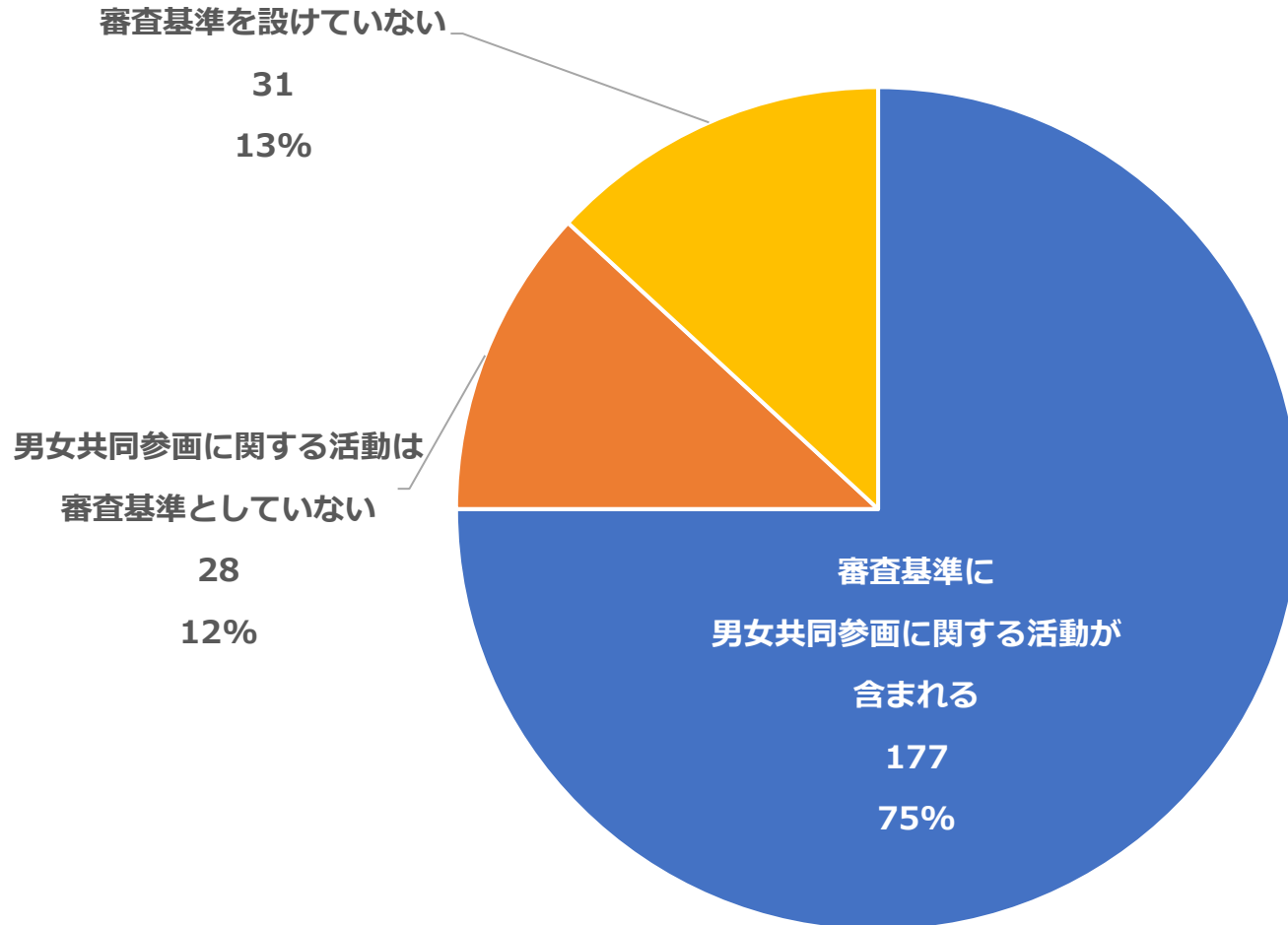


※ ( ) 内はセンター数

# 登録団体の審査基準（全国）

○約8割のセンターが男女共同参画に関する活動の実施を登録団体の審査基準としている。

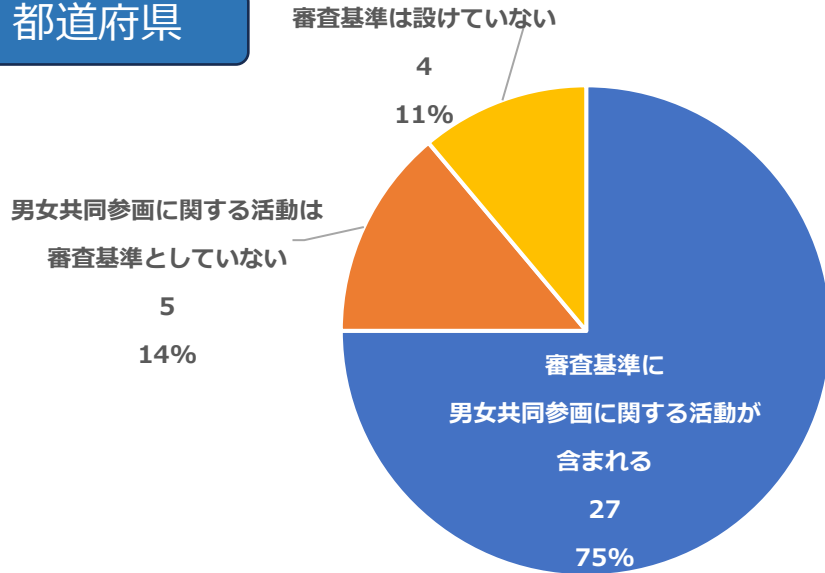
## 登録団体の審査基準



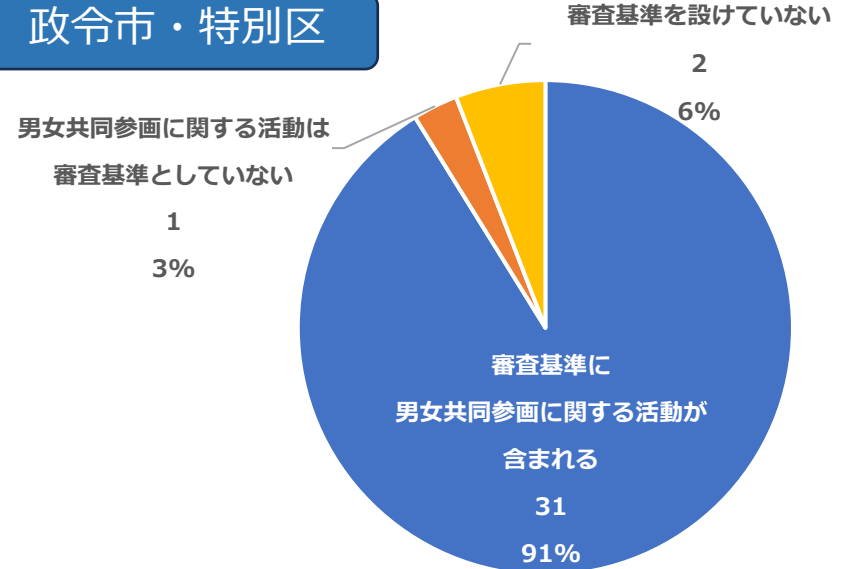
※グラフ中の割合は無回答を除いて算出。

# 登録団体の審査基準 (都道府県、政令市・特別区、市、町村)

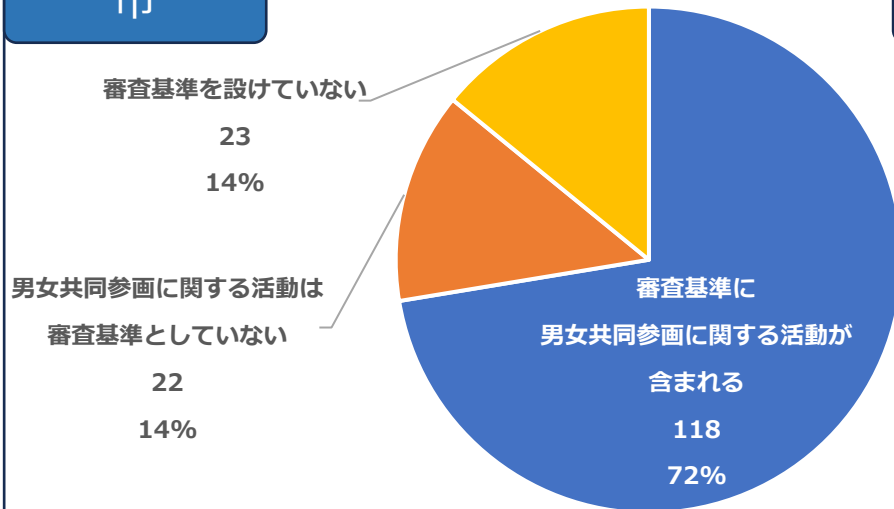
## 都道府県



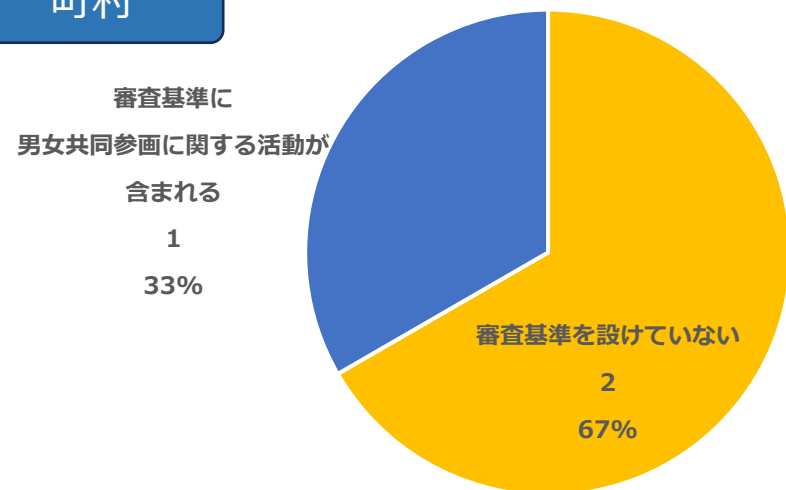
## 政令市・特別区



## 市



## 町村



※グラフ中の割合は無回答を除いて算出。60

## 登録団体の審査基準（自由記述より）

<男女共同参画に関する活動の実施は審査基準としていないと回答したセンター：30>

### 【理由】

- 年1回の研修会、登録団体交流祭に参加することを基準としている。
- 複数名により構成する団体で、団体構成員が当該地方公共団体在住であることを基準としている。
- 非営利の活動であること、政治活動・特定の宗教活動を行わないこと、公序良俗に反しないことを基準としている。

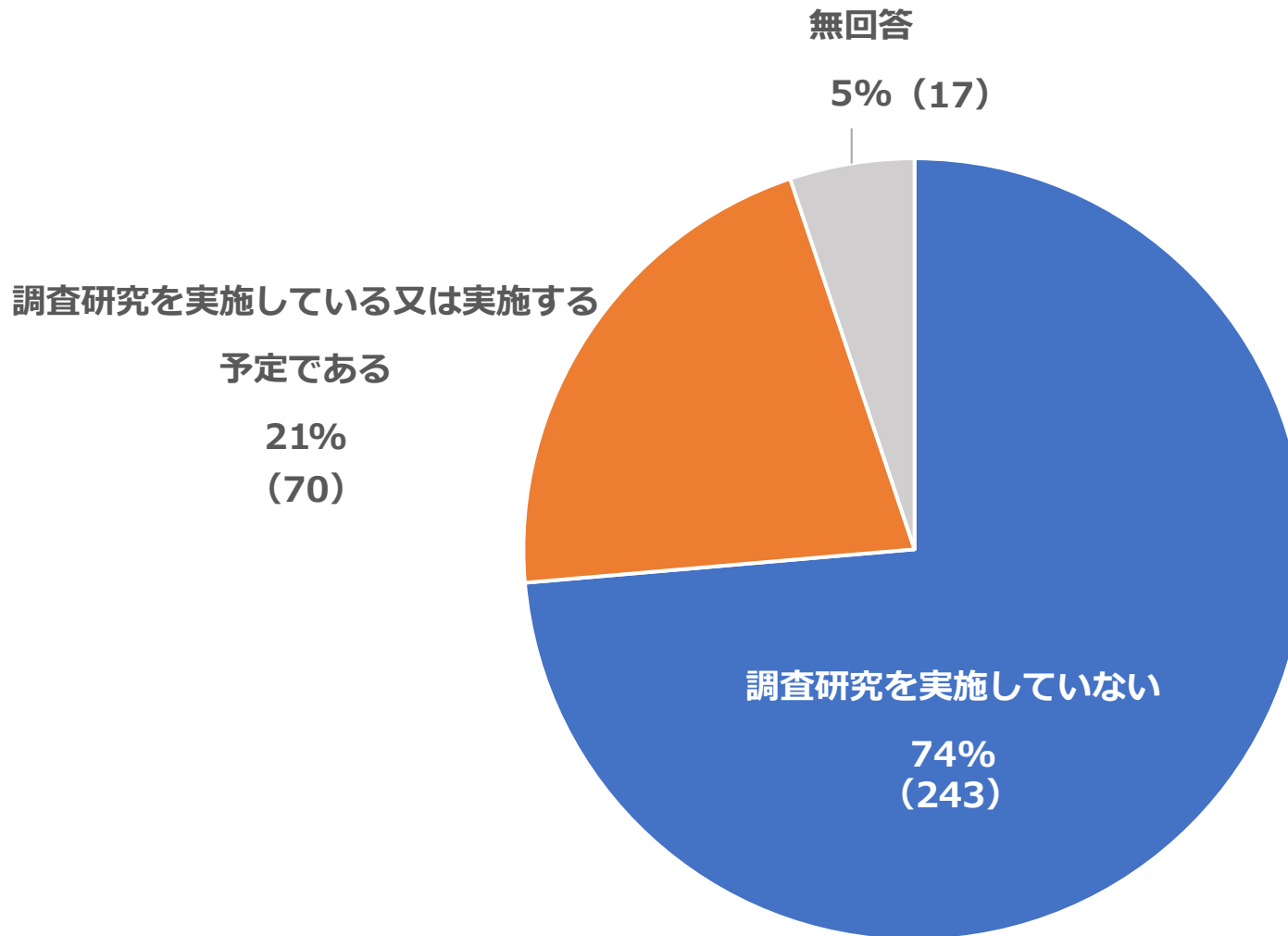
等

# 調查研究

# 調査研究の実施状況（全国）

○約7割のセンターが調査研究を実施していない。

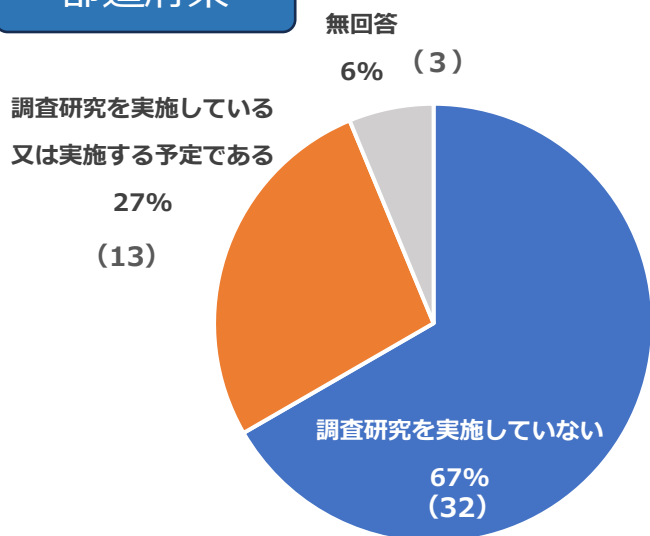
※令和5年度



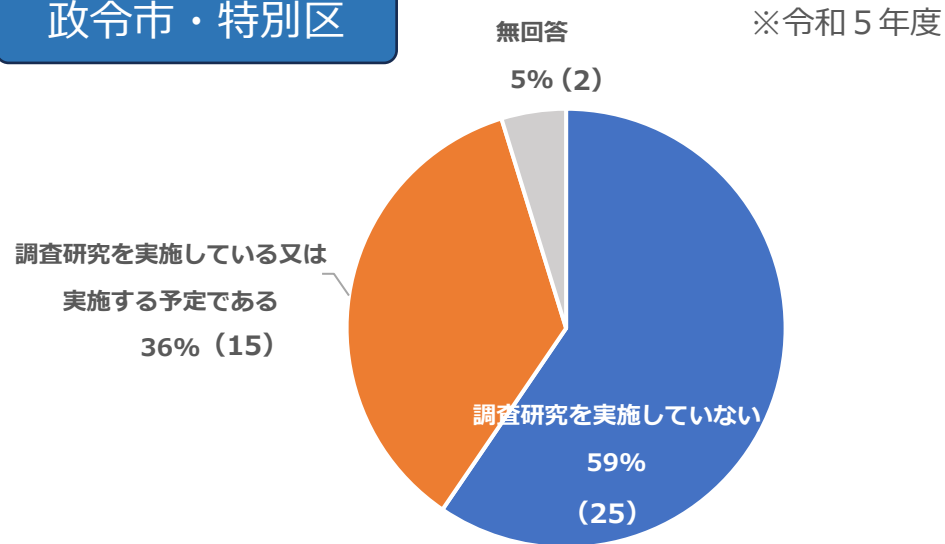
# 調査研究の実施状況（都道府県、政令市・特別区、市、町村）

○都道府県及び政令市・特別区では、調査研究を実施している又は実施する予定であった割合はそれぞれ約3割、約4割。市及び町村では実施するセンターが少なくなる。

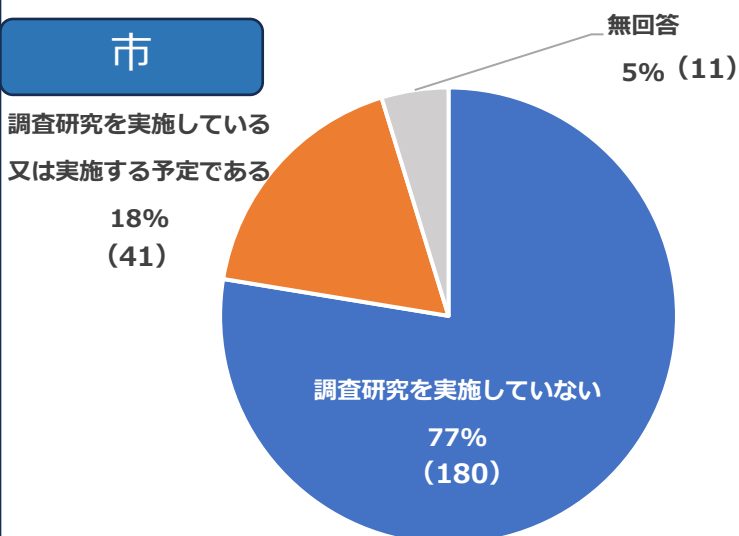
## 都道府県



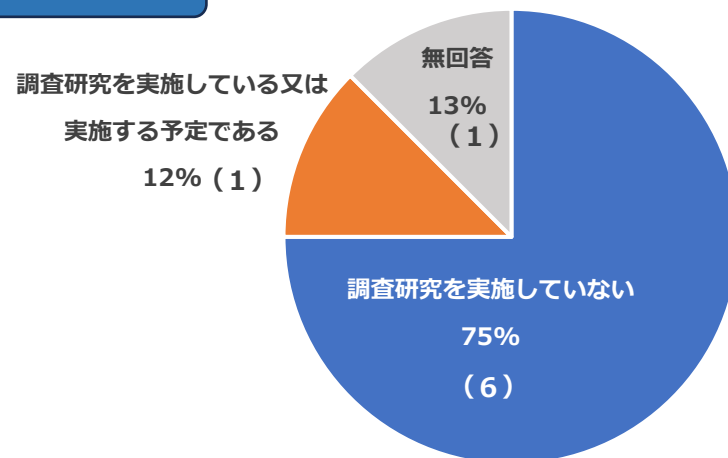
## 政令市・特別区



## 市



## 町村





# 調査研究の内容（自由記述より）

〈平成30年度から令和4年度までの5年間に実施した調査研究報告書の主なタイトル〉

- ・ キャンパス・セクハラ等に関する調査
- ・ 管内の男女共同参画施設に関する調査
- ・ 地域において男女共同参画を進める上での課題研究
- ・ 市町村職員意識調査報告書
- ・ 女性活躍推進企業の取組事例
- ・ 女性の県外流出に関する調査
- ・ コロナ禍の長期化とシングル・マザーを取り巻く社会環境
- ・ 女性の暮らしと困難に関する実態調査
- ・ 男女共同参画社会に関する市民意識調査
- ・ 男女共同参画の関する事業所の意識及び実態調査
- ・ 「男女がともに暮らしやすいまちづくり」を進めるための市民アンケート調査
- ・ 乳幼児を持つ父親の育児の現状と支援対策
- ・ スポーツ界における女性活躍促進のための調査
- ・ 女性高齢者の災害時の避難行動意図に関する調査研究
- ・ 高校生に対するデートDVに関する調査研究
- ・ 高校生のジェンダー環境に関する調査
- ・ 男女共同参画プラン改定に係る事業所実態・意識調査

# 調査研究に専従する職員（全国）

○約8割のセンターが調査研究に専従する職員を置いていない。

## 調査研究に専従する職員の有無

調査研究に専従する職員を置いており、当該職員には

男女共同参画の関連分野の学位がある

1%

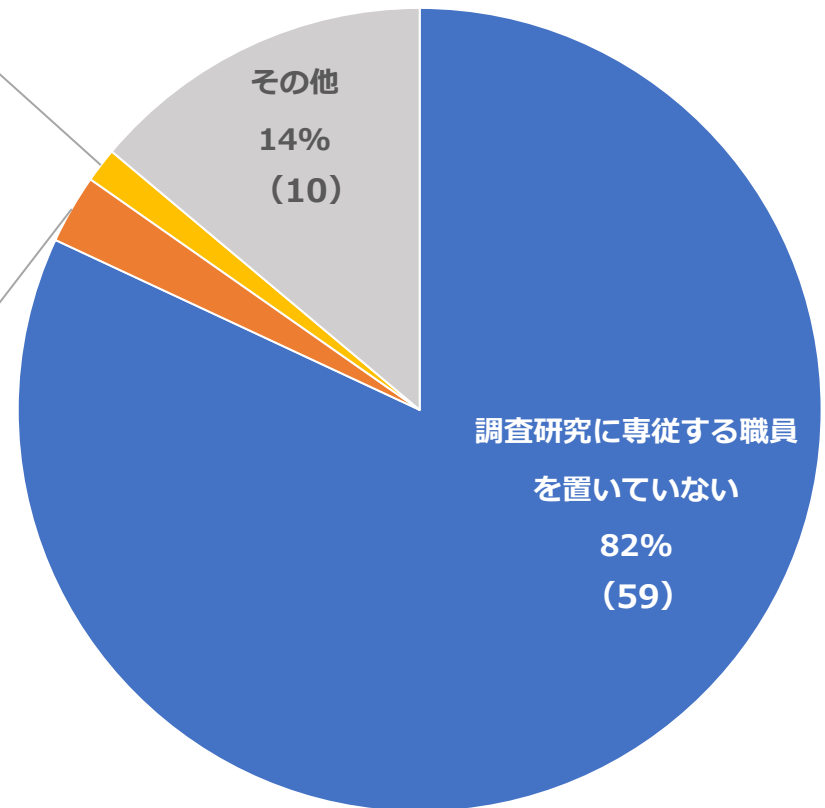
(1)

調査研究に専従する職員を置いており、当該職員は

男女共同参画に関する調査研究を行った経験がある

3%

(2)

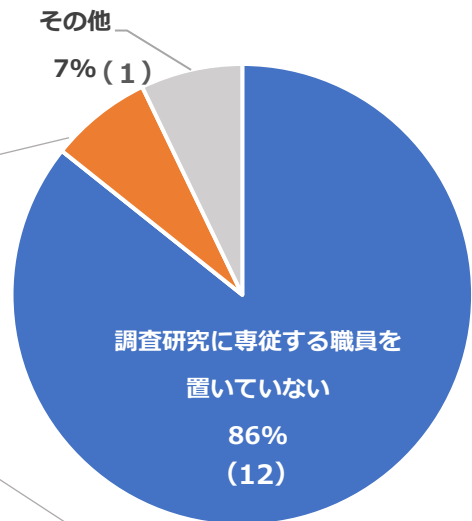


# 調査研究に従事する専門職員（都道府県、政令市・特別区、市、町村）

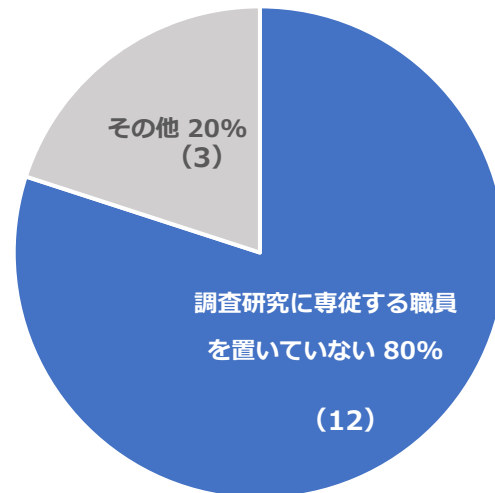
○地方公共団体の区分を問わず、調査研究に専従する職員を置いているセンターは少ない。

## 都道府県

調査研究に専従する職員を置いており、当該職員は男女共同参画に関する調査研究を行った経験がある  
7% (1)

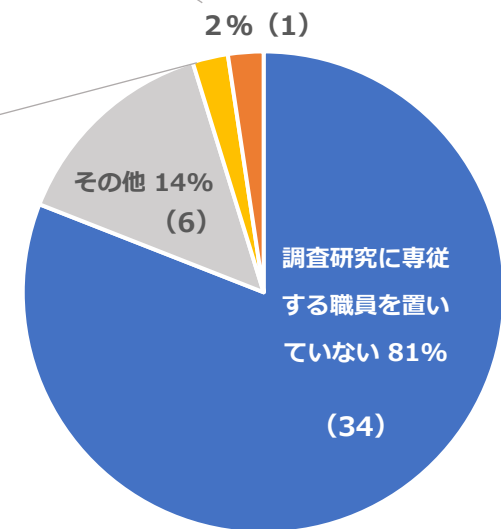


## 政令市・特別区

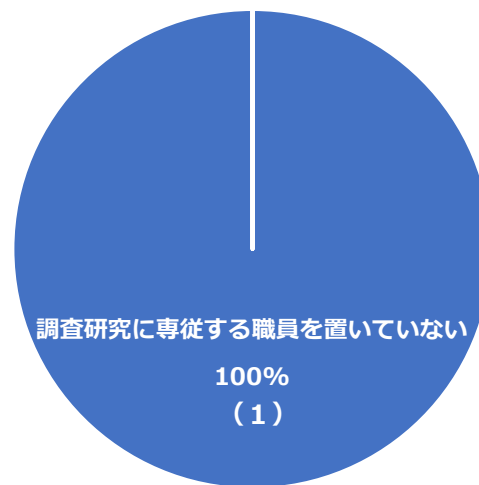


## 市

調査研究に専従する職員を置いており、当該職員には男女共同参画の関連分野の学位がある  
2% (1)

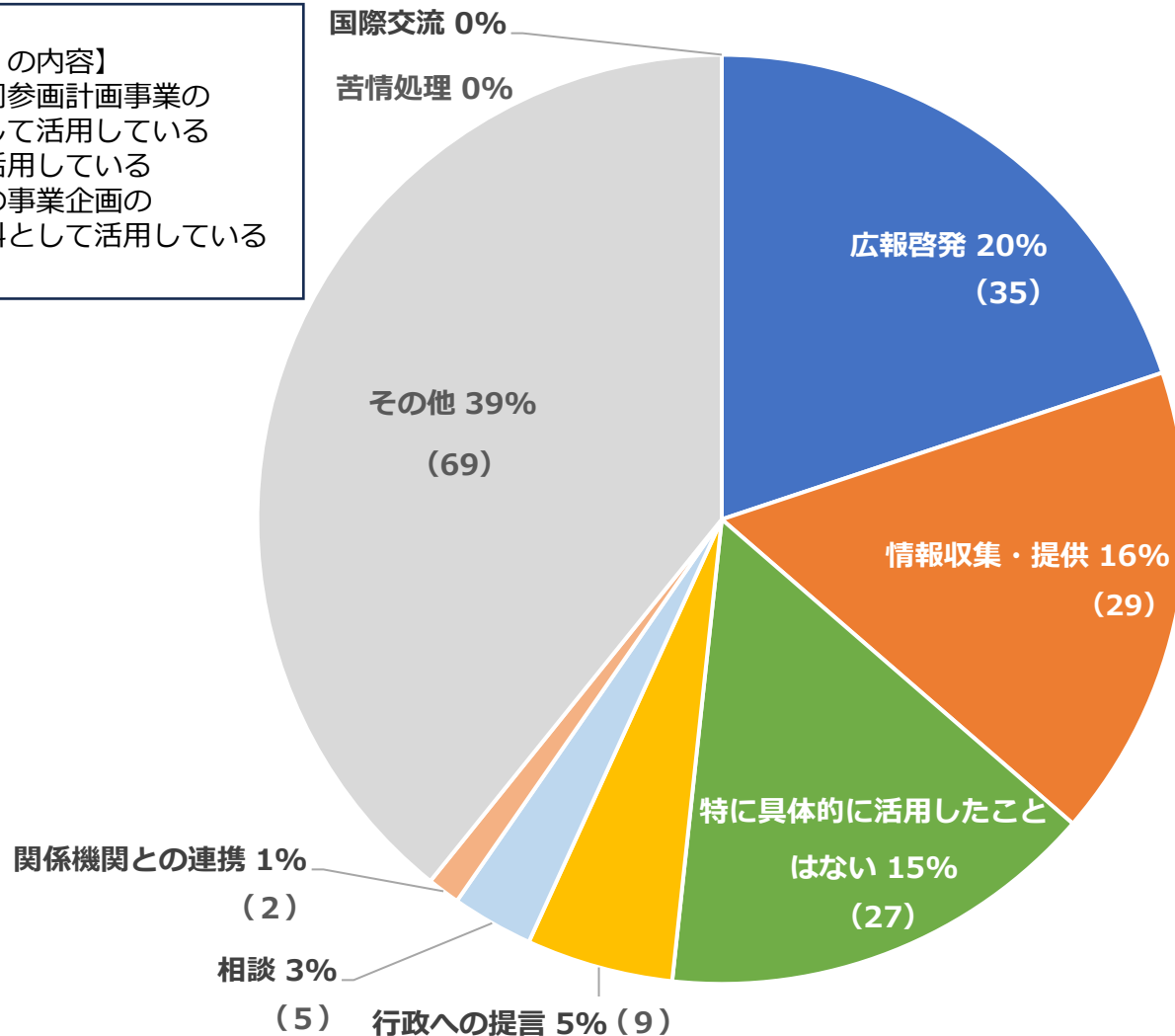


## 町村



# 調査研究の活用方法（全国）

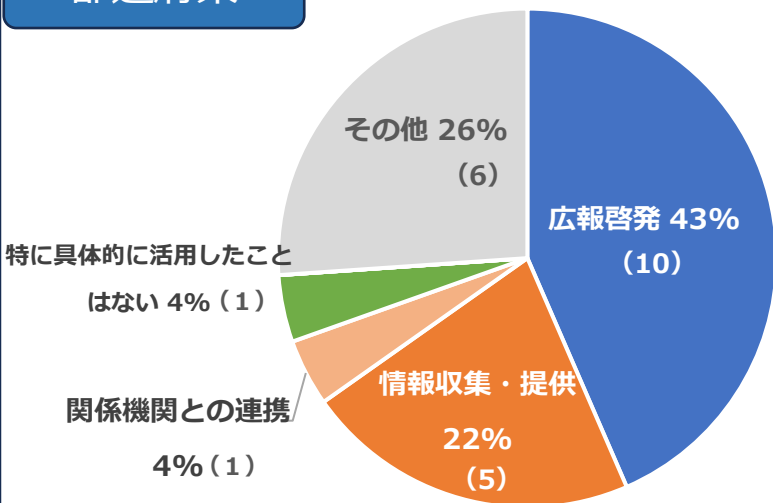
- 8割以上のセンターが調整研究の成果を広報啓発、情報収集・提供の業務等に活用している。
- 「その他」の具体的な内容としては、次年度の事業計画の立案の検討に用いる等の回答があった。



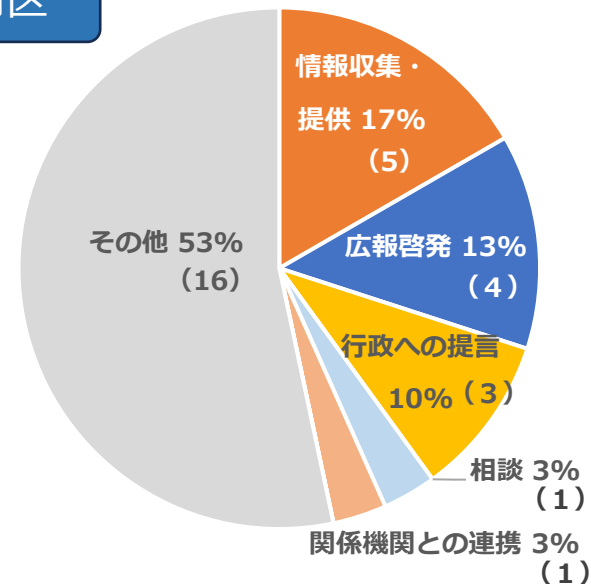
# 調査研究の活用方法（都道府県、政令市・特別区、市、町村）

○都道府県、政令市・特別区においては、ほとんどのセンターが調査研究を事業等に活用している。

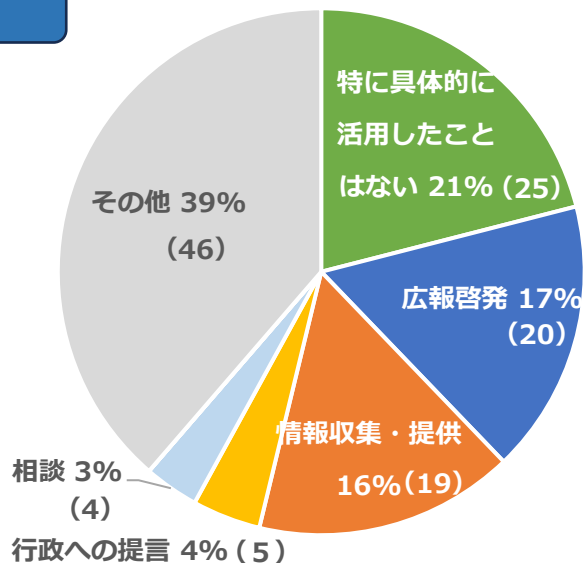
## 都道府県



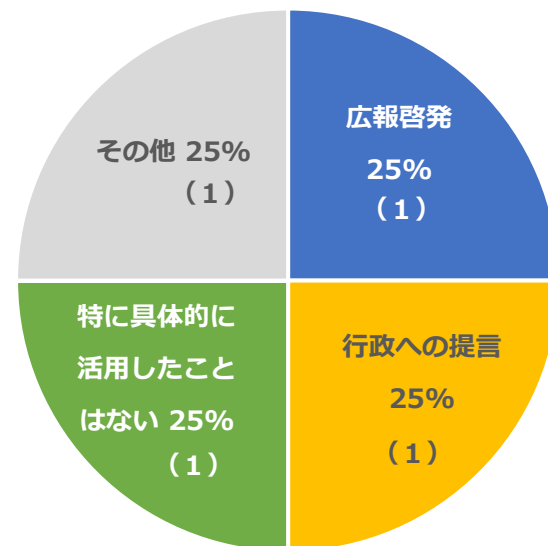
## 政令市・特別区



## 市



## 町村

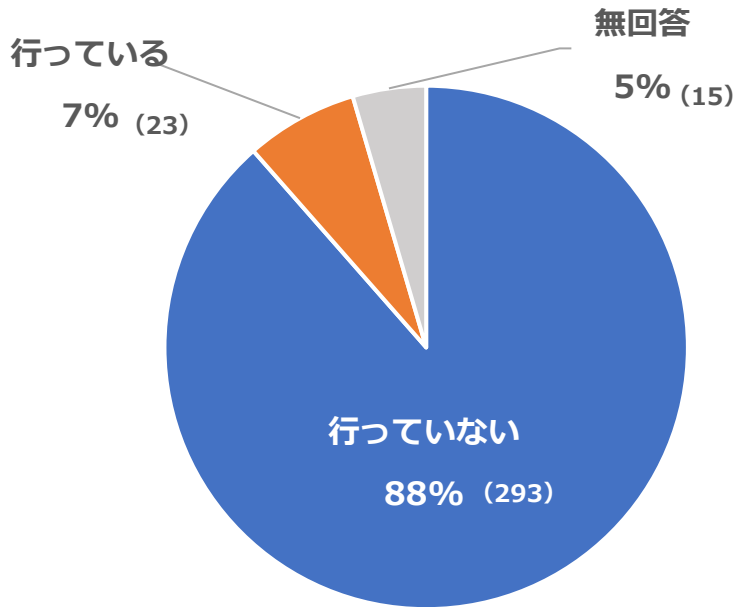


# 國際交流

# 国際交流の実施状況

○約9割のセンターが国際交流事業を実施していない。

## 国際交流事業の有無



### 【実施している国際交流事業】

※()内は団体数

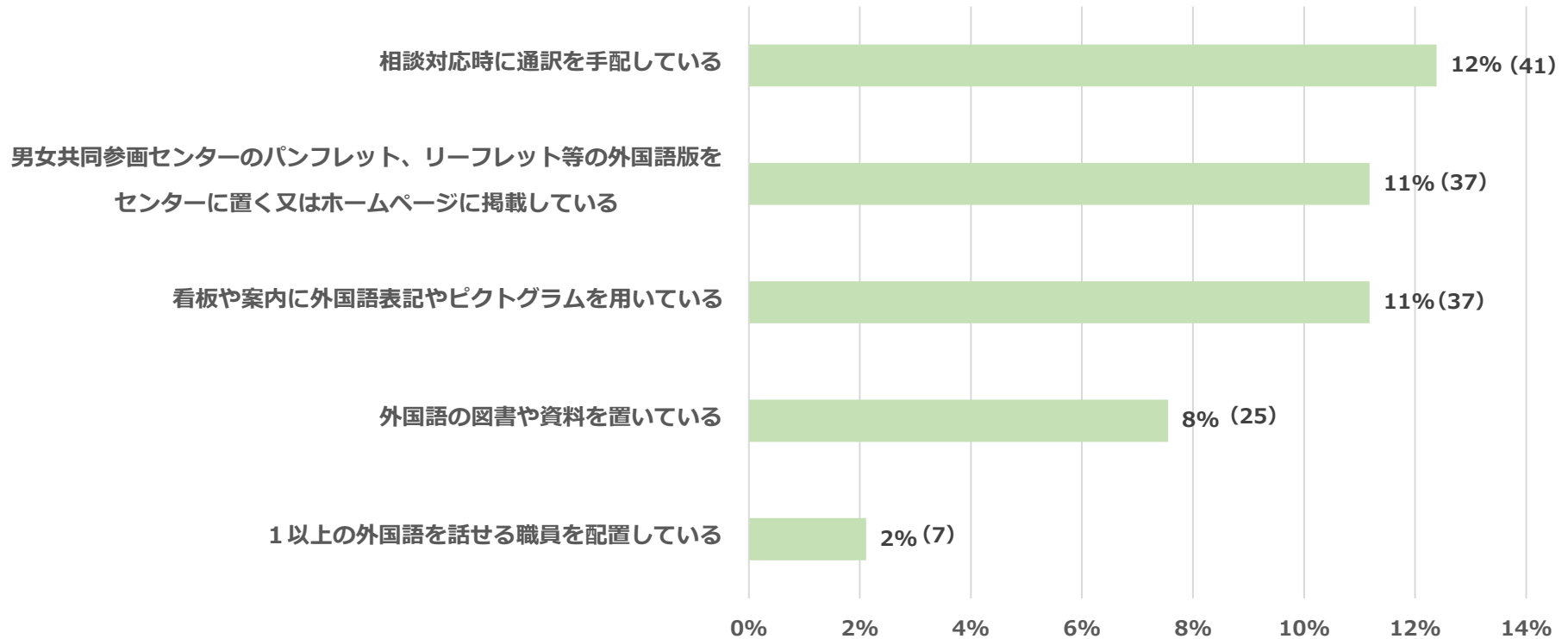
- ・多文化共生をテーマにした講座の開催
- ・男女共同参画関連絵本の外国語での読み語り
- ・国際交流を行っている登録団体と協力した講座の開催
- ・国際交流員を講師とした文化紹介やジェンダーに関する講座の開催
- ・高校生のホームステイ相互派遣事業の実施
- ・アメリカと中国文化から学ぶジェンダーや文化の違いを知る講座の開催
- ・国際交流フェスの開催
- ・世界の遊びと衣装の出張博物館事業の実施
- ・ホストタウン交流事業の実施
- ・日本語ボランティア養成講座の開催
- ・市民便利帳やさしい日本語版の発行等
- ・多文化料理教室の開催
- ・日本語教室、英語教室の開催
- ・日本語教室を行うボランティア団体への支援
- ・子どもの学習支援事業の実施
- ・市民との交流事業の実施

等

回答項目	都道府県	政令市・特別区	市	町村
行っていない	88% (42)	88% (37)	89% (208)	75% (6)
行っている	6% (3)	7% (3)	7% (17)	0% (0)
無回答	6% (3)	5% (2)	3% (8)	25% (2)

# 外国人住民に対する取組

○外国人住民に対して通訳や外国語表記に対応しているのは約1割にとどまる。



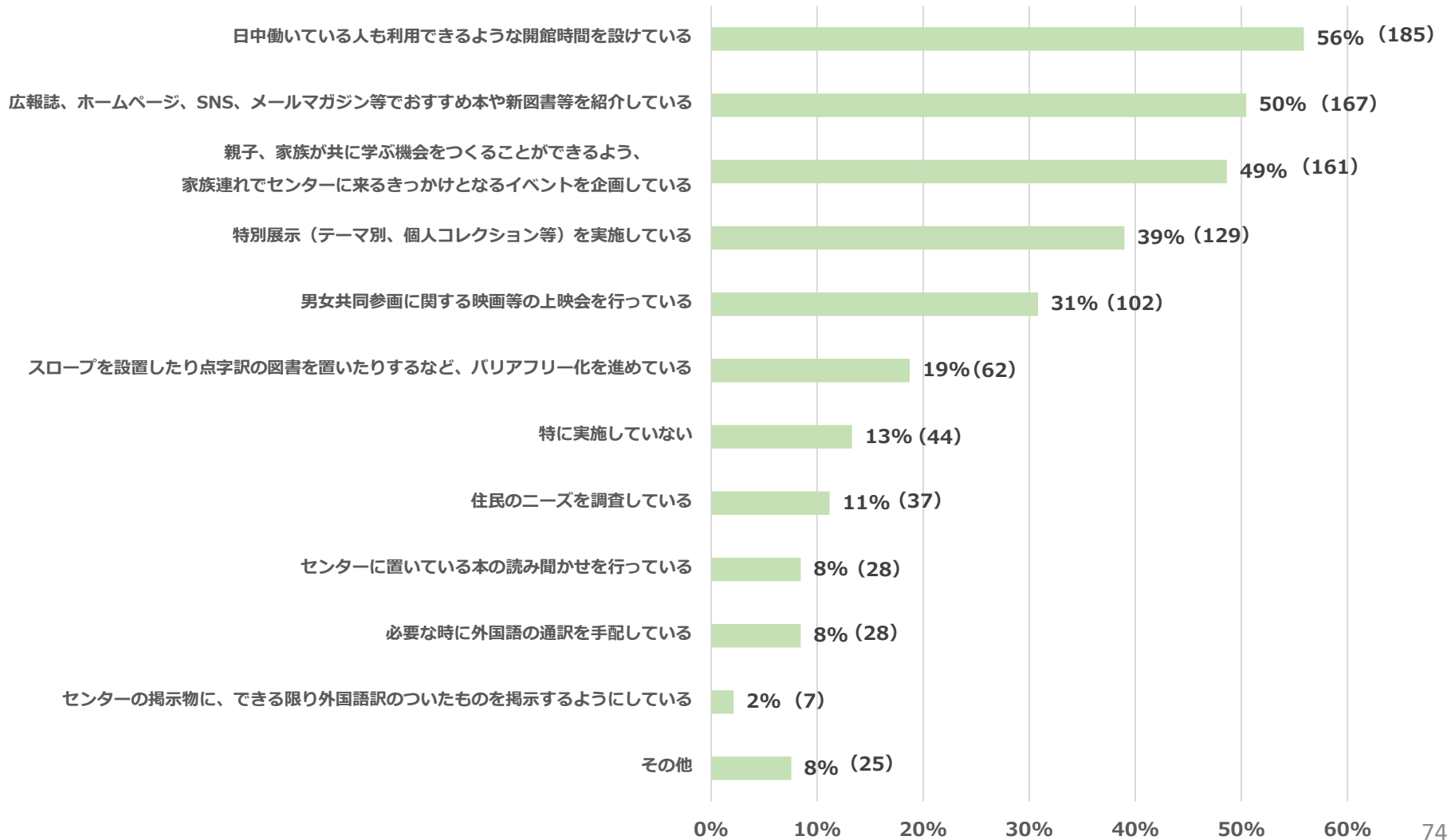
回答項目	都道府県	政令市・特別区	市	町村
男女共同参画センターのパンフレット、リーフレット等の外国語版をセンターに置く又はホームページに掲載している	10% (5)	19% (8)	10% (24)	13% (1)
看板や案内に外国語表記やピクトグラムを用いている	10% (5)	11% (26)	10% (23)	13% (1)
外国語の図書や資料を置いている	8% (4)	5% (12)	7% (16)	0% (0)
1以上の外国語を話せる職員を配置している	0% (0)	2% (5)	2% (5)	0% (0)
相談対応時に通訳を手配している	10% (5)	14% (32)	14% (32)	0% (0)



# 利用者を増やすための取組

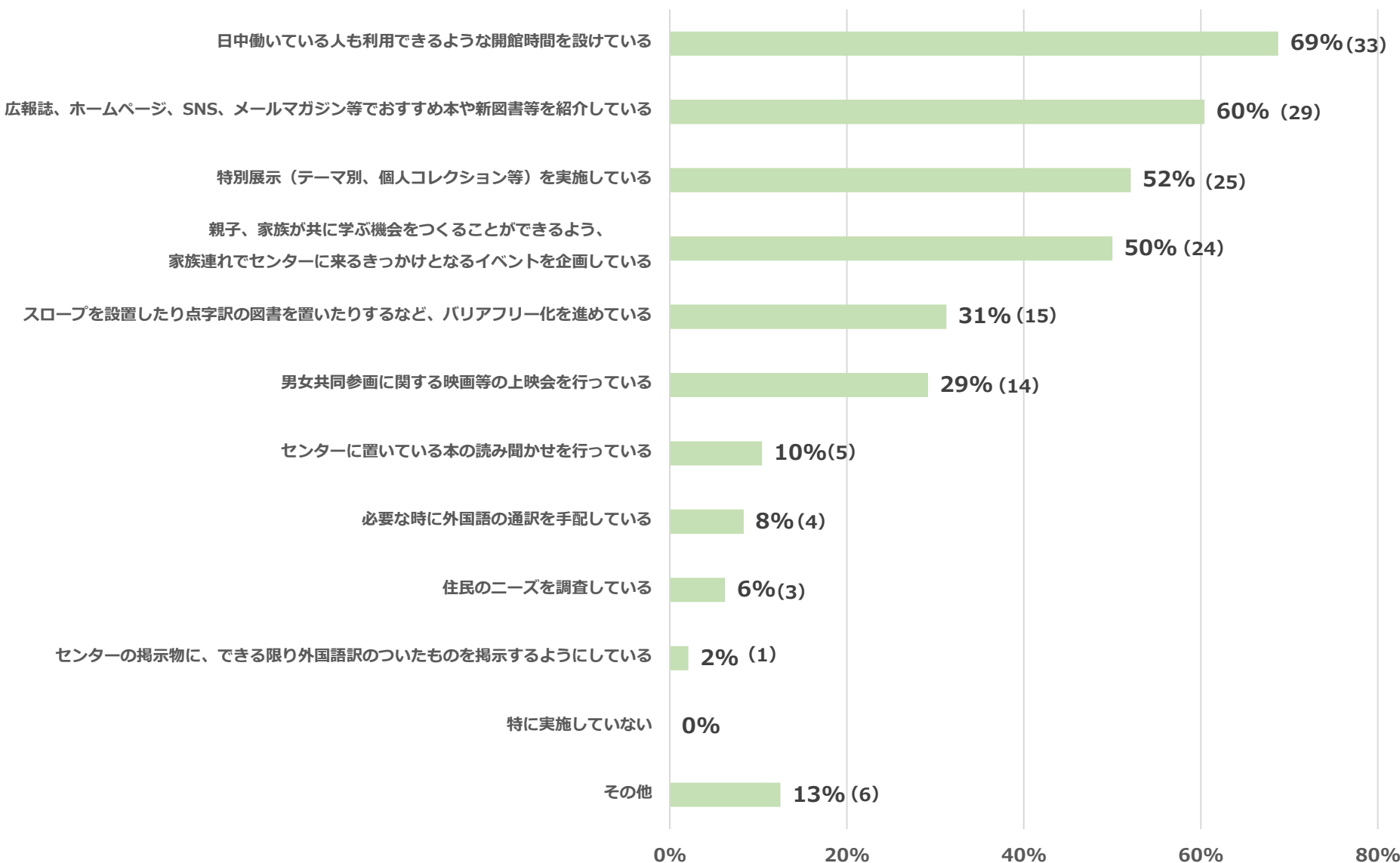
# 利用者を増やすための取組（全国）

- 半数以上のセンターでは、利用者を増やすために開設時間を工夫している。
- 半数のセンターが家族連れを対象とするイベントの企画を実施している。



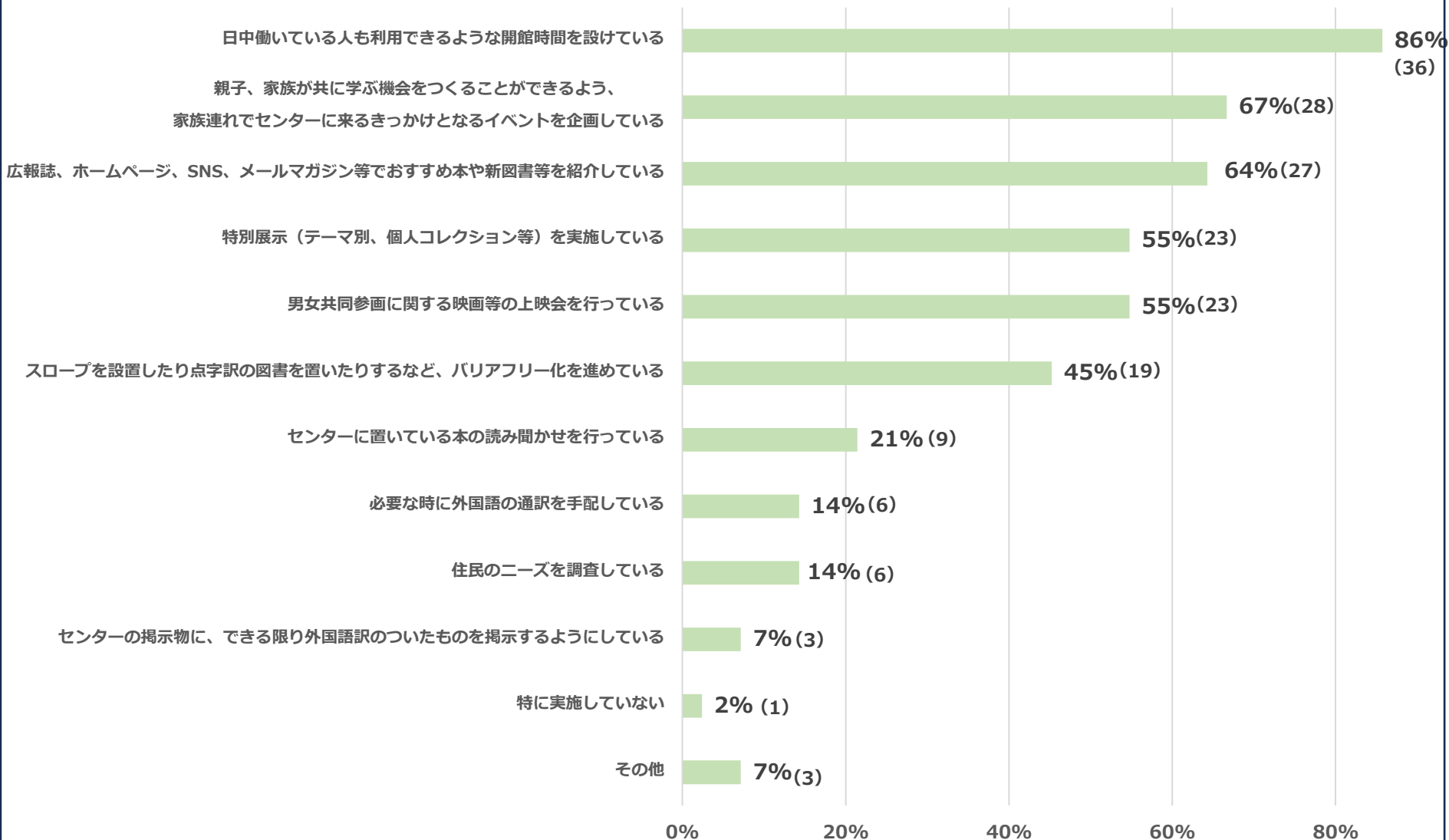
# 利用者を増やすための取組（都道府県）

○都道府県においては、6割のセンターが広報誌等でおすすめ本や新図書等を紹介している。



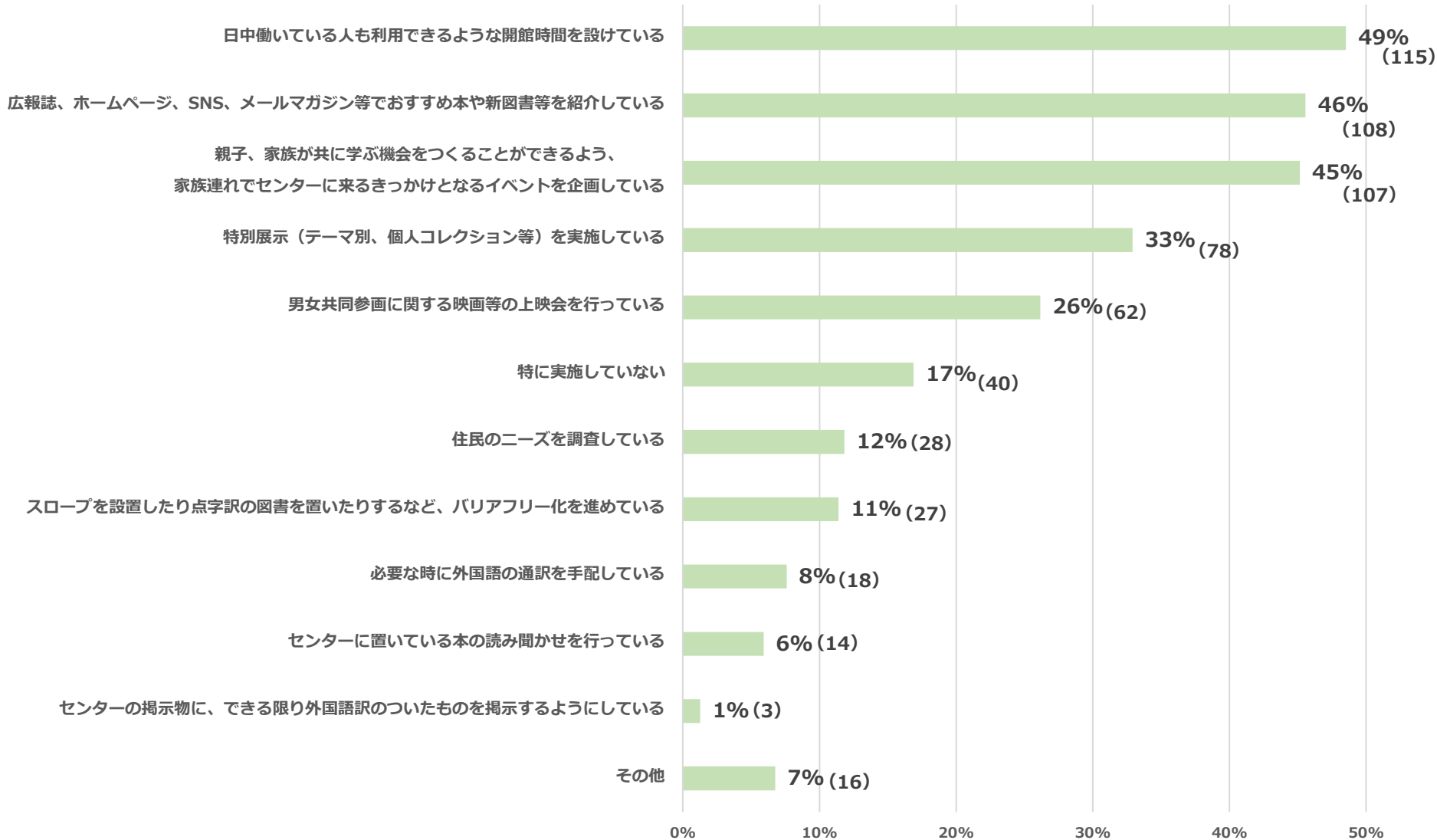
# 利用者を増やすための取組（政令市・特別区）

○政令市・特別区においては、約7割のセンターが家族連れイベントを実施している。



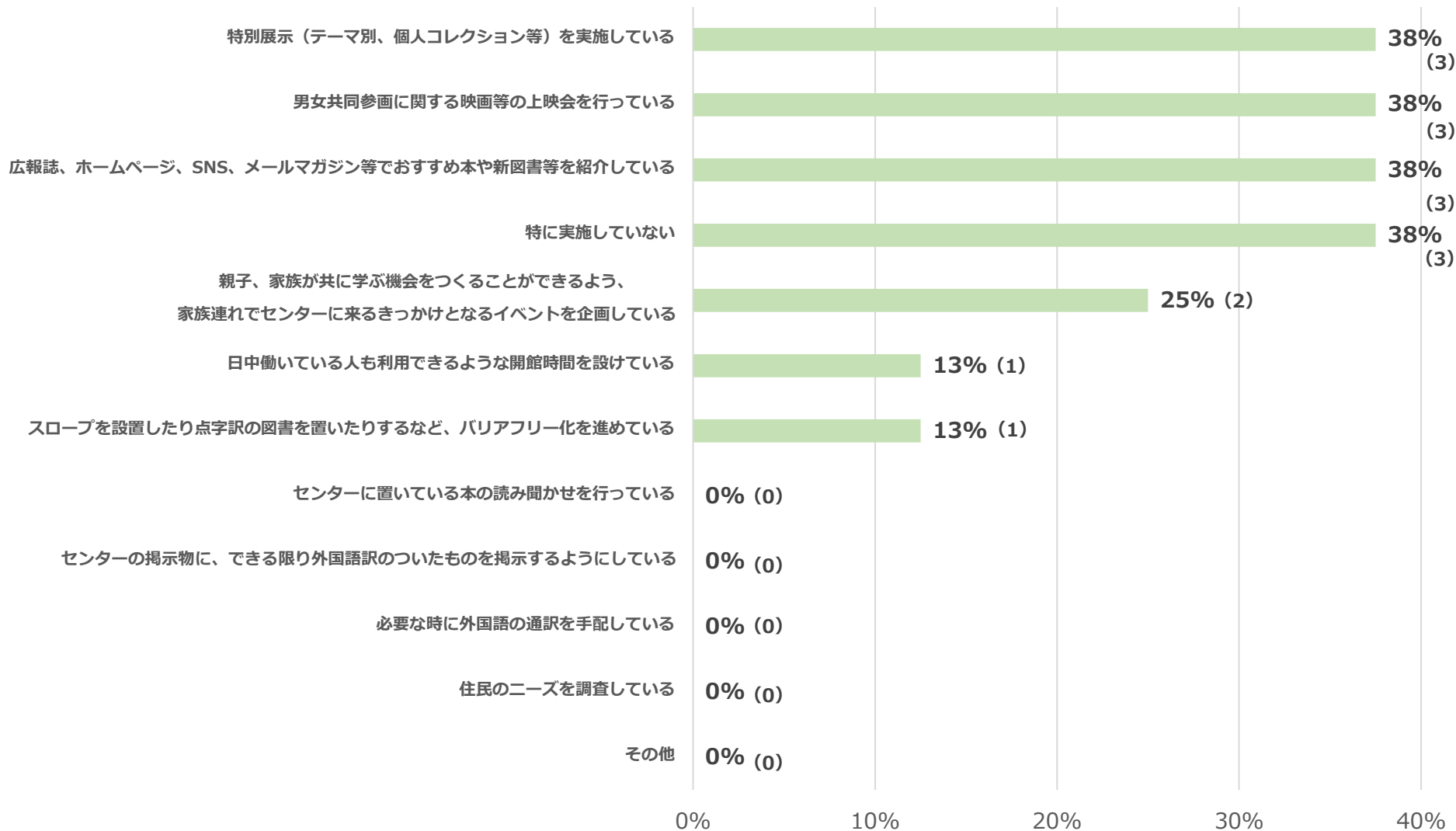
# 利用者を増やすための取組（市）

○市においては、約半数のセンターが開設時間を工夫している。



# 利用者を増やすための取組（町村）

○町村の8センターのうち3センターが、特別展示や図書の紹介のほか、男女共同参画に関する映画等の上映会による利用者増の取組が行われている。



# 利用者を増やすための取組の「その他」の具体的な内容

- ・ 教育機関への積極的な広報活動
- ・ インターネット環境（フリーWi-Fi）の整備
- ・ アンケートによる要望調査
- ・ 必要に応じた託児サービスの提供
- ・ 車イスの設置
- ・ センターだよりの発行・配布
- ・ 働いている人も利用できるように開館日を火曜日～土曜日としている
- ・ イベント等の広報で最寄駅の掲示板やデジタルサイネージを活用、集客力の高い講師による講演会の開催
- ・ 市民持ち込み企画や、学生と連携した企画を実施し、新しい利用者呼び込む
- ・ 図書を活用したミニイベントの開催や、学校等の施設見学受け入れを通して、新たな利用者呼びこむ
- ・ 男女共同参画に関する講座の実施
- ・ 興味のある講座、若者が参加しやすいセミナーの企画、文化講座の実施
- ・ バザーの開催
- ・ パープル&オレンジリボン作り
- ・ 講座・イベント開催時に担当課（多様性社会推進課）の事業紹介など広報を行う会員を募集
- ・ 県庁内の共有スペースで展示や図書の設置等